

# 会 議 録

## 令 和 2 年 第 2 回 定 例 会

会期：令和2年6月 3日  
令和2年6月19日  
(17日間)

小 海 町 議 会

## 第2回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日（招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託）	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
議案第20号（規約）	13
承認第1号（条例）	13
承認第2号～5号（補正予算）	14
承認第6号（条例）	33
承認第7号（補正予算）	33
議案第21号～31号（条例・補正予算）	34
陳情・請願等	53
第7日（一般質問）	
第9番 的埜美香子 議員	56
第10番 井出 薫 議員	70
第5番 小池 捨吉 議員	83
第7番 篠原 伸男 議員	90
第2番 渡辺 均 議員	101
第12番 鷹野弥洲年 議員	115
陳情追加付託	125
第17日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
開会・報告	126
議員派遣の件	127
承認第1号（条例）	128
承認第2号～5号（補正予算）	128
承認第7号（条例）	130
議案第21号～28号（条例）	131
議案第29号～31号（補正予算）	136
陳情第3号	139
陳情第4号	143
発議第3号	144
同意第4号	145
議案第32号（条例）	146
議案第33号（補正予算）	150
委員会の閉会中の継続調査の件	151
署名	153

令和 2 年 第 2 回  
小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和2年6月 3日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和2年6月19日 午後 4時45分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第8番議員、第9番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和2年6月 3日 至 令和2年6月19日 17日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
議案第20号	長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決
承認第1号	小海町税条例等の一部を改正する条例について	原案承認
承認第2号	令和元年度小海町一般会計補正予算(第7号)について	〃
承認第3号	令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	〃
承認第4号	令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	〃
承認第5号	令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	〃
承認第6号	小海町税条例の一部を改正する条例について	〃
承認第7号	令和2年度小海町一般会計補正予算(第1号)について	〃
議案第21号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第22号	小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第23号	小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	小海町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第25号	小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第26号	小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第27号	小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第28号	小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	〃
議案第29号	令和2年度小海町一般会計補正予算（第2号）について	〃
議案第30号	令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	〃
議案第31号	令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	〃
陳情第3号	フォワード導入に関する補助金の陳情書	採 択
陳情第4号	新型コロナウイルスによる深刻な影響に対するタクシー事業への支援についての要望書	趣旨採択

《追加議案》

発議第3号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について	原案可決
同意第4号	監査委員の選任同意について	同 意
議案第32号	小海町憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第33号	令和2年度小海町一般会計補正予算（第3号）について	〃

会議の顛末	令和2年6月 3日 午前10時00分に始め
	令和2年6月19日 午後 4時45分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出 浩
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 井出宗則
	教 育 長 中島行男 教育次長 井出直人
	総 務 課 長 井上晴正 観光交流センター所長 井出知之
	町 民 課 長 井出三彦 やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 黒澤五雄
	書 記 池田知美

### 会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	6/3	6/9	6/10	6/12		6/16		6/19
					Am	Pm	Am	Pm	
第1番	古谷 恒晴	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	渡辺 均	○	○	○	○	○	—	○	○
第3番	井出 幸実	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井上 一郎	○	○	○	—	○	○	○	○
第5番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○
第6番	有坂 辰六	○	○	○	—	○	○	○	○
第7番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	○
第8番	篠原 義従	○	○	○	○	○	—	○	○
第9番	的埜美香子	○	○	○	—	○	○	○	○
第10番	井出 薫	○	○	○	○	○	—	○	○
第11番	新津 孝徳	○	○	○	○	○	—	○	○
第12番	鷹野弥洲年	○	○	○	○	○	○	○	○
計		12	12	12	7	12	6	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 8 番 篠原義従 議員							
		第 9 番 的埜美香子 議員							

# 令和 2 年 第 2 回

## 小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

\* 開会年月日時 令和 2 年 6 月 3 日 午前 10 時 00 分

\* 閉会年月日時 令和 2 年 6 月 3 日 午後 5 時 19 分

\* 開会の場所 小海町議会議場

### 会議の経過

#### ○ 開 会

議 長

皆さん、おはようございます。

令和 2 年第 2 回定例会初日であります。6 月となりましていよいよ梅雨入りも間近となりました。例年ですと田植えの季節も終わり春の農作業も一段落して農休みの時期であります。今年には新型コロナウイルスの影響でどこか区切りのつかないような、晴れ晴れとしないような心持であります。

1 月に存在が明らかになった新型コロナウイルスは瞬間に全世界に拡散し人類史上最大規模の感染症となっております。全世界で昨日までに 627 万人余りの人々が感染し 37 万人を超える方が亡くなりました。日本は感染者、死者も先進国の中では少ないほうではありますがそれでも多くの方々が感染し、犠牲となっております。お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますと共に感染された方々に心よりお見舞いを申し上げます。そしてこの感染症拡大防止或いは波及する社会機能の変化への対応や感染者の救命のために尽力をされてきました医療関係者を始め、すべての関係者に敬意と感謝を申し上げます。この緊急事態宣言の中で人々の移動の制限や自粛要請により国民生活や経済に大きな影響を及ぼし社会の機能不全とも言える状況であります。そして子供たちにとって学校の長期休校により計り知れない影響が懸念されております。5 月中旬から減少傾向になり緊急事態宣言も解除され社会生活が戻りつつありますがまだまだ油断できない状況であります。昨夜も東京アラートが発せられました。感染拡大の第 2 波を起こさないように全国民が予防対策に努めると共に 1 日も早い終息を願う所であります。そして一方でワクチンの開発や治療薬の開発に期待を寄せる所でもあります。さて本定例会であります。前年度の決算を踏まえた専決補正や新型コロナウイルス感染症に起因する令和 2 年度

	<p>補正予算などの議案が提出されています。それぞれの議案に対して適切な審議をお願いするとともに円滑な議事進行にご協力をお願いを致します。ただ今の出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第2回小海町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。</p>
<p><b><u>日程第1 会議録署名議員の指名</u></b></p>	
議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第8番篠原義従君及び第9番的埜美香子君を指名いたします。</p>
<p><b><u>日程第2 会期の決定</u></b></p>	
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきましては、去る5月14日と6月1日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長 井上一郎君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。 本日招集の、令和2年第2回小海町議会定例会の運営につきましては、去る5月14日、6月1日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は、専決処分7件、条例等改正案9件、補正予算案3件、陳情1件の合計20件であり、会期は本日より6月19日までの17日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後5時までとします。ただし質疑が5時を過ぎた場合には、質疑終了後としますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が1日で済めば10日午前10時から、2日間の場合は10日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですのでご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から、議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとお</p>

	<p>り本日から6月19日までの17日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から6月19日まで17日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<p><b><u>日程第3 町長招集あいさつ</u></b></p>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆さんおはようございます。本日は、第2回定例会をご案内申し上げましたところ、公私共にお忙しい中、全議員の皆様にご出席を賜り開催できますことに、心より感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症感染拡大につきましては、大変な事態だということは感じておりましたが、ここまで深刻な事態になるとは正直言って思ってもおりませんでした。感染しても症状が出ずに感染を拡大してしまうという、今までにない見えない敵との戦いは、わずか数カ月間に全世界の日常を大きく変えてしまいました。わが町におきましても、飲食店をはじめ観光に携わっている皆さんは、緊急事態宣言による各種自粛要請を受け、売り上げが大きく落ち込み死活問題となっております。緊急事態宣言は解除となりましたが、今までのような日常を取り戻すには相当な時間がかかるのではないかと考えています。一日も早く町民の皆様が普通に帰り安心して生活できるよう、町としても大きなテコ入れをしていくべきだろうと考えています。後程補正予算案でもご説明申し上げますが、是非とも議会の皆様のご理解をいただき、早急な対応をしていきたいと思っております。</p> <p>わが町のもう一つの基幹産業である農業につきましては、やはりコロナの影響で予定していた外国人実習生が来ることができず、農家の皆様も一時期大変困っていましたが、逆にコロナの影響で職を失った外国人労働者を確保できたということで、現在はおおむね間に合ったと聞いております。小海支所管内におきましても、サニー・リーフが5月17日から、結球レタスが21日から、またハクサイについては29日から出荷が始まったようでございます。コロナの影響で外食産業が低迷しているため、こちら向けの契約分がどうなるか不安要素があるとのことであります。一刻もはや</p>



くコロナが終息し、大きな災害などもなく、農家の皆様の苦労が報われるような年になる事を願うばかりでございます。また、もう間もなくすると梅雨入りとなり、台風による大雨やゲリラ豪雨なども心配されます。避難所における感染症対策も重要な問題となっており、行政としてどのような対応をしたらいいのかを早急に検討する必要性も出てまいりました。町民の皆様の期待に沿い迅速な対応ができるよう常々心がけて準備を進めていきたいと思っております。

それでは続きまして本定例会に提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。まず議案第20号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更につきましては、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が令和2年6月30日付をもって解散により脱退することに伴い、地方自治法第252条の7第2項の規定により協議するものでございます。次に承認第1号の小海町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い関連する条項の整備を行うもので、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、たばこ税の課税方式の見直しなど、所要の改正をしたものでございます。承認第2号 令和元年度小海町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額に66,041千円を追加し総額を4,567,211千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳入につきましては、町税の確定で17,848千円の増額、地方交付税では特別交付税が確定したことにより177,570千円の増額となりました。歳出につきましては、総務費が51,723千円の減額、民生費が40,731千円の減額、衛生費が18,324千円、農林水産費が7,196千円、商工費が10,785千円、土木費が16,006千円、消防費が1,615千円、教育費が17,485千円、災害復旧費が16,185千円それぞれ減額、公債費は122千円増額するなど精算を行ったもので、予備費の総額を312,185千円としたものでございます。承認第3号の令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から7,277千円を減額し、総額を534,450千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳入で県支出金が5,710千円減額となり、歳出で保険給付費が8,375千円減額となったことにより、予備費を2,229千円増額としたものでございます。承認第4号の令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額から8,119千円を減額し、総額を651,861千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳出で保険給付費が29,838千円減額、地域支援事業費が4,287千円減額となったことから、歳入で一般

会計からの繰入金を 10,342 千円減額し、基金に 16,845 千円を積み立て、9,834 千円を予備費に計上したものでございます。承認第 5 号 令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から 351 千円を減額し、総額を 75,925 千円としたもので、主な要因は精算によるものでございます。以上 5 件につきましては 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。承認第 6 号の小海町税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた企業や個人の税の軽減や納税猶予などの特例措置を講じるなど、所要の改正をしたものでございます。承認第 7 号 令和 2 年度小海町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 475,535 千円を追加し総額を 4,569,535 千円としたものでございます。主な要因は新型コロナウイルス関連事業費で、国が行う特別定額給付金で約 460,000 千円の補正となっております。この 2 件につきましては 4 月 30 日付で専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

続きまして、議案について概要を申し上げます。議案第 21 号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う条文中の字句の改正をするものです。続きまして議案第 22 号、小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかった被保険者に対し、傷病手当金を支給できるよう改正するものでございます。続きまして議案第 23 号、小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国保税の税率の引き下げ及び限度額の引き上げと、軽減税率適用対象範囲を広げるものでございます。続きまして議案第 24 号、小海町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、消費税及び地方消費税引き上げへの対応として、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化を行う措置を講じるためのものです。続きまして議案第 25 号、小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、小海町において行う事務に傷病手当金の支給申請書の提出の受付を追加するものです。次に議案第 26 号、小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正による条ずれの改正をするものでございます。次に議案第 27 号、小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の定数を 172 名から 157 名に変更するものです。次に議案第 28 号、小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに

に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める、政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基準額について所要の改正を行うものです。また民法の法定利率が改正されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても改正を行うものです。続きまして議案第29号、令和2年度小海町一般会計補正予算（第2号）につきましてもは歳入歳出予算の総額に150,719千円を追加し、総額を4,720,254千円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費補正と追加の新型コロナウイルス関連対策事業費でございます。主なものをご説明いたします。歳入につきましてもは、地方交付税の留保分を財源確保のため12,897千円計上し、分担金及び負担金では、町民応援事業タクシー利用補助事業で利用券販売収入1,500千円を見込み、学校給食費負担金のうち児童分を無償化するため4,293千円を減額いたしました。国庫補助金の内総務費補助金では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を48,705千円計上、教育費補助金では小学校の児童全員にタブレットを配布する事業費補助金として4,590千円を計上しました。繰入金では、新型コロナウイルス関連事業費の財源として、財政調整基金から70,098千円の繰入れを行います。歳出につきましてもは人事異動に伴う人件費の補正の他、総務費では新型コロナウイルス関連事業費として、空間消毒液購入費として5,135千円を計上しました。商工費では、新型コロナウイルス関連事業費として、タクシー利用補助で5,000千円、プレミアム商品券発行事業に94,416千円、第2弾の飲食店利用促進のためのお食事券配布で4,515千円、町内事業者応援事業費として5,000千円、また中小企業振興資金利子補給として1,800千円を計上しました。土木費では、ハザードマップ作成業務に2,000千円、県の森林税活用事業による支障木伐採委託料で5,000千円などを計上しました。教育費では新型コロナウイルス関連事業費として、通学バス借り上げ料で3,900千円、タブレット購入費等で11,942千円を計上いたしました。議案第30号の令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてもは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000千円を追加し、総額を531,000千円としたものでございます。主な要因は新型コロナウイルス感染症にかかった被保険者に対する傷病手当金の支給に関わるもので、歳入で県支出金を1,000千円増額し、歳出で保険給付費を1,000千円増額しております。議案第31号の令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてもは、歳入歳出予算の総額から2,680千円を減額し、総額を702,106千円としたものでございます。主な要因は人事異動によるものです。

	<p>以上本定例会にご提案いたしました議案について、その概要を申し上げます。なお、条例制定案及び人事案件、また追加のコロナ対策のための補正予算案を最終日に追加提案をさせていただき予定でございます。併せてよろしくご審議の上、可決決定をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p><b><u>日程第4 諸般の報告</u></b></p>	
議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの3ページ、4ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><b><u>日程第5 行政報告</u></b></p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。 黒澤町長。</p>
町 長	<p>では、6点についてご報告申し上げます。 まず新型コロナウイルス対策関係につきましては、4月7日に政府から緊急事態宣言がされた以降、7回にわたり対策本部会議を開催し対応を行ってまいりました。議員の皆様方にはその都度対応方針についてはご連絡させていただいたとおりでございます。5月25日に緊急事態宣言は解除されたものの、今後も慎重に取り組んでいきたいと考えております。2点目としまして、4月10日に佐久穂町と地域活性化のための同盟の協定式を行いました。これまでも佐久穂町とは、白駒の池など共通する観光資源があるということで、観光面や移住関係などの取り組みについて合同で行ってきたという経過もある中で、今後道の駅の取り組みなども一緒にやっていきたいと考えております。今回お願いする補正2号にも関係予算をお願いしてございますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。3点目としまして、駅前再整備につきましては後程も報告がございしますが、5月8日に第1回目の委員会を開催し、渡辺議員が委員長に選出されました。委員長の提案で外部からファシリテーターをお願いし、8回ほど委員会を開催し12月までには方向性を決定したいということで、今回予算の増額をお願いすることになりましたのでよろしくお願いいたします。4点</p>

	<p>目としまして、八那池出身で現在世田谷区の農業委員をお務めの山崎節弥さんを小海町交流親善大使に委嘱しました。山崎さんは八那池の鷹野雄之助さんの弟さんで、今後山崎さんを介して世田谷区との交流を推進していければと考えております。5点目としまして、国の特例定額給付金につきましては、5月18日に申請書を全世帯1,955世帯に発送し、29日に1,363世帯の皆様にも初回の振り込みを行いました。支給者数は4,567人に対して3,323人で、73%の給付率となりました。最後ですが、松原のスケートセンター入口の少し上に開発公社がテニスコートとして使用していた土地がありますが、シャトレーゼがここにバウムクーヘン工場を建設することになりました。10月中には着工し3月には稼働する予定とのことです。</p> <p>以上6点ご報告といたします。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
	<p>副町長 【4月人事異動の報告】</p> <p>総務課長 【佐久広域第1回定例会の報告】</p> <p>教育長 【中学校組合議会の報告】</p> <p>総務課長 【令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告】</p> <p>【小海駅前再整備検討委員会の報告】</p> <p>町民課長 【小海町国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】</p> <p>【小海町交通政策審議会の報告】</p> <p>産業建設課長 【中小企業資金あつ旋審査会の報告】</p> <p>副町長 【小海町開発公社経営状況の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p> <p>ここで11時10分まで休憩とします。 (ときに10:54)</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議 長	<p>再開致します。 (ときに11:10)</p> <p>これより議案の上程を致しますが、本日は議事日程のとおり、議案第20号は上程から採決まで、承認第1号から議案第31号、請願・陳情につきましては上程から付託までと致します。それでは、順次議案を上程いたします。</p>

日程第6 議案第20号

議 長	日程第6、議案第20号 「長野県町村公平員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。黒澤議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第20号を採決致します。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員を認めます。したがって議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 承認第1号

議 長	日程第7、承認第1号 「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。黒澤議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。

議 長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 8 承認第 2 号</u></b>	
議 長	日程第 8、承認第 2 号 「令和元年度小海町一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで 1 時まで休憩と致します。 <span style="float: right;">(ときに 11 時 55 分)</span>
議 長	再開致します。 <span style="float: right;">(ときに 13 時 00 分)</span> 暑いようでしたら上着を脱いで頂いて結構です。議事に入ります前に先程 12 時 30 分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 井上一郎 君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 6 月 12 日(金) 午前 10 時より総務産業常任委員会、視察なし、午後 1 時より予算決算常任委員会、6 月 16 日(火) 午前 10 時より民生文教常任委員会、視察なし。午後 1 時より予算決算常任委員会の審査を行います。また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察および全員協議会につきましては、6 月 10 日に行います。以上で、報告を終わります。
議 長	日程第 8、承認第 2 号 「令和元年度小海町一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。先程提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。  7 ページ 第 2 表 繰越明許費補正 第 3 表 地方債補正 【歳入】 10 ページ 1 款 町税 1 項 町民税

	2項 固定資産税
11ページ	
	3項 軽自動車税
	4項 市町村たばこ税
	5項 入湯税
12ページ	
2款 地方譲与税	1項 地方揮発油譲与税
	2項 自動車重量譲与税
	3項 森林環境譲与税
3款 利子割交付金	
13ページ	
4款 配当割交付金	
5款 株式等譲渡所得割交付金	
6款 地方消費税交付金	
7款 ゴルフ場利用税交付金	
14ページ	
8款 自動車取得税交付金	1項 自動車取得税交付金
	2項 環境性能割交付金
9款 地方特例交付金	
10款 地方交付税	
15ページ	
11款 交通安全対策特別交付金	
12款 分担金及び負担金	
16ページ	
13款 使用料及び手数料	1項 使用料
17ページ	
	2項 手数料
14款 国庫支出金	1項 国庫負担金
18ページ	
	2項 国庫補助金
	3項 国庫委託金
19ページ	
15款 県支出金	1項 県負担金
	2項 県補助金
20ページ	
	2項 県補助金つづき



	<p>3項 県委託金</p> <p>16款 財産収入 1項 財産運用収入</p> <p>21ページ</p> <p>2項 財産売却収入</p> <p>17款 寄付金</p> <p>18款 繰入金 1項 特別会計繰入金</p> <p>22ページ</p> <p>2項 財産区繰入金</p> <p>3項 基金繰入金</p> <p>20款 諸収入 3項 受託事業収入</p> <p>4項 雑入</p> <p>23ページ</p> <p>4項 雑入つづき</p>
2番議員	<p>そばの販売収入と鞍掛豆の販売収入、これが減少しておるんですけども減少の背景、原因というのは生産者が減ったのか、生産者は同じだけれども作付面積が減ったのか或いは売買代金が安くなったのか。その辺の背景を教えてくださいと思います。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答え致します。そばの里作り事業ということで販売収入が大きく減ってしまったということなんですけれども、令和元年度の補正で増額補正を途中で補正1号ですね、でするところでございます。そしてまたこの減額ということでして、最終的な決算の見込みの数字では前年比の100万円が減ということでございます。この内容につきましては主に加工品の販売の減ということでして、加工品についてはそば、乾麺ですね、乾麺、それから冷凍麺も製造したわけですけど、主に直売所ですとか、その他取り扱いして頂いているところでの減になってしまったという結果でございます。それから4節の鞍掛豆の販売収入の関係ですけども、こちらについても販売が少なくなってしまった、これはお豆腐を作っているのが主なんですけれども途中でちょっと体調不良ですとかあったために製造ができていない、そういう時期があったということで販売が減ってしまったということでございます。生産者の面につきましては人数、生産者数ですね、それから作付面積と毎年増減はあります。30年は確かに作付け面積、約10町歩ほどあったんですけどそれが7.4町歩くらいに減少はしました。ただそばの購入量、その時に台風にあったとか、そういう原因で作付面積と購入量は比例は中々しないものでしてその時、その年の増減があります。30年度に比べますとやはり減少はしているんですけども平均的にはここ4年、5年の範囲では中間的な、</p>

	ややよい取れ高だと言えます。また鞍掛豆についても作付面積については元年度はむしろ多かったということなんですけれども、町での購入量は昨年に比べて増加はしているんですけれども、販売については減少してしまったという結果です。これから在庫がありますので販売努力していきたいと思います。以上です。
2 番議員	わかりました。ということはこの事業の主たる目的の1つが耕作放棄地の解除、解除っていうか手が入るっていうことでそのことについては一定の成果があるっていう風に総括できるということで理解してよろしいでしょうか。
産業建設課長	はい、おっしゃられる通り、一定の成果は出ていると判断しております。
議長	他に…。
10 番議員	教えてもらいたいんですけれども、5の雑入でございますけれども、下から3行目に災害の見舞金を頂いているという予算だと思うんですけれども、それと7行目に保証料の還付ということでこれもいただいているという話だけだと思いますけれども、説明をお願いします。
総務課長	はい、お答え申し上げます。災害見舞金につきましては長野銀行ですとか、県の町村会ですとか、そういったところから金額はこれをわけますから1件の金額は多くないわけなんですけれども、まあ一応お見舞金という形でいただいておりますので、義援金という形で頂けば義援金でわけなきゃいけないんですがあくまでもお見舞金というわけでしたので雑入でいれさせていただいております。
産業建設課長	保証料の還付金についてですけれども制度資金を融資した時の保証料というのをお支払いしているんですけれども、その場合、繰上償還があった場合に保証料がいらなくなってしまう。町の制度資金であれば100%保証料は町で補助しますよという内容でございますので繰上償還が行われるとその分の保証料が不要になるということで雑入として収納してございます。以上です。
議長	他に…。
2 番議員	今の雑入のところで上から2番目のプレミアム商品券っていうのは予定よりも3割くらいの実施率で留まっておりますけれども、このレベルで留まった原因、背景のようなものをどのように総括されているのかお聞かせください。
町民課長	はい、このプレミアム商品券につきましては2万円で2万5千円分の商品券が買えるという事業でございます当初は1,100枚ということで見込んでいたんですが、やはり2万円を支出するというところで使用される

	方が思ったよりかなり 32%ということですのでけれども見込よりは大幅に減ってしまった。やはりあの自分でお金を出して5千円分のプレミアムということが受け入れられなかったのかなという風に思っております。
議長	他に…。 24ページ 5項 延滞金加算金及び過料 21款 町債 歳出に移ります。 25ページ 1款 議会費 2款 総務費 1項 総務管理費 1目一般管理費 26ページ 1目 一般管理費の続き 2目 財産管理費 3目 広報費 4目 企画費 27ページ 4目 企画費つづき
2番議員	講師謝礼、報償費の講師謝礼、これが半分くらいになっているという点と、それから第6次長期振興計画委託費、これもほぼ半額になっているんですけれども、この2点が減額になった理由をお聞かせください。
総務課長	はい、まず報償費ですけれども講師謝礼という書き方がまずかったんでございますけれども、たぬきやのプロポーザル、それから新田住宅のプロポーザルに関わる分で62万2千円減額、それからインターンシップでインターンの受入に関して協力いただいた方々にお支払いする謝金、これが36万円から10万3千円になったということで、トータル減ということでございます。それから長期振興計画については、当初印刷費ですとか色々他所への委託を考えていたわけですけれども、自力ですべてをやって最終的に印刷代だけ使わせていただいたということで減額になってます。以上です。
議長	他に…。
9番議員	19節の一番最後のUIJターン就業支援事業ということで先程歳入の所で聞けば良かったんですけれどもこれの200万が0ってことなんですけれども説明をお願いします。
総務課長	これにつきましては国の施策で1件100万、Iターンした場合には出すと、うち、75万円が国県の補助金という事業でございましたけれど、この制

	<p>度で I ターンされた方はとりあえず、令和元年度につきましてはおいでにならなかったということで全額、減額ということでございます。</p>
議長	<p>他に…。</p> <p>28 ページ</p> <p>5 目 地域振興費</p> <p>6 目 積立金</p> <p>7 目 総合センター運営費</p> <p>29 ページ</p> <p>2 項 徴税費</p> <p>3 項 戸籍住民登録費</p> <p>30 ページ</p> <p>3 項 戸籍住民登録費つづき</p> <p>4 項 選挙費 2 目 参議院議員通常選挙費</p> <p>4 目 本村中村土村財産区議会議員一般選挙費</p> <p>31 ページ</p> <p>4 目 本村中村土村財産区議会議員一般選挙費つづき</p> <p>5 項 統計調査費</p> <p>32 ページ</p> <p>3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費</p> <p>33 ページ</p> <p>2 目 老人福祉費</p>
2 番議員	<p>ちょっと 32 ページ、扶助費のところの商品券購入費というのが減っておりますけれどもこの理由をお聞かせください。</p>
町民課長	<p>はい、この内容につきましては先程ありました国のプレミアム商品券の関係とそれから一部生活応援事業で灯油券の関係を併せての減額と、プレミアムの方が大幅に減額になっているという内容でございます。</p>
議長	<p>他に…。</p> <p>3 目 やすらぎ園費</p> <p>4 目 心身障害者福祉費</p> <p>34 ページ</p> <p>4 目 心身障害者福祉費つづき</p> <p>5 目 あゆみ園運営費</p> <p>35 ページ</p> <p>2 項 児童福祉費 1 目 保育所費</p> <p>3 目 児童館運営費</p> <p>4 目 結婚推進・子育て支援費</p>

	<p>36 ページ</p> <p>4目 結婚推進・子育て支援費のつづき 2項 災害救助費</p> <p>37 ページ</p> <p>4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 2目 予防費</p> <p>38 ページ</p> <p>2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生総務費 2目 塵芥処理費</p>
2 番議員	えーと、塵芥処理費につきましても大幅に減っておりますけれど、この金額の減少の原因を教えてください。
町民課長	先程説明の中でもございましたけれども一番大きなものは委託料の中の施設管理ということで現在のごみ処理場の焼却炉の修繕につきまして、調査が必要かということであったんですけれども、その分がいらぬということになって減額になったのが一番大きな原因となっております。以上です。
議 長	他に…。
10 番議員	塵芥処理費の関係ですけれども、この予算は元年度のまとめというような話の中で申し訳ないんですけれどもコロナの関係でごみの量がうんと動いているというようなことを伺うわけでございますけれども、行政の方ではどこか掴んでおるような点があったら教えてくださいなんですけれども。
町民課長	コロナの関係のごみの関係につきましてはまだ具体的な状況等は掴んでおりませんのでまたあの精査しましてご報告できればと思います。よろしくをお願いします。
10 番議員	テレビのニュースでも皆さんご存じだと思うんですけれど、在宅ということから家の中の片づけがうんと進んだというようなことがニュースでやっています実はい小海の中ではね、ごみが増えていると今年度に入ってからのことかと私は認識しているんですけれども、その辺ぜひ調べて頂きながらどういう状況かということをお願いしたいと思います。

<p>議長</p>	<p>いいですか？他に…。</p> <p>3目 し尿下水処理費</p> <p>39ページ</p> <p>5目 町営バス運行管理費</p> <p>5款 農林水産費 1項 農業費 1目 農業委員会費</p> <p>40ページ</p> <p>2目 農業振興費</p> <p>3目 畜産振興費</p> <p>41ページ</p> <p>4目 農地費</p> <p>5目 山村振興事業費</p> <p>2項 林業費 1目 林業振興費</p> <p>3目 林道費</p> <p>42ページ</p> <p>3目 林道費つづき</p> <p>6款 商工費 1目 商工業振興費</p> <p>2目 観光費</p> <p>43ページ</p> <p>2目 観光費つづき</p> <p>3目 国際交流センター運営費</p> <p>4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>44ページ</p> <p>7款 土木費 1項 土木管理費</p> <p>2項 道路橋梁費 1目 道路維持費</p> <p>2目 道路改良舗装費</p> <p>45ページ</p> <p>3項 都市計画費</p> <p>8款 消防費</p> <p>46ページ</p> <p>9款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育総務費</p>
<p>9番議員</p>	<p>19節の大学等進学支援金ということで少し伺いたいんですけど、この支援金の中に高専が、高専に入学した人が含まれているのかどうかということなので要綱の中では高専も含むというようなことがあるということなので問い合わせがあって教育委員会の方にも伺ったわけですが、その経過というかどうなったかということをもまず教えて頂きたいと思います。</p>
<p>教育次長</p>	<p>はい、どうもお世話になっております。よろしく申し上げます。ただ今</p>

	<p>の大学一時金の件なのですが、要綱としてはその高専の部分も入っております。で、この高専については中学卒業しまして、3年間は、高専も3年まであるんですけれども、その部分については高校生と同じだと、で、それを越えた部分、専攻科という風になってきますのでその部分になった時点で学生証をもらったところで申請を頂いて入学一時金をお支払いするという形になっております。以上です。</p>
9 番議員	<p>今伺った話では4年生に上がる時点でということなんですけれども、要綱の中ではそういったことが触れられていないんですけれども、要綱を変えるというか変更する予定はないのか、お願いします。</p>
教育次長	<p>はい、要綱の部分、ただ高専という形になっておりますので、その部分、分かりやすいような方法を考えて変更していきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
9 番議員	<p>それともう1点ですけれども、一番下の高校生等通学費補助ということであの一等ってなった時に支援学校が含まれるっていうことで確か等っていうのをつけたような気がするんですけど、中学で私立中学校に通う、汽車を使って通うっていうことができてくるってきいたんですけど、中学生に関してはどうなりますか。お願いします。</p>
教育次長	<p>はい、高校生を今まで補助して参りまして、等とありまして養護学校の子ども達、臼田の分教室の子ども達への補助を出しております。中学生は今の所対象にしておりません。以上です。</p>
9 番議員	<p>中学生も通うということが出てきているようなので、ちょっと検討していただきたいっていうこと、お願いします。</p>
教育長	<p>はい、お答えを致します。高校生等通学費ということではっきり申し上げまして私どもの願いは地元の中学へ通って頂きたいというその願いが一番真っ先にございます。ですんで、佐久長聖中学とか通われる方々、多くはなっておるんですけれども、これだけ子育て支援が充実している小海町でなぜ小海中学校に行ってくれないのという観点もありますので十分に考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
9 番議員	<p>子どもにとってはどういう環境で学びたいかっていうのは様々だと思いますので勉学のチャンスを支援するっていう意味ではやはりそういった子たちも含まれるのではないかと私は思いますので検討をお願いします。</p>
議 長	<p>他に…。</p> <p style="text-align: center;">2 目 事務局費</p> <p style="text-align: center;">4 7 ページ</p> <p style="text-align: center;">2 項 小海小学校費 1 目 学校管理費</p>

	<p>2目 教育振興費 48ページ</p> <p>2目 教育振興費つづき 3項 社会教育費 1目 社会教育総務費 49ページ</p> <p>2目 公民館費 3目 美術館運営費 4目 音楽堂運営費 50ページ</p> <p>4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 2目 小海小校学校給食費</p>
9番議員	給食費の需用費の中で原材料費が54万減ということなんですけどその説明をまずお願いしたいと思います。
教育長	はいお答えを致します。政府の要請で3月の2日からと言われたところをうちの方は若干遅らせた日にちで休業に入りました。それが10日相当分くらいあるということで主にはその給食食材の減額ということでございます。後、年間通しての長期休業を取られたお子さん等の分も含めてこの回で精算減をさせて頂いたということでございます。お願いします。
9番議員	まあコロナで休校になったということの減額分だということなんですけれども要保護の関係っていうのはどうなっているか、その辺お願いします。
教育長	はい、要保護の国からの援助につきましてはその算定基礎が国庫補助基本額、若しくは親御さんの負担する実額の低い方という基準になっております。小海町の場合、この令和元年度からこれまでのおよそ半額の年額27,000円という給食費にさせて頂いたところでその金額が基準になってしまいますので実際に要保護、要保護という言葉は生活保護の方は町には居らないわけですけど準要保護ということで、住民税非課税世帯に対しての補助金はある訳なんですけれども町の給食費が減ったということで支給される金額は目減りしております。補助金として支給するんです。準要保護の申請があった家庭については、住民税非課税というのが基準になりますけれどもそういった方々に支給する援助費については町の給食費を半額にしたことによってその方々へ支給される金額も目減りしたということでございます。
議長	他に…。 3目 スケートセンター運営費 51ページ



	<p>10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費</p> <p>52ページ</p> <p>2項 農林施設災害復旧費つづき</p> <p>11款 公債費 12款 予備費</p>
議長	その他全体を通して質疑のある方はございますか。
2番議員	歳入のとこととで先程副町長後程説明しますという風に申されましたけれど所得割の徴収額が増えております。この増えた理由を聞かせて頂けますか。
議長	何ページですか。
2番議員	10ページです。
総務課長	これにつきましては退職に関わる分が急遽増えたということでございます。
2番議員	退職者が多くなって退職者が増えたからそれが所得の金額に跳ね返るという理解でよろしいですか。
総務課長	はい、まあその通りといたしますか、税の関係で微妙な部分がありますのであれなんです、いずれにしても退職金に関わる徴収額が増えたということです。
2番議員	ちょっと私その説明では理解ができないんですけれども、確かに退職金もあろうかと思いますがそういった方々がこの年度に限って多くなったという積極的な理由は見いだせないと思うんですね。で、やっぱり人口の流入とか雇用機会を作ったとかそういう事業成果が例えば出ているのであればこれは大いに評価すべきことであろうとそういうことでこの理由を聞きたいんですけれども、その辺は今の段階で説明できなければ後程でも結構ですんで、説明頂けますか。
総務課長	ですから退職金に課税するものが増えたということですのでこの年に限って退職金が増えたということでご理解を頂きたいと思えます。
議長	他に…。同じ項目ですか？3回超えてますけど。
2番議員	違うことです。はい、今の件に関わるんですけれども均等割ですんで所得階層別に出てると思うんですね。それでどの階層がどういう風に増えたのか資料があれば教えていただけますか。
総務課長	均等割は減ってるんですが、所得割徴収金額が13,379千円増えているということで、ですから退職金が増えたということでございます。
議長	よろしいですか、他に…。
10番議員	14ページの地方交付税ですけれども、特交がまあ増えたという説明で

	すけれどもこれ、最終確定はいつになるんですか。
総務課長	はい、3月30日でございます。
10番議員	3月30日でないと国からの特交の金額が出ないと、そういう認識でいいんですか。
総務課長	あの一決定が3月…今回は3月30日、まあ昨年あたりは3月25日くらいだったと思うんですけれども、やはりその時に3月分の交付の決定の通知が来ると、まあその前にこちらの方で調書を出しておりますので、だいたい3月に交付される分については予想はできるんですけれども、細かい所までは数字が合いませんので決定金額を待ってるという状況でございます。
10番議員	今あの3月分というふうに申されたんですけれども、今度増えた部分はそっくりがその3月分かという点、月別に確定されてきているのかというようなどこ、ちょっと教えてもらいたいですけれども。
総務課長	今回増えた分につきましてはその前の決定分で12月の決定分でございます。そこで副町長申しあげました2億何千万というお金が増えておりました、それについては災害に関わるものということで、こちらの方に根拠が示されておられませんので何がどういう感じでどういう風に増えたということまではこちらでちょっと把握をできない状況であります。以上です。
10番議員	いずれにしろ12月決定分ということで今回増えたのが乗ったということでまあ3月の確定が出るまで補正は先に延ばしたといいますか、今日の時点まで伸ばしたとそういう理解でいいわけですか。
総務課長	はい、いずれにしましても確定が出なければお掴みで載せるようになってしまいますので、まあ例年こういった形でやらせて頂いてると思いますので前年にしたがつてということでご理解を頂きたいと思います。
議長	他に…。これで質疑を終わります。
<b><u>日程第9 承認第3号</u></b>	
議長	日程第9、承認第3号「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明求めます

(町民課長説明)

議 長

説明が終わりました。これから質疑を行います。  
歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。  
質疑のある方は挙手をお願いします。

【歳入】

7 ページ      1 款 国民健康保険税  
                  3 款 県支出金  
                  4 款 財産収入

8 ページ      5 款 繰入金  
                  7 款 諸収入    1 項 延滞金及び過料  
                                  2 項 雑入

9 ページ      2 項雑入つづき

【歳出】

10 ページ

1 款 総務費    1 項 総務管理費  
                  2 項 運営協議会費  
                  3 項 趣旨普及費

11 ページ

2 款 保険給付費    1 項 療養諸費のうち  
                          1 目 一般被保険者療養給付費  
                          2 目 退職被保険者等療養給付費  
                          3 目 一般被保険者療養費  
                          4 目 退職被保険者等療養費

12 ページ

                  5 目 審査支払手数料  
2 項 高額療養費  
                  1 目 一般被保険者高額療養費  
                  2 目 退職被保険者等高額療養費  
                  3 目 一般被保険者高額介護合算療養費

13 ページ

                  4 目 退職被保険者等高額介護合算療養費  
3 項 出産育児諸費  
4 項 葬祭諸費

14 ページ

	<p>5項 移送費 1目 一般被保険者移送費 2目 退職被保険者等移送費</p> <p>3款 国民健康保険事業費納付金</p> <p>15ページ</p> <p>4款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 2項 保健事業費</p> <p>5款 基金積立金</p> <p>16ページ</p> <p>6款 諸支出金 7款 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
10 番議員	<p>予算に関連してということで教えて頂きたいんですけど12ページに保険給付費の中で高額療養費という項がありますけれども例えば一般被保険者高額療養費が約3,700万という予算のまとめになってきているということですけども私が伺いたいのは実際に病院に入院されてこうした高額療養費の対象になるという皆さんの手続きっていうのですかね、そういうのはどういう風になっているかというのを教えて頂きたいんですけど。</p>
町民課長	<p>はい、高額療養費につきましては建前上は申請主義ということでそれぞれ申請頂くことになっておりますが現実的には国保連等からリストが参りまして漏れなく高額療養費として支給できる仕組みでやっております。以上でございます。</p>
10 番議員	<p>それはあの一旦入院された方が医療機関などに払った後でなければ分からないというような形なのかそれとも違うのかという点を伺いたいんですけど。</p>
町民課長	<p>はい、あの一部負担金につきましては一旦お支払いを頂いて数か月ということになります、かなり高額になるという見込が付く場合には8割でしたか、貸付事業と言いますか償還事業もありますのでかなり高額になった場合はそういう手続きが取られますし、一部負担金は一旦は立替で払って頂くということでございます。</p>
10 番議員	<p>まあこれで終わりますけれども私のお願いとしましてはね高額療養の対象になるという皆さんはそれなりに重篤で入院されておると、そういった皆さんに一旦医療費を払ってもらってから後に数か月後というのもしそれが現状だということであれば行政としては何かそこら辺は手筈をとる必要が私はあるんじゃないかと。特に医療機関との連携でね、以前</p>

	に窓口無料化のことで結構議論したことがあるんですけども、やはり医療機関にもご協力いただきながらやっぱりそういう重篤、高額の医療費がかかる場合には患者さんに対しては何らかの手立てでどうしても払わなきゃつーことを何とか研究していくということが私は求められているという風に私は思うんですけどそのお考えだけ伺っておきたいと思えます。
町民課長	現状をよく把握しまして精査しましてまた検討材料とさせていただきます。よろしくお願ひします。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
<u>日程第 10 承認第 4 号</u>	
議 長	日程第 10、承認第 4 号 「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 7 ページ 1 款 保険料 2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料 2 項 使用料  8 ページ 3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金のうち 2 目 地域支援事業交付金 (日常生活支援総合事業) 5 目 介護保険事業費補助金 4 款 支払基金交付金 5 款 県支出金 9 ページ

	6 款 サービス収入
	7 款 財産収入
	8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金
	1 目 介護給付費繰入金
	2 目 その他一般会計繰入金
	3 目 地域支援事業繰入金 (日常生活支援総合事業)
	4 目 地域支援事業繰入金 (日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)
10 ページ	
	5 目 低所得者保険料軽減繰入金
	10 款 雑入
	<b>【歳出】</b>
11 ページ	
	1 款 総務費
	2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費のうち
	1 目 居宅介護サービス給付費
	2 目 特例居宅介護サービス給付費
12 ページ	
	2 目 特例居宅介護サービス給付費つづき
	3 目 地域密着型介護サービス給付費
	4 目 施設介護サービス給付費
13 ページ	
	5 目 特例施設介護サービス給付費
	6 目 居宅介護福祉用具購入費
	7 目 居宅介護住宅改修費
14 ページ	
	8 目 居宅介護サービス計画給付費
	2 項 介護予防サービス給付費
	1 目 介護予防サービス給付費
	2 目 介護予防福祉用具購入費
	3 目 介護予防住宅改修費
15 ページ	
	3 目 介護予防住宅改修費つづき
	4 目 介護予防サービス計画給付費

	<p>3項 その他諸費 1目 審査支払手数料 16ページ</p> <p>4項 高額介護サービス費 5項 高額医療合算介護サービス等費 6項 特定入所者介護サービス等費のうち 1目 特定入所者介護サービス費 2目 特例特定入所者介護サービス費 17ページ</p> <p>2目 特例特定入所者介護サービス費つづき 3目 特定入所者支援サービス費 4目 特例特定入所者支援サービス費 18ページ</p> <p>4目 特例特定入所者支援サービス費つづき 3款 地域支援事業費 1項 日常生活支援総合事業費のうち 1目 介護予防・生活支援サービス事業費 19ページ</p> <p>1目 介護予防・生活支援サービス事業費つづき 2目 介護予防ケアマネジメント事業費 2項 一般介護予防事業費 20ページ</p> <p>2項 一般介護予防事業費つづき 3項 包括的支援事業任意事業費のうち 1目 包括的支援事業費 21ページ</p> <p>2目 任意事業費</p>
10番議員	<p>まず委託料ですけれども生活管理指導員派遣事業というのが0になっているということですのでけれども事業の説明とその結果をということと、19節の方でも2つ0になっているということですのでだいたい想像はつくんですけども説明をしていただければという風に思います。</p>
町民課長	<p>すいません、ここんところよく把握してない部分がありまして後程すいません、ご説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>いいですか。他に…。 22ページ</p> <p>4項 その他諸費 4款 基金積立金 5款 諸支出金</p>

	<p>23 ページ</p> <p>6 款 予備費</p> <p>その他全体を通して質疑のある方はございますか。</p>
2 番議員	<p>あのー11 ページの居宅介護サービス給付費の大幅減とか、それから次の居宅介護サービス給付費とかその他諸々の或いは地域支援事業費だとかがいずれも減少、少なくなっております。これは当該サービスが必要としなくなっている地域なのか必要とされてはいるが何らかの影響でサービスが受けられないケースが発生しているのか、その辺の包括的な町民課長の認識を聞かせて頂けますか。</p>
町民課長	<p>はい、この保険給付費の減の内容につきましては細かい検証はまたしていきたいと思えますけれども原因と考えるのは被保険者の数の減少、それから介護度の高い方が減少されたということと施設、特養、それから老健につきましても特養につきましても、こうみの里でいいますと年度の前半は満床でなかった時期があったということもありますし老健の方も入所者の方が落ち込んでということで様々な原因があるかと思えますのでまた細かい検証をさせていただいて報告できればと思えます。よろしく申し上げます。</p>
2 番議員	<p>細かな検証をぜひ進めて頂いて何年後かを見越した包括的な介護の町づくり、プランを練って頂いてそういったものを社会福祉協議会とかそういった所と連携をしながら、その具体的に実践していくプランに結び付けて行ってもらいたいと思えます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に全体を通して質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。ここで2時25分まで休憩とします。 (ときに14時13分)</p>
<p><b><u>日程第11 承認第5号</u></b></p>	
議 長	<p>再開致します。 (ときに14時25分)</p> <p>先程、町民課長の質問に対する答弁ということで町民課長から発言を求められておりますのでこれを許します。</p>
町民課長	<p>先程は申し訳ありませんでした。介護保険補正4号の関係で、すいません21ページのところで3点、ご質問頂いた件でございます。21ページ任意事業費の中のまず委託料、生活管理指導員派遣事業、これが72,000円が0という補正の内容でございます。これにつきましてはヘルパーがご自宅を訪問して生活管理を行うという事業になりますが、こういうヘルパーの事業につきましてはほとんどが総合事業の中で行っておりましてそちらに該当しない方につきましてはこ</p>



	<p>ちらの任意事業費の生活管理指導員の派遣ということでございます。で、1回につきまして自己負担が300円で1,500円が公費といった事業でございますが平成30年度につきましてはお一人対象者が居られて9回行っておりまして、元年度につきましては対象の方が居られなかったため、皆減ということになっております。それから負担金、補助金、交付金の中の介護者会のリフレッシュ事業につきましてですが、これは介護者、介護されている方同士のリフレッシュということでだいたい年度末近くに行っているようですが、今年度につきましてはコロナの影響もありまして実施ができなかったための皆減でございます。それから成年後見制度の利用支援という事業であります。これはあの一成年後見制度につきましては、申し立てができる方が、ご本人、配偶者、4親等内の親族、それと市町村長ということになります。この市町村長申し立てを行った場合に限ってその手続きにかかる費用の助成を行うという制度でございます。成年後見制度自体は年間で数件、町の中であるかということではほとんどはご本人なり、配偶者の申し立てになります。元年度につきましては市町村長申し立てがなかったため皆減ということでございます。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>質問者よろしいですか。次に移ります。 日程第11、承認第5号 「令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>6 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料 2 款 使用料及び手数料 3 款 繰入金</p> <p>7 ページ 5 款 諸収入 1 項 償還金及び還付加算金 2 項 雑入</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>8 ページ 1 款 総務費</p>

	<p>2款 後期高齢者医療広域連合納付金 9ページ 3款 諸支出金 4款 予備費</p>
議長	<p>その他全体を通じて質疑はございますか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><b><u>日程第12 承認第6号</u></b></p>	
議長	<p>日程第12、承認第6号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。黒澤議会事務局長。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(総務課長説明)</p>	
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><b><u>日程第13 承認第7号</u></b></p>	
議長	<p>日程第13、承認第7号 「令和2年度小海町一般会計補正予算（第1号）について」を議題 といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(副町長説明)</p>	

議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 6 ページ 15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 19 款 繰入金 【歳出】 7 ページ 2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 8 ページ 2 項 児童福祉費 2 目 児童措置費 6 款 商工費 1 目 商工振興費
9 番議員	負補交の、商工振興費の中の負補交の関係ですけれども新型コロナ対応町民応援事業お食事券補助金ということで大変好評だったと思います。その中で先程も説明あったんですけれども移動販売とお食事券をどちらでも使えるということでやったわけですがその割合みたいなものはもう出ていますでしょうか。どれくらいかわかりますか。
産業建設課長	はい、お食事券につきましては5月末で結果が出た、どのくらい使われたか分かっておりまして先程副町長の説明もありましたが細かい数字でいきますと4,515枚中の3,957枚が使用されました。割合にして87.6%でございます。で、使用できる店舗、およりなんし号も入れて18店あったわけですけれどもその中でおよりなんし号に使われた枚数って言うのは342枚ということですので割合にしますと8.6%くらいの割合ということになります。以上です。
議長	他に…。 9 ページ 9 款 教育費 2 項 小海小学校費 1 目 学校管理費
議長	その他全体を通して質疑はございますか。これで質疑を終わります。
<b><u>日程第14 議案第21号</u></b>	
議長	日程第14、議案第21号 「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。黒澤議会事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。

	本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 5 議案第 2 2 号</u></b>	
議 長	日程第 1 5、議案第 2 2 号 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。黒澤議会事務局長。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 6 議案第 2 3 号</u></b>	
議 長	日程第 1 6、議案第 2 3 号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	ただ今の国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてということで提案されましたけれど一緒に先程の国民健康保険条例と同じようにコロナに対する減税というのが国の方からきているということで町の方でもそれに対応してほしいという話がこの間の国保の運協の話の中でもあったんですけどもその後町はどのような対応をしているかということ

	も併せて報告してもらえればと思います。
町民課長	これにつきましては国保の被保険者に対しまして、コロナに感染した場合に国保税の減免の制度があるということで、まあ介護保険も同様の内容になりますけれどもこれもあの、申請頂いた中で国保税の減免に該当する場所があるということでございますのでまた、まず被保険者の皆さんによく内容を知らしめまして対象になる方については対応して参りたいということで進めて参ります。よろしくお願いいたします。
10 番議員	議長、お願いでありますけれども町ではもう要綱ができ始めてきているという風に聞いたもんですからぜひ議員の皆さんにも配って頂いたり、本条例が可決され納税者に税金の請求をする時にはこういった資料も添えて出していただくというようなことをやって頂きたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。
町民課長	はい、要綱等皆さんにもお配りして被保険者の皆さんにも広報したいと思っております。よろしくお願いいたします。
議 長	他に…。これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 7 議案第 2 4 号</u></b>	
議 長	日程第 1 7、議案第 2 4 号 「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。
9 番議員	やはりこれもコロナ関連で伺いたいんですが、伺うというか先程の 10 番議員の質問と同じでコロナウィルス感染症の影響で減免ということで介護保険と後期高齢の関係でもそういう風に通達が来ていると思うんですけど、その辺はどのようにするかお願いします。
町民課長	はい、先程の国保の関係とかなり内容が似ておりますので同じように皆様に分かるものをお配りしてまたご説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。
議 長	他に…。これで質疑を終わります。

<b><u>日程第 18 議案第 25号</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第 18、議案第 25号 「小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 黒澤議会事務局長。
(事務局長朗読)	
<b>議 長</b>	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
<b>議 長</b>	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
<b>議 長</b>	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 19 議案第 26号</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第 19、議案第 26号 「小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 黒澤議会事務局長。
(事務局長朗読)	
<b>議 長</b>	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
<b>議 長</b>	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
<b>議 長</b>	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 20「議案第 27号」</u></b>	
<b>議 長</b>	日程第 20、議案第 27号 「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
9 番議員	関連でなんですけど、今年はコロナの関係で消防団の任命式なんかはなかった、なかったというか私達は行けなかったんですけど今度新しく色々体制が変わったと思うのですがその一覧表みたいなものをまた出して頂きたいんですけど、お願いします。
町民課長	はい、ご用意させていただきます。
議 長	他に…。これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 2 1 「議案第 2 8 号」</u></b>	
議 長	日程第 2 1、議案第 2 8 号 「小海町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。ここで 3 時 4 0 分まで休憩とします。 <span style="float: right;">(ときに 15 : 22)</span>
<b><u>日程第 2 2 「議案第 2 9 号」</u></b>	
議 長	再開致します。 <span style="float: right;">(ときに 15 : 40)</span> 日程第 2 2、議案第 2 9 号 「令和 2 年度小海町一般会計補正予算 (第 2 号) について」を議題と いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>5 ページ 第2表 地方債補正</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>8 ページ</p> <p>1 1 款 地方交付税</p> <p>1 3 款 分担金及び負担金 2 項 負担金</p> <p>1 5 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金</p> <p>9 ページ</p> <p>2 項 国庫補助金つづき</p> <p>1 6 款 県支出金 2 項 県補助金</p> <p>1 9 款 繰入金 2 項 財産区繰入金</p> <p>1 0 ページ</p> <p>3 項 基金繰入金</p> <p>2 2 款 町債</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>1 1 ページ</p> <p>1 款 議会費</p> <p>2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費</p> <p>1 2 ページ</p> <p>2 目 財産管理費</p> <p>4 目 企画費</p> <p>1 3 ページ</p> <p>2 項 徴税费</p> <p>3 項 戸籍住民登録費</p> <p>1 4 ページ</p> <p>3 款 民生費 1 項 社会福祉費</p> <p>1 目 社会福祉総務費</p> <p>2 目 老人福祉費</p> <p>3 目 やすらぎ園運営費</p> <p>4 目 心身障害者福祉費</p> <p>1 5 ページ</p>



	<p>2項 児童福祉費 1目 保育所費  3目 児童館運営費  4目 結婚推進・子育て支援費</p> <p>16ページ</p> <p>4款 衛生費 1項 保健衛生費  1目 保健衛生総務費</p> <p>2項 生活環境衛生費  1目 生活環境衛生総務費  2目 町営バス運行管理費</p> <p>5款 農林水産費 1項 農業費  1目 農業委員会費</p> <p>17ページ</p> <p>1目 農業委員会費続き  2目 農業振興費  2項 林業費</p> <p>18ページ</p> <p>6款 商工費 1目 商工業振興費</p>
<p>9番議員</p>	<p>13節の新型コロナ対策町民応援事業タクシー利用補助ということで改めて町民応援事業タクシー利用補助という風にあります、これまでタクシーの利用助成事業というのは交通弱者対策として進めてきた事業だと思います。今回コロナ対応ということでこのあれをみると70歳未満でも使えるということで70歳以上は含まれないということですよ？これまでの議論としてはこの助成事業の拡充ってということで使い勝手のいいものにと風になんかだんだんこう、本当に利用したい人が沢山使える、もっと使えるようにと改善してきたと思います。その中で年齢を下げてね、もっと多くの人にと議論は確か75歳から、75歳以上の制限があった時に70歳以下になったという風に認識しています。その当時から70以下の方が使えるようにという議論は私の記憶の中ではなかったと思うんですけど、この70歳未満っていうことが対象ということで町民応援という風にあります。本当に町民からそういう要望があつての中身なのか伺いたいと思います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>ご指摘の通りでございますが、こちらの説明資料のA3判のを見て頂きたいんですけども、一番上にある通り今回新型コロナウイルス感染症対策というようなどちらかという事業者向けの対策の中に入っております。この事業者の支援っていうことが一番の根底にはある訳ですけどもただ、そこに直接支援というより、間接といいますか町民の皆さん</p>

	<p>もまあ利益があるような観点からこの事業化に臨んだということであり ます。そして、今議員さんおっしゃられたこれまでの年齢の拡大、そう いうことも議論の中ではありまして今回、まあ期間限定でありますから どのくらいの利用があるのか。未知の部分もあるんですけどもそうい う意味では試験的な部分もあるかと思えます。そんなことで計画をした 経過があります。以上です。</p>
9 番議員	<p>この議論は先日交通審議会の中でもさせていただきました。ただ今説明 があったようにタクシー事業者に対しての救済事業ってということもこの 議論の中で明らかになったわけです。勿論タクシー事業者のね…が大変 ってということとか、まあこの先やっていけなければ町民の足の確保がで きないってそういう切実な声もお聞きしました。で、そうであれば この事業が一事業者の応援であって、町民応援事業ではないのではない かと私は思います。しかもこの事業で本当にタクシー業者を、会社を救 うことができるのか。その辺どのように見えますか。あのさっきまだ利 用してみてまだ未知の世界でってわからないってあったんですけども その辺どのように考えますか。</p>
産業建設 課長	<p>はい、今回コロナウィルスの関係で大変影響を受けた事業者の皆さんっ ていうのはご存じの通り宿泊関係、そしてスナックですとか飲食店の皆 さんであります。ただ休業要請などがあったわけですけども、そこに 休業要請に関わらなかった事業者の中でも報道なんかでもあります通 り、観光関係ですね、バスも含め、そしてタクシーの皆さんも大変だど うことは小海でなくても広くそのような情報が流れております。たま たま小海は観光バス関係、タクシーの関係一社でありますけれどもそこ に対しての何か、手立てというものは必要であると検討した中でこのよ うな事業化をさせて頂きました。で、これから見込ということなんです けれど1枚300円で、1,000円分、これは今まである助成券とは少し補 助になる部分が少ないということがあります。で、ありますけれど、大 いに必要な方には便利に、700円分ですかね、こういうものが補助を受け られるということなので、町民の皆さんも十分有効に利用できるのでは ないかと思えます。以上です。</p>
9 番議員	<p>ただ今お答えいただいたように、困っているのはタクシー業者だけじゃ ないと。で、今回はタクシーの方に救済というか手立てをするというこ とでまだまだタクシー業者のほか飲食店、色々やってきたわけですがそ れだけじゃなくてやっぱり、他にも困っている会社、事業者あると思う んですね、だからやっぱり持続化給付金の申請状況とか支給状況がどう いう風になっているのかっていうことをしっかり掴んでいただいて、そ</p>

	<p>こをそういった部分を補うような手立てを町はするべきではないかという風に、補うべきじゃないかとそういうように思います。それと先程の歳入の方でもありましたけどタクシー利用で5,000枚×300円で150万っていう風な説明だったんですけど、7号の補正の方で182万しか入ってきてないというところで本当にこれは交通弱者に対してもこういう金額なのに本当にこういうまあ未知の世界というあれですけどちょっと疑問を感じます。お願いします。</p>
町長	<p>的埜議員が心配することを私も分かります。しかし、コロナは始まったばかりです。タクシーを助けるという課長からの言葉もありましたけれど、それが勿論ありますけれどもタクシーを利用するに当たってタクシーだけの利用をする人は1人もいません。何らかの目的が100%あってタクシーを利用するわけです。従って利用したところの要するに向上等々見込めるわけでございまして、これは公共交通機関として当たり前のことだという風に私は思っております。更にですね、今、申した通り、審議会のところでも申し上げましたがコロナ、本当に始まったばかりです。以後ですねそういった救済をしなければならないということの声は議員の皆様からどんどん届けて頂きまして町は対応するというスタイルではないかと思えます。従ってこの出るところでですね止まってしまうと勢いがなくなるとこれは本当に大変なことになりますのでぜひやっていきたいという風に思っておりますので、ご理解のほどをお願い致します。</p>
10番議員	<p>まあ町長色々さあ勢いで物を言ってね元気でやりたいっつー気持ちは分かるけどさこれはコロナ対策な訳、コロナのお陰で足、困った人何人いるだい、タクシー会社はコロナでいくら売り上げが減ったの？</p>
産業建設課長	<p>まあ厳格な費用については金額ですね具体的な金額はすみません、把握しておりません。ただし持続化給付金、こういうものはアンケートっていいですか休業要請、または時短を要請された町内約40事業所ですけどもそちらの方に電話や聞き取りでアンケートしておりますが実際には持続化給付金を申請するという事は月あたりまあ50%は減っている方々でございます。なのでそういった申請をされようとする方、そういう方は半分の減額となっているという見方をしているのではないかと思います。又先程県の協力金の関係にも誰が申請されたかというような話もあったわけですけども38事業所の内聞き取りの中では31事業所が申請をしたと、こちらの方は締め切りが6月1日だったということですので申請の数字ではございます。実際に県の審査がこれからありましてその申請が通るかどうかということはまだこれからの話ですのでこちらの方もそんな実態になっているということでございます。以上です。</p>

10 番議員	コロナで足が困っている人が何人いるの？
町 長	はい、正確な数字は把握しておりません。しかし飲食業の自粛要請等で0という日が何日かあったということは聞いてあります。あのタクシーの利用がですね、それから7時までの酒類の提供、そして8時で終わりという時も今まで、通常2台で営業してたのが1台がまだ余るというような状況ですのでその人数の把握はまたさせていただきますが相当量の減であったということは事実でございます。
10 番議員	私、3回目ですからねこれでよしますけれど今日の新聞読みました？信毎ですけども佐久穂の事業者に町が独自の給付金と、ね、持続化給付金の対象にならなかった人たちには町が独自に給付金を出すってやってるだよ、困ってるのはさ先程言われたようにタクシーだけじゃないわけ、ね、だから私は本当にやるなら、町長ね、こういうことを1つ1つちゃんと調べてさ、それで町としてどういう姿勢ができるかと、そういう風にやった方がたさ、見え見えの1つの業者にさ補助金出すような事業はさダメだよ、公のやる仕事じゃない。そんなことは。だからもう少し町民の皆さんや事業者の皆さんの実情だよ、そういうものを掴む努力をしながらさ、この佐久穂町のように町はこれから何ができるかということをお策本部でちゃんと相談してやるんだよ、そんなこと。こんな思い付きのようなさ、ことをやってさ、この後で私やるけれども1億円のプレミアム券だってそうだよ、だから私はやはりねタクシーが楽だなんて言っちゃいけない、大変なの。大変はタクシーだって病院だって観光だって福祉施設だって、ね、床屋さんだって美容院だってみんな大変なわけ。そういうことに対してさ公がなんでこうしようっつー方向が打ち出せないの？これだけ偉いしょうが揃ってて。そういうことを考えなきゃ私は真の給付にならないと思いますよ。
産業建設課長	はい、お策本部の中でもかなり議論はしたつもりでございます。そして今おっしゃられる直接的な給付の話であります。直接給付なのか、間接給付なのかそれぞれメリットデメリットはあると思います。直接給付をした場合、佐久穂町の例にある通りです。事業者については売上等で大小あるわけですのでそれをどのように把握するか、この辺は特に困難なことがデメリットとしては上げられると思います。ま、ただし事業者への確実な支援ができる。まあそういう意味ではメリットはあると思います。そして間接的な給付、こちらが今回のメニュー、すべてにおいて言えることなんですけれども、まあこちら食事券であるとか、Pネット券であるとかそういったもの、メリットは町民にも利益があるということ、消費行動、お客様の流れを作る。まあこれまでの現状を早く取り戻す、まあ

	<p>そういった流れを見込むことができるのではないか。それがまあメリット、但しデメリットとしては本当に必要な所へ手立てができるかどうか。確かにそういう部分はあると思います。まあこのような話をした中でやはり小海はこちらに行こうというような経過がございます。以上です。</p>
10 番議員	<p>私はあのねえ町長、500 円の食事券がさあ何で成功したと思います？本当にね要求に答えてるといことなんですよ、先程言ったタクシーの利用をさ 70 歳以下の方がさどれだけ望んでいるだい？私はねえそういうことをきちんと見てもらいたいと、それをまあお願いをしといてその後今今度プレミアム券の 3 億円の話ですけれども私はこれまでぐーっと 1 億 1 千万円でね、1 千万円のプレミアム事業をやってきたわけ、目的はさ先程産建課長言われたように、やっぱり地域の商工業の振興のためですよ、住民の皆さんに地域で消費していただくということが一番の問題でさ、この間何年も何年もやってきたわけだよ、だけどねえそれによってさどれだけの効果があったかっていう検証がさされていらないわけ。私はねあの P マネー協同組合の総会の資料も頂いてきてね、この中にどの業者がどれだけ換金されたってゆう資料が全部ありますけれど、換金はされてるわけ。けども行政が目指した商工業のね、地域での消費が進められた結果の換金かどうかという確認がされていらないんですよ。だから町内のなかでは私こうやって歩いてて金持ち優遇の施策だっていう人がいっぱいですよ。お金がないと 1.5 倍の P マネー券なんか買えないつーだい、だから私はやはりこれだってね、もう少しよく検討してもらって、1 億円も使うなら各家庭に 2 万円くらいのねプレミアム券を配った方が地域の消費のためにはなるという意見が圧倒的です。</p>
産業建設課長	<p>今回 P ネット券、プレミアム付商品券について先程の副町長の説明のように 3,000 円分については専用券を設けたという部分がこれまでと違う所でございます。その関係の使える皆さんそれは宿泊であるとか飲食店であるとかやはり影響を受けたまあスナックとか飲食店です。その皆さんに支援ができる、そういうことを見込んでこのような内容としてございます。なのでこれは購買意欲っていいですか町民の皆さんが今資金とすれば特別定額給付金も今、交付、給付されているところでございますので、この券を発行することでそれをまあ増やすといいですか、言い方悪いですけどそれをまたうまく利用して頂いて町内の活性化を図りたい、そのような計画をした次第であります。以上です。</p>
2 番議員	<p>今、プレミアム商品券のことがでましたけれど、その点については 1 点だけ先程国のプレミアム券が実施率が 32~3%で留まってる、その結果について町民課長は一時に買うだけの余裕がないという説明がされたよ</p>

	<p>うに思います。で、その点についてはこの実施に当たってですね、ぜひその事実を反映させた形でどういう風に履行するか、実施率が8割9割に達するようないかなるために単純に先程の国のプレミアム券の購入率3割っていうのをどういう風に改善してやるのか、それを考えて頂きたいということだけ申し上げておきます。それから飲食店、宿泊施設等専用券ってありますけれど、町内の宿泊施設、私も何件か歩いてみましたけれど、町内の利用者はほとんどありません。町外或いは県外或いは東京からのお客さんがほとんど多くの場合固定客でございます。そうしますと3密を回避しながらストレスの溜まっている都市住民の方に町内のポストコロナ以降の宿泊サービスを展開するのか。その為に例えば1泊3,000円なら3,000円の補助を出して10,000円のお客さんが来たら7,000円でもいいよと、3,000円分は町が負担すると、だから東京からお客さんを固定客を呼んでくださいと、そういった町外客をどうやって町内に呼び込んで、勿論、3密を避けてですよ、それで町内のパイを増やさないで活性化しないわけです。で、そういったことを考えますとここに書かれてることだけだとちょっとまだ問題があるんじゃないかなと、思っておりますので、また検討の機会があるかと思っておりますのでその点をぜひ考慮していただきたいと思うんですがいかがですか。</p>
<p><b>産業建設 課長</b></p>	<p>はい、今おっしゃられるようにまだ首都圏内から呼び込むわけにはまだ行かないような状況でございますので、今回の2号の補正の中の事業についてはそこまでは見込んでいませんので、確かに宿泊施設に対しては宿泊というようなことではメリットがないかと思っております。ただ、宿泊施設、ほとんどの宿泊施設ではマイクロバスを所有してまして宴会など、それから何か会合の…宿泊はしなくても、夕食のみまたは宴会もつけてというようなことは実際には行われているわけですし、そういった利用の方法もありますしまた、テイクアウトの事業に参加していただいた旅館、民宿の方々にはそういった今後のお食事券でそのテイクアウトとして利用してもらうこともできると思います。今後、その弱い部分っていいですか、まだ呼び込みがなかなかできないわけですがけれども、報道の中では国の方でも“GoTo キャンペーン”というような事業が組まれているようでちょうど今議員さんおっしゃられたクーポン券ですよ、そういうものを補助できるような仕組みが考えられているそうですので、そういうことに併せて小海町でも考えて行けたらという予定でいます。お願いします。</p>
<p><b>2番議員</b></p>	<p>確かに東京等のエリアからの入れ込みを今すぐっていうわけにはいかないかもしいないですけど、少なくとも県内のお客さん、県内他町村のお</p>

	<p>客さんの宿泊需要に対してどんなアプローチをするのかと、そのくらいはここの中で折り込んでもいいんじゃないかと思うんですね。で、その延長線上に範囲を広げれば、そのサービスシステムが展開できるわけですから当面はこうしましょうと例えば 6.7.8 月はそうしましょうと、でも、9.10.11 月くらいからは県外、まあ様子見ですけど、そういう時系列のその集客戦略を作ってその上でサービス変えていくと、そういうステップバイステップのね、町の産業振興プランていうのは作れないんでしょうか。いかがですか。</p>
産業建設課長	<p>補正 2 号は呼び込みはまだできないという段階での内容になっておりますので、この次には今おっしゃられるような、呼び込むような宣伝と県外からでも来れるようなそういうことを考えて行きたいと思います。緊急事態宣言が解除されたということがありましてロードマップが県でも示されております。その中では 8 月からは観光の関係であっても行き来ができるというような、まだちょっと先にはなるんですけどもそういう状況であります。ただ、まあ宣伝については PR 関係についてもっと早くから取り組まなくてはならないと思いますのでまたこの後の予算をお願いできればという考えでおります。以上です。</p>
2 番議員	<p>3 回目になりますんでこれで終わりますけど、今事業者が一番悩んでいることは何かと、そこをはっきりさせる、私なりにそれが何かって考えますと、中、長期に亘ってどういう風な事業、経営が可能なのかって、中、長期っていつても今年 1 年ですよ、その事業支援プランを明記して町が半年、1 年支えるからぜひ頑張ってくれよと、その見通しが立たないことが一番悩みなんですよ、産業課長分かりますか、そのことを。そこに対して町は半年、1 年ちゃんと支えるよと、だから事業資金も融資を受けて町も支援するから継続しましょうよと、そういうプランを出さないと、事業者の方々は見通しがいいことが一番つらいんで、そこにぜひぬかい手を伸べさせて、差し伸べてやっていただきたいんですよ、そのプランをぜひ作って頂けませんか、いかがですか。</p>
産業建設課長	<p>はい、4 月の段階で実施したアンケートの中でも確かに情報がほしい、今後どのような対策が受けられるのか、そういう声がありました。事実としてありまして、このような多くの声を聞いております。今まあこの段階としましては国、又は県が実施する、実施していた持続化給付金ですとか、協力金、支援金、県の実施するもの、そういったものを最大限活用していただく、またできるように支援する。そういう時期であり、町がそこを支援する、町が支援するというのは申請関係にお手伝いするとか、分からない部分はここへ聞いて頂きたいというような案内をする、</p>

	<p>そういったことを今もしているところでございますけれどもこの次の段階とすれば今のここにお示ししているような事業を早めに進めていってこの事業展開をすることでいくつかメニューはあるわけですが、こういってところで数多くの方々、事業所に安心感というものを感じて頂ければと思います。それが完璧になるかということはまた次の段階でしょうけれども今はできること、ということは取り組んでいきたいと思っています。またこの後先程の話のように2号の後も確実にはやっけていかなきゃならないことだと思いますので、これで終わりということはないと思います。以上です。</p>
7 番議員	<p>資料のところの4番の6-1-1-18、当初予算のプレミアム付商品券の補助を変更して町民応援プレミアム付商品券の発行事業ってことですが、これは今までのところは10,500千円、Pねっと協同組合に補助したわけですが、今度この補助事業を変更して商品券発行事業ということになるとこの主体、事業主の主体はどこになるわけですか。</p>
産業建設課長	<p>はい、実際町とするとこの説明の中にもありますように商工会へ印刷ですとか換金の事務は委託するようになります。Pねっとは組合が作られていまして今その会員もいて実際には運営してることなんですけれども毎回プレミアムの際にはこの利用店、取扱店を増やすためにまあ広報等してなるべく町中で利用ができるように参加を募っているということがあります。今回は特にプレミアムも大きいということから多くの方に参加してもらえようということを考えて連絡をしそして商工会の方でも会員はもちろんですけれども会員でない事業所へも広報して募っていく、そして広い所で使えるようにしたい、そういう考えております。以上でございます。</p>
7 番議員	<p>事業主体はどこ一つ一こと？聞いたことの答弁になってねえからさ。</p>
産業建設課長	<p>Pねっと券を販売する行為は組合でございます。Pねっと組合が主体となって販売をし、そして回収とまあ事務局は同じ商工会にあるんですけど、そういうことでございます。</p>
7 番議員	<p>3回しか質問がねえからだけさ、これは小海町が主体するんじゃないかと商工会に全部やるって一ことでいいわけ？ただここんところが補助事業がPねっと協同組合から商工会に全部委託って書いてあるけど、予算見ると補助金の方になっているけれども、まあそういう解釈で町はあくまでもって一ことで単なるまあ町としての真水は104,916千円で3億円規模って一これは事業規模という解釈で主は町ではなくって商工会ということよろしいわけですね。それであの一販売期間が7/11～7/17ということ希望者全世帯が購入が可だと。先程副町長の説明があ</p>



	<p>った時に7/21以降追加購入期間で残があった場合にはうんぬんって書いてありますけれど、その時にはくじ引きしたりなんだったりって言いましてけど、これ全世帯で買えるようにやってあるともし17日までで買わなかった人たちが7月21日以降買うとしたら、くじ引きとかそういう必要はねえんじゃないかね。全町民が対象なんだから。ただ私が聞きたいのは販売残があった場合に町内事業者も含めて販売って書いてありますけれどこれあの法人組織だったら経費で落としちむーと思うだよね。社員の厚生費とか何とか一形で。可能だと思うし、そうかったって法人組織って言ったってねえ、全くの自営業者だとしたら1人親方やってる人達でこれも町内事業者という形の中に含めてくると一世帯で10セット以上、ダブルで買うことも可能になってくるんじゃないかなと。先程副町長、くじ引きでもっていうことをおっしゃっている一つことは要するに一世帯10セット以上、買った残り的人よりも大勢が多分、販売業者何かを入れてくると、町内事業者等を含めてくると多くなるから抽選だとかね、くじ引きだとかってなってくるとそうなるちょっと、町民の皆さんコロナの対策で町挙げて町の応援を受けて町民が一体となって町内のそれぞれの業者のそこを応援してやろうというところの若干主旨が違ってくるんじゃないかと。それから先程の説明だと一世帯でも2セット、10セットっていうだから20セットですか、というような形も可能になるけどそういうことは絶対あり得ないわけですよ。</p>
産業建設課長	<p>この予算の規模ですけれど希望者全世帯が購入できるという副町長の説明の通りでこの可能性は残しておかなければいけないってことで10セット限度で、方法とすれば販売残があった場合にこちら販売期間は平日とか休日も考えております。そういったことで、なるべく買えるような条件は整えるようなことをして、それでも販売残があったということであれば後は次の買った、買われた世帯でもまた買える、そしてまた町内事業所っていうのはイメージはちょうど隣に病院がありますけれども、勤めをされている町外の方も、買ってそして使うとこととは町内っていうことになりますのでそこを考えて入れました。で、事業所ですとやはり事業所ごとの集まりっていうのはあると思われまますのでそれを購入していただいて、まあ宴会なり旅行なりというようなことに使えればより一層広がるのかなあという考えのもとであります。以上です。</p>
議長	<p>お諮りを致します。会議は5時を回ると思いますが継続してやることにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>よろしいですね、異議なしと認めます。</p>

7 番議員	<p>3回目ですので、まああの町でね、なるべく町の出したものを町内で使ってもらって地域の産業を活性化していただくというのはわかりますけれど、先程もなんか産業建設課長、2セットでもOK?あ、20セットでも。となると先程来出てる通り、買えない人には買えない人の理由があるんだよね、で、あるものだけがいくつもってなってきたときに果たして町民に等しく出てくるのかとそれから、地方創生臨時交付金の主旨に沿うかということ、それから後、町内事業者も先程言いましたけれども、たとえ1人親方でやって事業者となれば、買えるということになればこれもまた20セットも買えるようになるだろうし、これ、あれじゃないの7月11日~17日の期間が長いか短いかはこれ、分かりませんが、まあ残が出たからといってこれ何がなんでもそうやって無理して消化しなけりゃならない性格のものかね?まあこれで私3回目の質問ですから、また予算決算常任委員会もありますから、その時でもありますけれど、あくまでも個人、世帯を対象に出していったところで売れ残ったら町内の事業者まで範囲を広めてくってというのは、いかがなものかと思いますが、いかがですか。</p>
産業建設課長	<p>これ、まあ販売残があった場合という前提ですけれども、町内事業所を含めてということで、再度その残があった場合には町内の皆さんに広報をして町内の各世帯の皆さんにも勿論買える、そしてプラス事業所もっていう内容でございます。こちらの方に対しても広報を、まあ余った場合にですけど、きちんとして適切なお知らせができるようにして参りたいという風に考えております。あの、すみません、おっしゃられた内容をよく把握してなくてすみません。事業所が買うっていうことではなく、事業所に勤務する社員の方々、職員の方々が買えるっていうことで、すみません、事業所に向けて案内をするということをしてしまいました。訂正します。</p>
議 長	<p>他に…。</p> <p>2目 観光費</p> <p>4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>19ページ</p> <p>7款 土木費 1項 土木管理費</p>
2 番議員	<p>この12番の委託料のところではハザードマップ作成業務ってありますけれどこれはどなたに委託されるんでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>ハザードマップの作成については、こういった作業ができる会社に対して行いますので、これまでの会社であるとか、それ以外も見積等お願いをした中で決定をしていきたいと考えております。</p>

2 番議員	あの一 1 つ提案ですけれど、私は社会福祉協議会の理事の方もやっておりまして、今日、前の局長もおられます、前局長もおられますけれど、社会福祉協議会の体制立て直しに向けて長野県の飯綱町の社会福祉協議会のいい事例であるということでその飯綱町の社協の再生事業計画が用意されてます。その中で飯綱町の社会福祉協議会は自ら 40 数集落のハザードマップ、30 数集落分作っております。でこういったのを内製化していくと。で、あの小海の社会福祉協議会もそういったことを参考にしながら、自ら、自らの地域のハザードマップを地域主導で作って行く。という発想、考え方は取れませんかでしょうか。
産業建設課長	今、地域で作るといようなことを言われましたが、そういう性質のものではなく、昨年の千曲川の洪水ということで県が想定最大規模の降雨による浸水想定区域といようなものをまとめました。それを地図に表記してあるんですけども、それをこれまで小海でもあります、ハザードマップという地図があるんですけども、その中にそれを反映させるというイメージで考えて頂ければいいと思います。以上です。
2 番議員	あの一私もそのことは勿論承知した上で申し上げておるんで、それは 1 つには地図で書いても誰がどのお年寄りはどこに避難させるんだっていうこともね併せて書き込んでいくことが肝要かなって思ってるんです。その為にはやはり地域に密着したメンバーでその絵柄について命を吹き込んでいくと。そういう作業が必要だと申し上げているんですがいかがですか。
やすらぎ園所長	ご苦労様です。やすらぎ園に移りまして 4 月からの社協の体制整備の中の社協のやるべき仕事の中にハザードマップではないんですが、地域の支え合いマップっていうのが 3 3 地区のうち現在 3 地区出来てるということなんです、これからの体制整備の中で非常に今優れた、簡単に…、簡単に言うわけじゃないんですけど、地域の支え合い、まあ渡辺議員さんがおっしゃった通り、この人は支援者がここにいる、この方は災害が起こった時はこちらの方に移動させるとか、この方は独居だとかいうのを入力するソフトを…、これ社協とすれば、財源がないもので町からの委託事業で頂きたいんですけども、そういう支え合いマップを作りたい。その中でこれから提案させて頂きたいんですけど、ハザードマップ、もっと言うと消防の方でやってます、消防の防災マップ、それを全部くっつけたマップを 3 4 地区作らせて頂きたいなっていう風に、社協、受け身の事業になってしまうんですが、そちらの方を各地区出ているのを今年度、来年度お願いしたいなって考えております。それで、マップ作るのに毎年、毎年更新しないと…亡くなる方もいるし、転入し

	<p>てくる方もいるもんでそういうものをすべてのセクション、町民課であり、包括であり、保健であり、社協であり、災害の産業建設課、こちらの方が全部入力できるようなソフトをね用意してやっていきたいと思っていますので、渡辺議員さんがいう多分、防災マップとハザードマップと地域支え合いマップをくっつけたものを作成したいという風に考えていますので、これから提案させて頂く時には予算の関係も出てきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
議 長	<p>他に…。よろしいですか。</p> <p>2項 道路橋梁費 1目 道路維持費 2目 道路改良舗装費</p> <p>20ページ</p> <p>2目 道路改良舗装費つづき 3項 都市計画費 9款 教育費 1項 教育総務費</p> <p>21ページ</p> <p>1項 教育総務費つづき 2項 小海小学校費 3項 社会教育費 1目 社会教育総務費</p> <p>22ページ</p> <p>1目 社会教育総務費つづき 3目 美術館運営費 4項 保健体育費</p> <p>23ページから27ページ 補正予算給与費明細書</p> <p>23ページ 24ページ 25ページ 26ページ 27ページ</p> <p>その他全体を通して質疑のある方はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><b><u>日程第23「議案第30号」</u></b></p>	

議 長	日程第 2 3、議案第 3 0 号 「令和 2 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めま す。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算 書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 6 ページ 4 款 県支出金 1 項 県補助金 【歳出】 7 ページ 2 款 保険給付費 6 項 傷病手当金 他に全体を通して質疑のある方はいらっしゃいますか
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第 2 4 「議案第 3 1 号」</u></b>	
議 長	日程第 2 4、議案第 3 1 号 「令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につ いて」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算 書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 4 ページ 8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金のうち 3 目 地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業） 4 目 地域支援事業繰入金 （日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） 【歳出】 5 ページ

	<p>2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費  3款 地域支援事業費 1項 日常生活支援総合事業費  3項 包括的支援事業任意事業費  6ページ  3項 包括的支援事業任意事業費つづき  7ページから10ページ  補正予算給与費明細書  7ページ  8ページ  9ページ  10ページ  他に全体を通して質疑のある方はいらっしゃいますか。</p>
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<b><u>日程第25 「陳情・請願等」</u></b>	
議長	<p>日程第25、陳情第3号についてを議題といたします。  今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。  陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。</p>
<b><u>○ 質疑終了</u></b>	
議長	以上を持ちまして、承認、議案、陳情に対する質疑を終結いたします。
<b><u>○ 常任委員会付託</u></b>	
議長	<p>本日、議題としてまいりました承認第1号から議案第31号と陳情第3号は、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審査の程をお願い申し上げます。

○ 散 会

議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 一般質問は9日、午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに17時19分)
-----	---

<b>令和 2 年 第 2 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 7 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 6 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 6 月 9 日 午後 4 時 1 8 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
<b>会 議 の 経 過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>小海町議会第2回定例会、本日は一般質問であります。大勢の皆様にご傍聴をいただきまして、大変ありがとうございます。一般質問ではありますが、建設的な議論の応酬を期待いたします。なお、本日、一般質問終了後、本会議を開きます。要望書が出ておりますが、この取扱いについての本会議を開きますので、お願いをいたします。</p> <p>定刻になりました。ただいま出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程の報告</u>	
<b>議 長</b>	<p>本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。</p>
<u>日程第 1 「一般質問」</u>	
<b>議 長</b>	<p>日程第1、続きまして、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、順次質問を許します。</p>



## 第9番 的埜 美香子 議員

<b>議 長</b>	初めに、第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
<b>9番議員</b>	第9番 的埜美香子です。新型コロナウイルス対策ということで通告をいたしました。新型コロナウイルスのパンデミックに対する懸念の対応が、地球規模で続けられています。中国武漢から始まった感染は5大陸全体に広がり、感染症は680万人に迫り、死者も40万人に迫る。日本でも感染者数1万7,000人以上、死者数も900人を超えました。新型コロナウイルスがここまで猛威を振るうとは、世界中でこんなにも広がるとは、誰もが予想しなかったことです。クラスターや3密、リモートワークなど、聞き慣れない言葉がだんだんと当たり前に使われるようになってきました。国の緊急事態宣言を皮切りに、学校の休校をはじめ不要不急の外出を控え、国民の生活が大きく変わりました。町も感染者は出なかったものの、国や県の緊急事態宣言に準じて、コロナ対策として制限を町民にもお願いしてきたわけですが、こういった中で、子供たちをはじめ町民の生活にひずみは来ていないのか、今後どう取り組むのか、議論していきたいと思います。まず初めに、長い学校の休校から、ようやく学校が再開しましたが、子供たちの状況はどうでしょうか。2か月半ぐらい休みがあったことになるのでしょうか。ほとんど家から出なかった子や、今まで1日の栄養を給食で取っているという家庭もあったのではないのでしょうか。子供に合わせて親も休んだ家庭もあれば、日中は子供だけで過ごしたという家庭もあったと思います。健康面は大丈夫なのか。学校からはプリントが配られ、それを使っての家庭学習が続いたわけですが、まだ教わったこともない勉強や理解できないままの復習もあったでしょう。大人が見てあげられる家庭もあれば、見たくても見れない家庭もあったと思います。学習の遅れや格差も心配されているわけですが、その辺もどうでしょうか。メンタル面も含めた健康面はどうかということと併せてお答えください。
<b>教 育 長</b>	お疲れさまです。お答えをいたします。小学校・中学校の子供の様子はということでございます。議員さんおっしゃるとおり、3月ほとんど休み、それから4月になって入学式まで行ったんですが、再び休業に入るといった中で、子供たちの生活リズムというものはもう、ずたずたになってしまったのは事実でございます。そうした中、学校ではまだオンライン学習といったものについてノウハウもありませんし、子供たちに貸し出すタブレットというのもございません。ですから、小学校も中学校もペーパーによる宿題を出すこと

	<p>によって、家庭でやっていただいたということでございます。そうした中で、まず学習面のお話をしますと、そういった家庭学習をし、小海町の場合は、通常の佐久市とか小諸市と違って、5月17日に休業をなしにしたという経過がございます。そうした中で、時間的な学習の遅れは1週間程度であろうということで、今の段階では、小・中学校の夏休みですけれども、1週間ぐらい遅らせて8月1日からという予定で、学校側は動いております。時間的にはそのくらいの時間であるのでいいんですけれども、実際のところは、それよりも大事なのが子供たちの学習の習熟度というところが問題になってくるかと思えます。その点につきましても、学校現場の先生方が何回も何回も会議をされる中で、どんどん進めていこうという、うまく小海方式で持っていこうという話になっております。まず、先生方の会議がほとんど中止になりました。今年度は、先生方が学校を休みにして研修会をやるといった行事がほとんどなくなりましたので、そういったところも時間的な穴埋めになっているのではないかと考えております。私どもとしましても、小学生の運動会ですとか、6年生は10月に修学旅行あります。それから、中学は9月に文化祭、10月に、本来4月でした修学旅行を10月に延期していますので、その修学旅行、その辺のところは無事に行かせてあげたいというふうに考えているところでございます。そういった中で、子供たちの健康については、特に学校現場のほうからは、ちょっとこんな感じで大変だというようなことは聞いてはおりません。具体的に、まだそういったものは出はらないというふうに理解しているところでございます。それから、こういった休みの関係で、家庭での親御さんの心配ということがあろうかと思えます。議員おっしゃられるように、給食がないということで、家庭でその分を負担するということです。例えば、小学校の給食、1食280円ぐらいでいつも作って、バランスの取れたものを提供するというので、相当数の親御さんは学校給食というものの重要さを理解してくださっていると思えますけれども、そういったものが何か月間にわたってなくなったということでございます。さらには、その負担で済んでいたと言えば語弊がありますが、そういったものに対して、今度は家庭でそれ以上のお金をかけなければならないという実情がございました。そういった意見も議員さんをはじめ聞こえる中で、今回の2号補正では、今年度コロナ対策ということで、給食費の保護者の負担を無償化するという提案をいたしたところでございますので、ぜひご理解をお願いしたいかと思っております。おおむねそんなところでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>途中ですが、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。的埜美香</p>

	子君。
9 番議員	今のところ、健康面は心配される児童はいないということで、でも、最初にありましたように、生活リズムの崩れもやはりこれから心配になってくると思います。学校で、学習面では大きな遅れというのはないということですが、習熟度ということで、やはり受験生をはじめ子供たちも必死だと思います。これで夏休みも短くなるということで、子供たちも先生たちも疲れてくると思います。ただ、授業時数を合わせるだけの対応ということは、子供たちの成長や発達を無視したものとなり、教育とは言えなくなると思います。実施できなかった授業や行事の回復、そういうことは子供たちや学校の実態を踏まえて、学校に合わせた教育課程を自主的に編成し対応することが必要だと思います。子供の様子をしっかりと見て、無理なく進めていただきたいと思います。もう一つは、今後、長期間にわたる感染症対策が求められる下で、安全な環境を整えるということも大事になってくるかと思います。そういった意味での学校のコロナ対策はどのようにされているか、お答えください。
教育長	お答えをいたします。実は今、報道等で問題化されております次亜塩素酸水、これにつきましては、新型コロナに対しての有効性はまだ出ておらないわけなんですけれども、ノロウイルスですとかインフルエンザというものには有効だということをご承知しているところでございます。本来であれば、アルコール消毒という形で対応したいところなんですけれども、アルコールの関係が不足しているということで、次亜塩素酸水を濃度を薄めるような形でもって当然、拭き掃除、取っ手ですとか机の上ですとか、そういったものは利用しているものだというふうに理解しているところでございます。噴霧もいけないというような指針といいますか、文科省から通知も来ました。ただ、子供自身がいる時間帯での噴霧はという理解しております。ですから、例えば学校現場の先生方や子供たちの時間的に大変な部分が少しでも緩和されるのであれば、放課後、子供たちがいなくなって、きちっと室内を噴霧して、翌朝には除菌された状態で教室に来るというのも1つ、ありではないかと思っております。そういった面では、私自身で決めるのは当然ありませんし、学校現場の養護の先生とか校長先生と十分話し合った中で、こうしていきましょうというふうに考えておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。それともう一つ、1つ試みとしましてなんですけれども、銅粉の付着したビニールシートというのが有効だという説がございます。新型コロナの死滅する時間がほかの物体に比べて短いというようなものがある中で、先日、ちょっと既存のそれぞれの学校の消耗品の予算を使いまして、そのシートを買って、例え

	<p>ば手すりとかそういったところに巻きつけることをやっております。実際にそのうたい文句どおり効果があるのか、微妙ですし、逆に、効果があるという話になれば、もうその学校内にコロナ菌がある話になってしまいますので、感染予防対策という意味で、教育現場ではそれぞれ工夫をして、小・中学校対応していただいておりますし、子供たちの健康管理というものにつきましては、休み中までそうでしたけれども、「オクレンジャー」という、通信機能を持った学校からの連絡網を主に使っているソフトなんですけれども、逆に、それにアンケートで返してよこせという使い方で、今日の朝の体温はどうだというような調査も十分に学校側では対応してくれましたので、そういった面ではあまり不安は私は感じていないといったところになります。以上です。</p>
9 番議員	<p>ただいまのお答えで、次亜塩素酸水、その効果はどうかということですが、消毒など、やっぱり気を使っているということ伺いました。そして、ビニールシートなどを手すりなどに巻きつけるなど、大変苦勞しているかと思えます。小学校の場合、もともと一クラスが密になるほどの人数ではないと思えますが、5年生が特にやっぱり多いというふうに聞いています。クラス分けをしたりという対応はされていないのか、また、中学校ではどういうふうになっているか、その辺お願いします。</p>
教 育 長	<p>お答えをいたします。小学校5年生、30名を超す状態となってしまいました。通常ですと、町費の支援員さんをつけて、1つのクラスで2人の先生というようなイメージで、形態でやっておるところなんですけど、例えば少人数に分けての授業形態というのも当然、算数とか中心にあるわけなんです。学校現場では、その頻度を多くしまして運営しているというふうに聞いておりますので、そういった意味では、40人を基に設計されている教室でございますので、各クラス二十数名ということであれば、密の状態は幾らか緩和できておりますでしょうし、換気、この時期はまだ暑さというのも——今日は暑くなるみたいですが——さほど心配ないということで、窓を開け放つ形での授業展開をしているかと思えます。ただ、心配になってきますのは、これで夏に近づいていって、エアコンは入れてありますけれども、エアコンを入れると、やはりたびたび換気をしなければ駄目ということで、ちょっと効率が悪くなるんですけども、やはりそこは子供たちの健康第一ですんで、電気料は、入れたり強くしたりで嵩んでくるかとは思いますが、その辺はしっかりと見てやってあげたいというふうに思っています。</p>
9 番議員	<p>空き教室もたくさんあると思えますので、うまく利用して、やはり分散教室</p>

	<p>ということで、密を避けた授業の工夫を、先ほど学習指導員という話もありましたが、場合によっては指導員も増やすなど、やはりソーシャルディスタンスを守るということと、先ほどありましたけど、消毒など、マスクや手洗いなど徹底、あわせて安心して学校生活を送るためには、やはり家庭で検温してくるという今話もありましたけど、校内に入る前に、非接触型体温計で測ってから入るようにするなど、コロナを外から持ち込まないという、新しい生活様式の実践ということでもありますので、そういった工夫もしていただきたいと思います。これは学校だけでなく、ほかの施設にも共通することです。温泉ではそのようにされているとお聞きしましたが、ほかの施設にも非接触型体温計を用意していただきたいと思います。マスク着用も、これからの季節は暑くて、体にも負担がかかってきます。先ほどもありましたが、せっかくエアコンを設置していただいたので、遠慮なく使うように言っていただきたいと思います。何よりも子供たちの安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し、免疫力を高め、子供たちの負担が過重にならないように、学習指導要領にとらわれずに対応していただきたいと思います。続いて、町民の生活はどうかということですが、仕事が完全になくなってしまった業種の皆さん、職を失ってしまった方はおられないのか、行政としてどこまでつかんでいるか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>町 長</p>	<p>ただいまの新型コロナウイルス感染症につきましては、本当にここ数か月間の間に世界を網羅したという、大変恐ろしい状況になっております。そういった中で、私から基本的な点だけお答えしまして、詳細につきましては係のほうからお答えさせていただきたいと思います。こういったことになりますと、町としても思い切った施策をしていかなければならないということは痛感しております。私の基本的な姿勢の2点について申し上げますので、よろしくお願いします。1点目につきましては、国・県の緊急経済対策等において、町内の事業所や町民の皆様が支援を確実に、かつ早く受けられるよう取り組むことでありまして、情報の発信や親切な相談に取り組み、さらに国・県の支援に対し、支援対象から外れてしまう場合などの皆様には、町独自の支援を取り組み、進めるつもりです。2つ目といたしまして、町民の生活の向上をより一層進めるために、町内の経済を以前の状態以上に今後していくには、私は町の皆様のご協力は不可欠ではないかと考えております。町が投じたものが町の中で循環するような施策にしていくこと、この補正にもお願いしてあるわけですが、そういったものが幾つかございます。先般実施させていただきました町民対応お食事券でも、町が投じたお金の約倍近くの経済</p>

	<p>効果があつたものではないかと思っております。町民の皆様、できれば国から交付された特別定額給付金を有効に活用し、町内経済の活性化にご協力いただきたいと強く考えております。私からは以上でございますが、細部につきましては係のほうから説明をさせていただきます。</p>
<p><b>町民課長</b></p>	<p>お疲れさまでございます。町民の生活支援ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、4月7日に国で緊急事態宣言が出されまして、5月25日には全国全てで解除になったということをご承知のとおりかと思えます。長野県におきましては、2月25日に松本保健所管内で感染症患者1例を確認し、3月6日には南牧村で県内2例目の感染が確認され、本日までに76例の感染が確認されておるところでございます。町としましては、町長を本部長としまして感染症対策本部を設け、特別措置法に基づく対策本部設置の前後を通じまして、9回にわたって対策本部会議を開催し、その時期時期に応じた庁内各部局での課題を踏まえて対応を講ずるよう議論をしてきております。町民の皆様に対する生活支援としましては、暮らしの中で、先ほど議員さん申されましたとおり、収入の減などの経済環境に関する事、それから職を失ったことによる就労に関する事、医療や健康に関する事などに対して、どのような支援策があるのか、どこに行けば相談できるのかということをご承知をいただいております。国や県の支援策等と併せて、現行の支援の制度や内容について町民の皆様にご承知をいただいております。国や県の支援策等と併せて、現行の支援の制度や内容について町民の皆様にご承知をいただいております。さらに何が必要とされているのか十分に把握し、確かな暮らしの実現に向けての支援につなげてまいりたいという考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>お疲れさまです。私のほうからは、経済対策というような内容でお答えしたいと思っております。各事業所の皆さんも町民の方々であるということですので、そういう観点での経済対策の内容ですけれども、まず長野県の要請により、飲食店が8時までの時短営業ということが行われました。これにより、飲食店の皆様の売上げは大きく減少し、4月上旬に行ったアンケートの中では、「売上げが80%減少している」と回答されたお店もありました。ゴールデンウィーク中に実施した町民お食事券につきましては、町民の皆さん1人500円分のお食事券を配布させていただきました。5月末で利用期間が終了しました。実績については、配布数が4,515枚、利用枚数は3,957枚、率にして87.6%の皆さんにご利用いただきました。外出自粛の中でのテイクアウトでの飲食は、町民の生活支援につながったのではないかと考えております。また一方</p>

	<p>で、飲食店においては、500円券がそれ以上の金額になったのではと推測され、一定の支援にはつながったのではないかと考えております。また、今回、2号補正に上程しております経済対策メニューですが、6款に計上させていただきました町民応援タクシー利用助成事業ですとか、町民応援お食事券補助、また町民応援プレミアム付商品券発行事業、これらにつきましては町民の側も協力していただくと、そういう意味では町民の生活支援も兼ねていると考えております。以上です。</p>
9 番議員	<p>ただいまのお答えでは、私が質問した仕事が完全になくなってしまった業種の皆さん、職を失ってしまった方はおられないのかというふうにお聞きしましたが、これから収入減もという方も出てくるという、これからお聞きするという内容だったと思います。資料の3ページによりますと、300近い自営業者の方がいらっしゃるということですが、この293の自営業者の中に含まれないであろうアルバイトや非正規雇用者、フリーランスの経営の方たちはどれぐらいいるのか、そういったことは把握されていますでしょうか、お願いします。</p>
産業建設課長	<p>それらの方々に対しては、今、現時点で対策は取れていないということですので、実際の人数の把握は現時点ではできていない状況でございます。今進めておりますのは事業所、町内にある、資料の3ページにありますこれらの事業所の皆さんのところへ、アンケートという形で、全部では取り切れておりませんけれども、国の支援策ですとか県の支援策、また、融資などの状況は考えているか、そういった内容の質問事項をお願いして、聞き取り等進めているところでございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>今回、持続化給付金や雇用調整助成金や、県の拡大防止協力支援金など一定の助成事業もあり、申請をした事業主もおられるわけですが、そのことはまた後ほど井出議員のほうからあると思いますので、私のほうからは、こういった申請も受けられないアルバイトや非正規雇用者、フリーランスの経営の皆さんが職を失ったり、極端に仕事が減ったり、生活ができなくて困ってないかということですが、そういった相談は今のところは受けていないということでしょうか、お願いします。</p>
町民課長	<p>今のところですけれども、フリーランスの方、アルバイトの皆さんから、直接町のほうへご相談に来たというケースはまだ受けてはおりませんが、今後、そういった対応、相談窓口等につきましては、しっかりととはっきりとさせてまいりたいと思っております。</p>
9 番議員	<p>相談は受けていないということですが、先ほど資料の3ページ見ましても、</p>

	<p>平成28年度の資料ということで、やっぱり把握ができていないのではないかとこのように思います。佐久のハローワークは毎日相談者がすごくて、大変だとお聞きしました。小海の方が相談に行っているかどうかということは分かりませんが、私のほうにも、「バイトが減ってしまって大変だ」とか、「休業になってしまったけど、ほかの仕事を探すわけにもいかない」とか、「休業中のお給料を6割ぐらい頂いたけど、子供たちがずっといるから出費がすごくて」というなど、そんな嘆きの声も届いています。また、小海には芸術家の方が何人かいらっしゃいます。ずっと展示会など開けなくて、販売の機会も失っていることを聞きました。把握していないことには対策も打てないと思いますが、先ほど相談窓口なんていう話もありましたけど、今のところ相談窓口というものもありませんが、町長、どのようにお考えでしょうか。</p>
町長	<p>基本的に町民課のほうでの窓口は、総合的なものを全て受けるのが基本でございます。そういったものを特別に設けるといっても必要かと思われまじけれども、町には町民の皆様が相談に来ていただくのは当たり前でございますので、来ていただければ、必ずや相談に乗ります。</p>
9番議員	<p>相談に来てもらうのは当たり前という考え方がどうなのか。本当にしっかりと、ここに相談窓口ありますよというふうなことを、やっぱり町民に対して言うべきではないか。そして、しっかりと、やっぱり相談窓口を設ける、そういった対応が必要なんじゃないでしょうか。今回出されたコロナ対策ですが、先ほどもいろいろ言うていただきましたが、議案質疑でもいろいろ出たわけですが、誰のためのコロナ対策なのか、町民応援プレミアム商品券発行业務については、そういった議論もいろいろされました。一部の事業者への応援であって、本当に困っている人の応援ではないのではないのでしょうか。先ほど町長からもありましたし、4日の信毎でもプレミアム商品券のことが載っていました。国が特別定額給付金として配られた10万円を町内で利用してもらい、町経済の回復につなげる狙いというふうにあります。町長、今もおっしゃいました、10万円の給付金は貯金ではなく、町内で使ってほしいとおっしゃいましたが、私が聞いている中では、もう早速車の税金に使ったとか、生活費にあつという間に消えてしまうとか、仕事が減ってしまった孫にくれてやったとか、「本当に助かった」という声ばかりです。町長の耳にそういう声は届いていますでしょうか。</p>
町長	<p>今的的議員のご指摘でございますけれども、私の耳にはまだ、その10万円をどう使ったという具体的な例は入ってきておりません。しかし、先ほども申し上げましたとおり、この10万円を町内で有効に使っていただきたいとい</p>



	<p>う施策の一環、1つのものがございます。コロナはこれね、相当長期にわたっての闘いになると思います。まだ入り口でございます。したがって、1つの施策をし、そして次に何か問題が出てくれば、それは1つずつ解決していくというのが行政ではないかというふうに認識しておりますが、そういった意見があれば、やはり町のほうへ届けていただきまして、それに対しての施策は、対応は町のほうですと。先ほど私、相談があった場合にちゃんとお応えするのが町の姿勢だということを申し上げました。誤解のないようお願いいたします。</p>
9 番議員	<p>施策の一環ということですが、一環にしては1億という大金、本当に公の税金をこのように貯金をする人のためにやる、そういう事業ではないと思います。そういうことではないと思います。それに町の経済の回復につながるとは思いません。80以上の事業者で利用が可能とありますが、先ほどの事業所293とあり、これにはフリーランスの経営の方は入っていない、まだつかんでない方もおられると、そういう300近い自営業者がいる中のたったの80事業者でしか使えない、そんな不公平はないんじゃないでしょうか。町が1億円も投入するのであれば、私は町民1人当たり2万円の町内何でも券を配ることを提案したいと思います。そうすれば、町民に不公平は生じないし、使えるところも限定されない。新聞屋さんや陶芸品や工芸品、絵画、マッサージ、コンビニなど、どこでもいろいろなところに登録してもらって、どこでも使えるようにするほうが町の経済の活性化につながると思います。これは、町民に不公平感を与えないで、喜ばれると思います。いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>町内何でも券というご提案をいただきました。大変参考になるご意見、ありがとうございます。それで、今回のプレミアム商品券の関係ですけれども、八十数店というようなことが、いつものプレミアム商品券の発行の事業者ですけれども、今回、特に金額が大きいということがありまして、多くの事業者さんが取扱いをしていただけるよう広報をしていただいて、商工会の協力、また、実施する組合の皆さんにもご協力いただいて、どこでも使えるような、そういった券にしていきたい、そういうふうに考えております。それで、先ほどの資料つづりの関係なんですけれども、事業者が293と、ちょっと数字は古いわけですけれども、これだけあります。今回、特に宿泊・飲食業の方々が、数では30と、資料の3ページですね。45店ということにして、やはり休業要請があったことから、こちらのほうの影響が特に大きいということがございます。その次に小売、そして運輸というようなところが、大きく影響を受けております。今回の発行のプレミアム商品券、専用券というの</p>

	<p>が設けてございまして、特に影響を受けた事業主のところへ専用で使える、そういったことで、大きな打撃のところを緩和をしていただくという、そういう考え方をしております。以上です。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>大きな打撃のところということで、もちろん打撃を受けているということは分かりますが、その業種だけじゃないということを伝えておいて、また、この議論はまた委員会のほうでもやりますので、どうか検討し直していただきたいと思います。ほかにも支援をしていただきたいこととして、大学生や専門学校に行かされている学生への支援です。やっとな学校が再開された大学であります。7月から、9月から、また、10月からという学校もあるそうです。休みの間、学費は払い続け、家賃も払い続け、食費もばかにならない、実家には戻れない。また、今年入学した子たちは一度も行けずに、小海でオンライン授業を続けている。そういった状況があることをどのように受け止めているか、お答えください。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>お答えをいたします。町内から都会へ行っている学生の皆さんの支援策ということでございますけれども、国のほうでは、学生が通っている大学等を通じて、学生支援機構というところで、コロナ対策として学生支援緊急給付金制度というものを設けてございます。これにつきましては、学生を支える世帯の収入減ですとか、学生本人のアルバイト収入の減によって修学が困難となっている学生に対しまして、住民税非課税世帯に属する学生であれば20万円、それ以外の世帯の学生には10万円を給付するという制度になっているところでございます。また、近隣の町村では、帰省を自粛すると言われたときに、都会で過ごしている出身の学生さんたちに対して支援物資を送ったということもあったということは承知しているところでございます。今後のことを考えますと、町としても、やはりそういった手だては何らかは必要ではないかというふうに考えておるところなんですけれども、そういった独自の支援策を考えるときに、まず対象となる学生さんそのものの数ですとかの把握、また、そういった学生さんの生活実態というものも把握した上での直接給付をする制度をつくったほうがいいのか、また、例えばそういったことになりましたと、プライバシーという壁がありまして、なかなかそこまでの把握はしばらく部分があるというふうな状況にあるときには、間接的にはなりませんけれども、そういった学生さんを支えている小海の家族の皆さんにさらなる一層の支援をするというのも1つの方策になるのではないかというふうに考えておりますので、いずれ、このコロナがこれで終わりということはないと思いますので、いろんな方法を含めて、やはり小海出身の学生さんへの</p>

	支援策というのも十分にやっていくべきだというふうには思っているところでございます。以上です。
9 番議員	国のほうでも給付金制度を設けたということですが、大学によっても学費の免除や食料支援をしているところもあるというふうに聞きました。しかし、ごく一部で、もちろん本当はね、国が大学に対してしっかりと支援すべきところですが、ただいま教育長のほうからもありました、佐久市でも御代田町でも南牧村でも、県外学生に特産品やマスクを送るという支援をしたように、小海でもせっかくふるさと便のセットのチラシも作ったことですし、ただいま教育長のありましたように、学生を把握して、直接給付制度、そういったことも長い目では必要かと思いますが、緊急対策として、やはりまだ一度も行けずに小海にいる学生も併せて、応援の気持ちを表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
教 育 長	これからということになりますと、国のほうでも2次補正が間もなく成立するようでございます。地域への臨時交付金も2兆円というお話を聞いております。そういったものもまた財源にしながら、税のデータを使いますと、特定扶養親族という分類で、扶養されている方のカウントは簡単にできると思います。具体的には、今は19歳から23歳までのお子さんで扶養に取っておられる方というのはカウントしやすい状況になっておりますので、仮に小海町に住民票がなくても、その数字そのものは把握できるかと思っておりますので、今後の町民の皆さんへの支援策が何か出てくるときには、そういった特定扶養親族といった数も加味しながら制度を充実していけばいいんじゃないかなと、具体的には思っているところでございます。
9 番議員	2次補正も財源にしながらということですので、緊急対策として進めていただきたいなと思います。それからもう一つ、国の特別定額給付金の給付が、給付金の9割を超えたというふうにお聞きしました。1人10万円の給付金は、4月27日現在の住民基本台帳が基準となっているということで、既にお腹に宿っている赤ちゃんは給付対象から外されています。この給付対象にならない妊婦さんが、町では何人ぐらいというか、何人おられますでしょうか。
町民課長	妊婦さんの数につきましては、現在のところ、母子手帳を発行してる件数というのが12名というふうになっております。
9 番議員	この中で、本当に大変な思いをしている方たくさんいらっしゃると思いますが、妊婦さんもその一人です。人一倍気を使って妊娠期間を過ごしています。この大変な中、誕生してくれる赤ちゃんにも給付金を町から、ぜひ誕生祝金にプラスして支給していただきたいと思います。ちなみに、札幌市や習

	志野市では、新生児も対象にしたそうです。今お聞きすると、小海町、わず か12人ですので、町長、いかがでしょうか。
町 長	素晴らしい意見をありがとうございます。前向きにやらさせていただきます。
9 番議員	前向きにということなので、ぜひともよろしくお願ひします。コロナ対策で すが、やはり部署部署でしっかりとつかんで、早い対応をしていくことが求 められると思います。これから、国の対策もどンドンと変化していくと思ひ ます。新しいコロナ対策係を設け、新しい対策に対して対応し、町民にしっ かりと情報を届ける。町のホームページを見ても、コロナの情報が全く分か らない状態です。コロナ対策のページをしっかりとつくる、前から提案して いますように、これを機にですね、町のホームページをしっかりとつくれる 専門のプロパーを配置していただいて、町民に対しても、町外の人にもしっ かりと配信できるホームページにしていただきたいと思ひます。新しいコロ ナ対策係の設置を提案したいと思ひますが、町長、いかがでしょうか。
町 長	コロナ関係につきましては、本当に課の垣根を越えて対応に当たっているわ けですけども、そういった決めた部署というものが今、総務課、町民課の 中にあるわけなんですけども、全ての課を超えた中でそれは対応していかな ければならないと思ひますけども、必ずやその課の中に中心になる係がおり ます。今、そういった形で推し進めているわけですけども、さらにこれが人 間が必要だ、あるいは事業がたくさんあるという話になれば、一考の余地は あるかと思ひます。
9 番議員	先ほどからお聞きした中では、まだしっかりとつかめている状態ではないの かと私は思ひます。コロナ、困っている方、しっかりとつかんでいただいて、 やはり合った政策をしっかりと立てるということ、専門家なのか、そういう 係なのかは別として、しっかりと置いていただきたいというふうに思ひま す。続いて、第2波への備えということで、町長の招集挨拶の中でもありま したが、この中で、災害が起こった場合の避難所、そういうことをおっしや られました。どうするかという問題ですが、密を避けるための分散避難をと いうことで数か所、避難所が必要になってくると思ひますが、今、どのよう に検討されているか、お答えいただきたいと思ひます。
町民課長	避難所につきましては、町民挙げての防災訓練を9月に予定しているわけ ですけども、これから、長雨・大雨の季節を迎える中で、各地区での避難と いうことは、公民館も危険な場所にあるところもありますので、やはり昨年 の台風でいきますと、総合センター、それから役場ということで避難所を設 けたわけですが、川東のほうにも必要だというご意見いただきまして、保育

	<p>所とかそういった中心となる避難所を数か所早急に考えて、また、3密を避けるという意味ではスペースもかなり必要になってくるかと思っておりますので、そこら辺の対策をしっかりと、早急に詰めてまいりたいということでお願いしたいと思います。</p>
9 番議員	<p>防災訓練という話も今お聞きして、台風19号のときに総合センターや役場を使ったということで、ここだけではとても足りない。保育所や学校、そういった公共施設など、数多くやっぱり必要になると思います。それだけ人員も確保しなければならないと思います。協力員、例えば役場のOBですとか消防団のOB、そういった人の力も借りなければならないかもしれません。今から、かなり大がかりなシミュレーションを行う必要があると思います。食料など備蓄品は、もちろん町で用意する必要がありますが、町民にもかなり細かく備えてもらう必要があると思います。これまでの災害の備えに加えて、マスクやウエットティッシュやビニール手袋など衛生用品、また、体温計など、そういったものも持ち出しグッズとして個人で備えておいてもらいたい。これまで、館報などでも掲載してきていますが、改めて1枚で分かるようなチラシ、そういうのも急ぐ必要があると思います。先ほどの何でも商品券もそういったことに使えるように、情報もできるだけ早く収集して、伝える仕組みをつくるのが大事だと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>おっしゃるとおりだと思っております。地区ごとに地区防災マップの作成も進めているわけですが、今おっしゃられたとおり、1枚で全て分かるもの、リーフレットといいますか、どこへ逃げる、それから何を持っていけばいいかというものをまとめたいということは、今考えている途中でございまして、なるべく必要なものを凝縮した情報を集めて、分かりやすいものを作成して、皆さんにお配りしたいという考えは持っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
9 番議員	<p>今考えている途中ということなので、できるだけ早く配れる形にさせていただきたいなと思います。このところの異常気象もね、また大きな災害が起きないか心配になりますので、ぜひ早い対応をお願いしたいと思います。もう1点、第2波に備えておかなければならないこととして、もしも町民が感染してしまったらどのような対策を取るかという問題ですが、何か考えておられますでしょうか。</p>
町民課長	<p>万一町内で感染が確認されるという場合でございますけれども、中心になっていただくのは保健所になります。保健所におきまして、症状の相談、それから検査の実施、医療提供体制の確保、それから接触者の調査など一切、保</p>

	<p>健所のほうで対応をしていただくこととなります。町としましては、施設等の消毒が一番大事な仕事になるかということとなります。具体的にですけれども、県のほうに県ペストコントロール協会という協会が松本市にございまして、消毒関係の県内の18社の会社が加盟している消毒を扱う協会が窓口となりまして、そこではほかの業者等に割り振るという体制ができております。東信地区におきましては、その協会に佐久市にあります信州消毒さんと東信消毒さんという2社が加盟されておりますので、そこら辺中心に会社のほう、消毒のほうを割り振られて実施するという体制ができております。以上でございます。</p>
9 番議員	<p>疑わしいときに保健所へという、相談ということで、それは今と変わらないと思うんですが、やはり病院からPCR検査そのまま、病院を受診してPCR検査を受けるということも今、県内幾つか始まっているというふうにも聞きましたので、ぜひ病院との懇談も重ねていただいて、どういう対応ができるのかということ、南佐久でもいいです、ぜひ病院と相談をしていただきたいのですが、その辺はどうでしょうか。</p>
町民課長	<p>おっしゃられるとおりに思いますので、病院の皆さんと懇談をできるだけ重ねて、対策を練ってまいりたいというふうにしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
9 番議員	<p>かかってしまった場合、隔離ということになってくると思います。そのときは本人だけではなく、濃厚接触者全員ということになります。そうした場合、費用はどうするのかとか、買物にも当然行けない、食料支援も必要だと思います。そういった対策も、コロナ対策本部会議でしっかりと検討していただきたいと思います。これから、第2波、第3波も来ると言われています。また、この先、コロナウイルスに限らず、新しいウイルスや感染症も生まれるかもしれません。今回は、そういった意味からも、しっかりとした対策も求められると思います。やらないよりはやったほうがましというような、そういう安易な考えではなく、立場の弱い人や本当に困っているところへしっかりと支援が行き届く、そういうことを基本にした支援対策を講じていただくことを重ねてお願いしまして、私の一般質問を終わりにします。</p>
議 長	<p>以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで11時10分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに10時59分)</p>

## 第10番 井出 薫 議員

議 長	再開いたします。 (ときに11時10分) 次に、第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。
10番議員	10番 井出薫であります。私も引き続きコロナ対策ということで、質問事項としては、新型コロナから営業と暮らしを守り、なりわいを続けるためにという通告をさせていただき、町の基本的な考え方や、これまでとこれからということで、分けて議論をしていきたいと思っております。明確な分かりやすい答弁をひとつお願いしたいと思っております。まず最初に、ちょっと町長に認識を伺っておきたいんですけども、新型コロナウイルスの感染拡大は全世界を巻き込み、衝撃度はリーマンショックを上回る危機と報じられていると。国内でも影響を受けない地域・業種はないと言っていいほど、広範かつ深刻な事態だと、影響を受けない地域や業種はないと。それで、令和元年度の小海町商工会の事業報告書でも、去年の消費税の増税や台風災害というようなことから、経営そのものにも非常に大きな負担になっており、その上、新型コロナウイルスの感染者が日本国内でも増加し、観光・飲食業に影を落とし、全産業にも大きな影響を及ぼしており、非常に厳しい経営環境だというふうに報告しています。これは、私、町長の認識を伺いたいのは、全産業だと、全業種だと——が影響があるというふうに言っていますけども、町長、そこら辺、まずちょっと認識を伺いたいと思っております。その部分だけでいい。
町 長	全国的あるいは大都市におきましては、非常に全業種、あるいは大変強く影響を受けたということはあるかと思います。我が町におきましてまず言えるのは、例えば家賃を払って事業をやっておいでというような業種の皆さんは割合少ないと思っております。したがって、その辺は、東京あるいは大都市近郊よりは緩和できるのではないかというふうに思っておりますが、全業種といいましても、例えばツルヤさんだとか、ああいった類の食品、物販等々については、数値についてはちょっと申せませんが、かなりの売上げを伸ばしていると、あるいはITの関係の会社が私のところに先日もおいでになりましたけども、思ったほどの影響はないというような回答を得ております。我々が、そういった方がおるといっても頭の隅には置かなきゃいけないわけなんですけども、私の認識とすれば、これは大変全般にわたっての被害、あるいは災害ではないかというふうに考えておるわけでございます。したがって、今回の経済対策等々も数々出させていただいておりますが、基本的には

	<p>コロナはまだ入り口であるのではないかというふうに考えております。終息までにはかなりの時間を要し、ワクチンがまだできていないというような中におきましては、先の見えない相手と闘わなければならないというところは十分認識しているつもりでございます。</p>
10番議員	<p>大なり小なりね、それなりの影響は受けているという点では、町長も認識を持たれているのではないかというふうに思います。そして、今のツルヤさんの話はいろいろありましたけども、いろいろ自粛の中での繁栄と、繁栄というのはおかしいと思いますけれども、皆さんがやっぱり食料品を手に入れるというようなときには、そういった部分がね、いろいろなけりや困るという形の中で、ある意味では影響を受けて商売をされてるという状況だったり、そういう認識だというふうに思います。それで、そうした中で、国も様々な対策をしてきているわけでありまして、まず現状をね、やっぱり共通の認識を持つということで、私は資料要求を3点ほどお願いしてありまして、先ほどの埜議員の中でもちょっと説明してもらったんですけども、まず小海町の全事業者（法人、個人）の数というのはどうかと。分かる範囲で業種別という資料要求と。それから国・県・町の保障・支援制度、持続化給付金や雇用調整助成金等の取得状況と、これも分かる範囲でということをお願いをしました。そうした中で、資料つづり、資料を出してもらってあるんですけども、1ページには「国・県の新型コロナウイルス感染症対策制度の利用状況」というのを、どうやって調べていただいたか、よくこれだけまとめていただいたということでありまして、聞きたいのは、回答のあった事業所のみというのが右上に書いてあるんですけども、これはどういう意味かというのを伺いたいのと。3ページの「町内事業者数（業種別）」ということで、これもね、なかなか、聞いたら、資料もなく、業種別は大変だという話を聞いていたんですけども、こういった形でまとめてもらったと。ちょっとね、今年が平成でいえば32年ですから、ちょっと資料としては古いんですけども、ここで聞きたいのは、業種別事業者数で経済センサスよりと、28年度の。これはどういう意味かということ伺いたいんですけども、私が伺いたいの、いわゆる自営業者と言われるね、電気屋さんや大工さんだって一人でやっている人もおりますし、先ほどフリーランスの関係や何かは数字に入っていないというようなお答えですけども、そういった部分まで含めて、この分け方はどういうふうに分かれているのかという点を伺いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。それでは、まず資料の3ページ、「事業者数」というところでお願いします。先ほど議員さん言われましたとおり、明確な区分、それ</p>



から明確な数、こちらのほうが把握できるものが、このセンサスを使うものが最もいいだろうということで、資料提出をさせていただきました。この経済センサスにつきましては、平成28年ということでございます。5年に1回の調査がありまして、それが基礎調査と活動調査というふうになっております。活動調査についてというのは、詳細な調査、事業所への記入を求めるといようなことをした調査内容ですけれども、それが最も新しいものが28年度ということでございます。次回は令和3年頃の予定になります。そして、アルバイト、フリーランス。フリーランスですけれども、こちらのほうはこの中にカウントされていない。ただ、フリーランスと言われる業種、看板等をかけていれば、この調査員がそこへ訪問の調査等できるという状況ですけれども、100%拾えているのかと言えば拾えてない、その中には反映されていないと言ったほうがよろしいと思います。それで、この経済センサスの数値、業種ごとに分かれていますものを、資料の1ページでは、これはこの内数でございます。どうしてここに抜き出してあるかという部分ですけれども、こちらは商工観光係におきまして、今、小海の現状を知る必要があるということで、4月にもアンケートは実施しているところなんですけれども、現在、国の施策について申込みをした、考えている、そういった状況把握を、また現段階でする必要があるということで、電話にての連絡を取っております。150を超えるぐらい、大体170弱ぐらいですけれども、293事業所のうち、名簿の中で聞き取りをしております。その中で数字ということですので、まだこれから数字が大きくなるということもあり得るんですけれども、まず表の左、「県の協力金・支援金」という制度がありました。これは、ゴールデンウィークの時期、4月の24日から5月の6日の間を、県の旅館等宿泊関係の業者につきましては休業、そして飲食店については、夜8時以降の営業を自粛していただくという要請に基づいたところが対象となるもので、それについては、小海の中では38事業所あるんですけれども、その中の33が申請をしたと。ただ、これにつきましては、今、申請受付している県で、1万2,000件を超えるような膨大な書類の審査をしているということで、すぐに結果が出ないということのようで、7月以降にならないと、これが対象になる、ならないが分かってきません。その上で、また施策を考えるということになるかと思えます。また、次の左から2番目、「持続化給付金」、ご存じのとおり国の制度でございます。こちらについても、申請状況というふうにありますますが、これは申請を考えているということまで含んだ数字でございます。業種別にそれぞれありまして、やはり上のほうから4行目ですね、「卸売・小

	<p>売」、ここの数字が大きいということで、影響が出ていると言えます。それから、雇用調整助成金ですけれども、こちらのほうも一緒に聞きました。そして、こちらのほうは会社への補助ということになりまして、比較的大きい事業所が申請をした、または考えているということで、5事業所がありました。「融資」とありますのは、これは制度資金のことです。これも検討中を含むものでありまして、国の資金、そして県の制度資金、町の資金というものがありますが、そこを検討されている事業所が25あるということですので。そして、一番右に「対象外」とありますのは、これは一番下の「宿泊・飲食業」におきまして、県の協力金・支援金の対象外ということなんですけれども、それにつきましては、この期間中に営業をやむなくすることになってしまったというようなことで、申込みの対象にならない、そういったところがありまして、その数字が5事業者ということですので。資料の説明については以上です。</p>
10番議員	<p>まず、今の1ページの資料ですけれども、回答のあった事業者のみということで、今、話を聞いてみますと、行政のほうから主立った皆さんのところへ電話をされたという認識でいいわけですね。それで、申請状況ということで、今考えている、そういった範囲の皆さんが融資まで入れて125件と、対象外が5件ということであれば、130件という数字になるかと思うんですけれども、やはり全体をつかむという点では、皆さんも大変だというのがよく見えてまいります。それで、実際にどのくらいね、もう持続化給付金などが——100万円、200万円の国のあれですけれども——入った方はどのくらいあるかという部分はまだつかめないと、つかみようもないというような認識でいいんですか、それをまずちょっと伺っておきたいんですけど。</p>
産業建設課長	<p>聞き取りの中で2件、お金をもらったと。手続をしてお金をもらった、そういう話を聞いたのが2件でございます。そのほかは、まだ聞いておりません。</p>
10番議員	<p>なかなか持続化給付金にしましても、申請もインターネットでやれというようなことで、商工会でも一生懸命指導しているんですけれども、実際には申請手続などは業者さん本人が基本的にはネットでやるという制度だということから、なかなか進まないというようなのはニュースされていると思いますけれども、行政としては、我が町の業者であつてもどうなったかということがつかみにくいという現状があるということがあると思います。それから、3ページのほうの資料ですけれども、私伺ったのは、フリーランスはもちろん入っていないという話はさっき聞いたんですけども、いわゆる自営業者、一人親方でやっているような皆さんはこの中に入っているのかどうかということ</p>

	を伺ったわけです。
産業建設課長	その事業者については、個人、法人という考え方でよろしいかと思いますが、個人の事業者も数にカウントされております。
10番議員	そういった意味ですれば、28年度のフリーランスの関係のが抜けている部分をあれすれば、193事業者が我が町で皆さん商売頑張っていると、仕事を頑張っておられるという認識だと思います。今の時点で、やはりどうなのかというようなことは、やはりなかなかつかむのは難しいという認識でいいんでしょうか。
産業建設課長	こちらの県の協力支援金については、町負担分がありますので、まだこれからのことですが、この事業者の皆さんが申請したので、これだけの負担がありますという内容でお知らせはしていただけるんですけども、そのほかについては、開示、これからしていただければ、国のほうですね、そういうことがあればその情報をいただくということなんですけれども、なかなか個人情報のかんがえがありまして、直接アンケートをする、聞き取りをする、そういう方法しか今のところはないです。
10番議員	国の持続化給付金などはね、今言われたように、なかなか国のほうで公開しない限り分からないと。私、知り合いの方でかなり早く100万円頂いたという方がありますけども、76万、ナンバーで76万何とかって言っておられました。やはり、今、この事業を取り扱っている請負の関係が国会で問題になっているということでもありますけども、まさに全国では多くの方が集中して申告しているということで、なかなか実態としてはつかみにくいという現状、それから事業所の調べもね、5年に一遍ということで、現時点でどうなんだという数字はなかなか出しにくいという認識であります。そこで、私そういう、町長ね、町の業者さんが現状的に、国の制度だとかそういうものにどうなっているかという部分では、なかなかはっきりつかみにくい。それから、業者の数、数にしても、行政の皆さんは28年度の資料を出して、それ以後の変化というのはなかなかつかめないでいると、そういう環境があるということは今、係のほうの説明ではっきりしたと思うんですけども、私はそういう中でこのコロナ対策、町長としてね、先ほどもちょっと話しありましたが、基本的な考え方ですか、そういうものを改めて伺ってから議論に入りたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。
町長	いわゆるこの事業者数、あるいは商工会加盟してるとか、それから各それぞれの事業を、これとつかめないわけではないと思います。商店が何軒、工務店が何軒というようなものは、これはつかめると思います。しかし、申請ある

	いは等々につきましては、していただかなければ先へ進まないということで、その広報等々はしてるわけでありまして、ぜひ積極的に使っていただければというのが私の認識でございます。
10番議員	産建課長、今、町長そうやって言うだけでも、つかめるんですか、それとも町長のほうからつかめという命令を出してやるのですか。現時点では28年度の資料が出ているんですけども、町長は今そういうふうに答えましたけど、どうなんですか。
産業建設課長	統計調査があるということで、これをこの業種に分けたもの、そういう分け方をして一覧表にするもの、こういうものが最も早くできる方法でございます。これは、町自体がということになれば、営業されている、されてない、やはり先ほども出ました税情報は、申告の関係がありますので、それは1年1年きちっとということになります。ただ、やはり個人情報ということもありますし、なかなか自由に使用できる情報ではありませんので、それでこのような資料を提供させていただきました。
10番議員	町長、俺さ、資料の段階で議論するつもりなかったわけ。けども、今、課長がそうやって言ってるわけだよ。プライバシーの関係、いろいろで出せねえってさ。私は最初はね、小海町の事業者数って書いてあるんだよ、総数。数ぐらいは出したって、プライバシーにはひっかからないと思うんだよな。それから、できればさ、業種別の数でも出てくりゃ、それは結構なことですよ。ですから、これからの、私はコロナ対策の中でね、やっぱり町長先ほど言いましたように、小海の町内の業者さんだって、全事業者が何らかの影響を受けているというのは認識しましたけども、そういった中で、やっぱりこれからの町のコロナ対策もね、そういった視点から私は進める必要があるではないかということで、私たちも業者の数を知らねえからさ、みんなで共通認識を持った上でやったほうがいいじゃねえかなと思って資料をお願いしたわけですよ。町長はできる、課長はプライバシーの関係で資料が使えねえとか使えるとか、何かおかしなこと言ってるんですけども、やはりそこいら辺をさ、きちんとやっぱり町側でもね、方針を1つにしてさ、こういうところぐれえやれ、やれって町長言うとかさ。そうじゃねえとさ、いつまでもこんな古い数字使って議論しなきゃなんねえなんていう話になるですよ。300前後だということは担当からも聞いてますから、私はこれ以上この件はやりませんけども、やはりつかめて、できるということであれば、私は出してもらいたいということをお願いしておきたいと思いますよ。それで、対策の基本的な考え方というのを、町長、今、私質問したんですけども、これまでの取

	<p>組やこれからの取組ということも含めて議論をしていかなきゃいけないんですけども、私、先ほど対策本部の設置で9回だか会議やられたというようなことを答弁されたんですけども、私どもの手元へは本部会議が第6回までの資料が来ておまして、業者に対するのをどうするかというのは、産業建設課で先ほど来話のあったお食事券の実績というのが、私がもらった資料の中でね、来ているだけであって、あとは学校分散登校だとかね、八峰はやらんとかさ、そういう話ばかりなんですよ。それで、やっぱり私は、対策本部そのものも、聞けば、各課長さんたちが対策本部の一員となってやっており、事務局は町民課ですか、町民課長ですか——ということでやっているという話でありますけども、やはりそういった中で、これまでの取組の経過とこれからの取組という部分がね、私質問しておきましたので、資料も出してもらってありますので、まずちょっと説明をしていただきたいと思います。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>それでは、資料の2ページにつきましてお願いいたします。これまでの取組の経緯ということとして、こちらは4月からですね、産建で主に事業者と観光関係、そういったことの対応というような内容でございます。そこにありますのは、まず1番にアンケートということでございます。4月8日に発送して、中旬締切りということで行いました。事業者の数につきましては、この時期に120件ということですが、それは先ほどの中から、影響を受けていると思われるところというような意味合いで、全てではなかったんですけども郵送し、そして回収を行ったものでございます。2番目には、宿泊事業者等に休業要請、飲食店へ時短要請というものがございました。これは県の要請でございます。これが急遽21日に要請をして、22日にお知らせを受けたんですけども、すぐに23、24日からはもう要請に対応してくれということでしたので、これは短時間のうちに動かなければならないということで、係を中心に、この対象の事業者の皆さんを訪問して説明をし、そして協力金・支援金の制度の申請が後であるということですので、そのために今できること、こちらにあります休業や時短の貼り紙の証拠写真、そういったものが後で必要になるということで、急遽そういった貼り紙や写真撮影の依頼などをしたということでございます。そして、3番目にありますのは、町民へのお食事券の配布ということとして、これは外出自粛、それから時短営業の対応のためということで、テイクアウトで支援をできればという扱いです。ゴールデンウィークということで、外出が最も予想される、そういう時期に外出を自粛してほしいということですので、その意識を少しでもテイクアウトに向けられればというようなことで、こちらのほうは全世界帯に郵送とい</p>

	うことだったんですけれども、こちらもゴールデンウィーク前に発送しなければ間に合わないということでございましたので、1週間ぐらいの間に世帯への封入とか、そういった券を作成したりしまして、それで発送をしたということでございます。それから、4番目に、登山者客への……
10番議員	議長。
議 長	はい。ちょっと課長。井出薫君。
10番議員	すいません。時間がどんどんなくなってきた、どうも質問の趣旨からちょっと大変ずれて、時間かかるようですので、私のほうから具体的に挙げて質問したいと思います。まず、アンケートですけども、4月に行ったアンケートで、約120件という業者さんにやり、私どものもらっている資料では、うち70件が回答してくれたというような資料を頂いていますけども、この中で、今後、町にどのような支援を期待しますかということが載っています。そういう中で、「国・県・町からの資金援助が必要だ」とか、「給付金情報や申請などについて知りたい」とか、「終息までの期間、宿泊業は水道料、下水道使用料の無料化を」とか、幾つか十何項目要望があるんですけども、こういったものに対しての具体的な取組というのですか、アンケートをもらった後、どのようにこういったのに応えたかという点だけ伺いたいと思います。
産業建設課 長	回答を得られた七十数件、回収76だったわけですけども、いろんなご意見を書いていただきました。その中で、やはり外出することが自粛されたということで、お客さんまたは観光客、そういった方々の関係の業種の皆さんは、特に全く収入がない、そういう方もおまして、そういった声がアンケートの中に書かれておりました。そういったことも反映して、このゴールデンウィークに対応したお食事券、それはすぐに何とかしたい、そういったことが、対応の一つでございました。
10番議員	私、今2件くらいしか読んでないんですけども、そのほかに、「税金の支払いの免除」「町民に対しての安心して生活できるケアをしてほしい」とか、「国の支援のものはどのようなのがあって、支援を受けるにはどうしたらいいか」とか、こういうことがいっぱい載っているんですよ。それで今、課長の答弁はね、なかなかこれに具体的に応えたというふうに、私は印象を持ってないわけです。それで、商工会にも私聞いてみましたけども、商工会も、町長ね、元年度の総会時点では会員は187しかおらんということですね。それでも商工会ですわ、多くの皆さんがどうしたらいいかということで、約50件近くの皆さんが相談に来られているということを担当の方から教えていただいたんですけども、私は、これからの取組についてね、3ページの上のほうに

	<p>書いてあるんですけども、事業者応援経営継続支援金というような、これちょっと私初めて聞くんじゃないかというような制度になっていますけども、この制度はどういうことかということも含めまして、やはり全事業者をね、基本的に対象に私は考えるべきだと。先ほど言いましたように、商工会だと50件も相談来ていると。我が町だって、やっぱりそういった相談に応えられるような体制づくり、先ほどの埜議員のほうからもありましたけども、やはり国の第2次補正予算などでね、長期的にも対応していかなくちゃいけないし、いろいろの制度がつけられていくと、そういうときに、ここにも書いてありますように、国制度のそういう情報がね、どこへ行って聞いたらいいんだと。180何人の皆さんは、商工会へ行って相談できますよ。だけど、入ってない皆さんは相談するところがないわけ。私はやはり、国のそういったコロナ対策なんかでね、明快に説明のできる人をやはり役場に置くと。それで、情報発信をね、欲しいって書いてあるんだ、ここに。私は、町のホームページのことでは、もう何回となく議論をしてきて、それでもって、各課が担当で責任を持ってやるというような答弁を、もう何回もいただいているわけですよ。だけどね、コロナのことが載ってねえわけ。こんなところで言っちゃ申し訳ねえけど、開発公社の総会資料にだってコロナのコの字もねえんですよ、町長。やはりね、町が真剣になってき、これだけのことをどう取り組むかということとをさ、対策本部があって、真剣にやっぱりそこで私は議論してもらいたいと。それでね、私、友人が二度ほど役場へ相談に来たんですけど、いまだに回答がないと。埜議員は言わねえわけ、彼女は優しいから。俺は言うんですよ。実際に役場へ相談来てるけど、いまだに回答がないと、こういう状態だよ。町長ね、役場が信頼されなくちゃ駄目なわけ。町民が役場へ行って相談しようと、そういう環境をつくらなくちゃね、町民は役場なんか来ねえですよ。ですから、私はやはり、そこにコロナのことだら何でも分かる専門の係と、いろいろの細かいことは役場へ来なくも、町のホームページを見たら分かるというような体制を、私は早急につくっていただきたいというふうに思いますけど、全事業者を対象、それから専門の係と情報発信と、いかがですか。</p>
町長	<p>私の認識では、相談に来ていただきたいというのがまず1つでございます。それから、その返答のないというものは、もしなければ、真摯に反省しなければいけない部分であろうかと思えます。あと、専門と申しましても、やはりそれぞれの知恵を集めた中でなければ、ちょっと言い切れないかなというものはございますけれども、それはそれなり、とにかくお応えできるよう努</p>

	力いたします。それから、ホームページの更新につきましては、それはご指摘のとおりだと思いますので、改善していきたいと思っております。以上です。
10番議員	3ページが一番上の事業者応援経営継続支援金で何。
産業建設課長	事業者応援経営継続支援金の関係ですけれども、こちら申請給付の状況というのは、先ほど説明させていただきました国の関係の持続化給付金等でございます。その状況を確認して、対象外となった事業所、または売上げが減少した事業所に対して給付を直接行いたい、そういう内容のものでございます。
10番議員	町長、まずね、私は基本的にこの人のところへ相談に行けばね、何らかの方向が出ると、町民課へ行ってくれろ、産建へ行ってくれろね。やはり、そういう専門の係、それからその係が、これからの国の様々な、第2次、第3次と出てくるでしょう。そういった事業を熟知して、説明ができる、そういう方を1人置いてやってほしいということなんです。ですから、ぜひ、先ほど必要と思えばみたいな答えもありましたので、私はこれ以上この話はしませんが、やはり一番は、町民が困ったときに役場へ相談に来ると、そういう環境づくりをね、しっかりとやってもらいたい。ちょっと話しそれですけども、この4月から、猫の件で、野良猫対策として町がいろいろの手術に対して5,000円出すという制度をつくっていただきましたけども、町民の皆さんの中には、今のようなやり方では恐らく少ないだろうと、そうやって言う人いるんですよ。5,000円ばっかもらうに役場なんか行く、嫌だ。町長、そういう人がいるんですよ。ですから、町長、ぜひ、私は町民の皆さんがね、気軽に役場へ行って、特にこのコロナの問題では、死活問題ですから、きちんと対応のできる係を置いてほしいということは、強く要請しておきたいと思っております。それで、小海町型の持続化給付金というふうに、この(1)のあれは理解しているのかどうかという点、まずちょっと伺いたいんですけども。
産業建設課長	そのような言い方もできるかと思いますが、ただ、これは対象外となった事業所ということで、上乘せでは考えていないということです。重複の事業でなく、考え方は国や県の支援が受けられる方います。そういった支援が受けられなかった事業所で、売上げが減少している方、そういう何というんですかね、どこも支援が受けられない、そこに支援したい、そういう内容でございます。
10番議員	国の持続化給付金は、申請が令和3年の1月15日までということになっていま



	<p>す。ぜひ、やはりそういった部分での情報発信と、それからもちろん相談してもらっているんですけども、そのほかに、こういったことから対象外になった業者や個人ということですね、この間、予算の議案質疑の中でも申しましたんですけども、各自治体独自の給付金制度、それぞれにいろいろ考えられて、この近くでは佐久市や佐久穂、あるいは南牧村などがね、そういった対応されてるということですから、町でもこういった形でやっていきたいということですけども。ただ、これまでの給付金というのが一定期間内での給付金という制度から、今度は前年同月に対しての売上げに対して支給するというような、そんな制度に何かなってきたんじゃないかというふうに思うんですけども、先ほど先が長いという話ですけども、そこら辺の細かい計画というのはしっかりとできてるんですか、これからなんでしょう。</p>
産業建設課長	<p>これからの影響を受ける事業者というのが、どういったことが予想されるか。これからも、まだ影響は続くと思われるんですけども、ただし、最も大きなところは今、人の動きがだんだん回復してきております。そういった関係では、人数というか、数の関係では、4月、5月、6月、そういった時期が多く、その後についてはだんだん減ってくるのではないだろうかという予想をしております。この申請については、随時受付をしていくということになるかと思いますが、持続化給付金の申請は1月ということですので、そこまで国が対応するというのであれば、同様にその申請期限を区切るのではなく、今年度内まで対応、受付をする、そういったスタンスでいきたいという考えです。</p>
町長	<p>産建課長の答弁にちょっと補足させていただきますけど、我が町と佐久穂町共同で、いわゆるこのコロナについて大変経済的に困っていると、あるいは相談があるという窓口は、旧八千穂庁舎の中で行っております。それで、これを拡大しまして、南佐久全町村の皆さんオーケーですよというふうになっておりますので、その広報もしてございます。したがって、積極的にそういうものを使っていただければと思います。ちなみに、佐久穂町で融資の一番大きい方2億円だそうです。そういったものもありますので、ぜひ活用していただければというふうに思っています。</p>
10番議員	<p>町長、何で八千穂なんだという意見がね、町民の皆さんの中にはあるんですよ。ですから、町長、放送で言われたというのは私も聞きましたけども、そういう声もあるということは認識しておいていただきたいと思います。それで、私とすれば、先ほど言った係を置いていただいてね、本当にこの人は——あそこ経営相談員さんだか何かがおられるんだってね。だからという話</p>

だということを私伺ったんですけども、やはりそういったふうに、町民の皆さんが相談に行ったときに、そういった皆さんでというような紹介ができるようなことだって、私は1つのそういう係のできる仕事だというふうに思うんですよ。それで、私は、これからのコロナの長期化への対応ということで、先ほどの事業者応援経営継続支援金というのは、国の方向がそうなら今年度中はというような話ね、今いただいて、私とすれば、小海町型の持続化交付金というような形だと思って言うつもりでいましたけども、これがそういう形にぜひなるように、いい制度でね。とにかく、あんまり書類がしゃらうるさくって、書類作るだけで、いつになったら許可にならねえというような制度にしないようにということだけ要望しておきたいと思います。それで、私はこれからね、仕事が減ってくるという事業者がやっぱりあると。それは、やっぱり医療関係のいろいろのものを作っている皆さんの中には、今まで作っていたものでなくて、皆さんもご存じのとおり、人工呼吸器が物すごく足りない。だから、そっちを作るように方針転換だ。それから、今日もやっていたけども、PCR検査の検査機器ですね、こういったものの生産というようなことが国のほうから強く、医療環境を取り巻く中では要望されてくるということで、こういった事業に直接関わらないで、ほかの医療関係の仕事をしていた皆さんが対応できなくなるではないかというような話も聞いています。それから、いろいろな事業者さんが、仕事をしてても外国から部品が入ってこない、そういうことがね、多々話を聞いたわけであり、町民の皆さんの中でも、一番大騒ぎになったのはマスクでありますけども、これが食料だったらというようなことで、やはり何でも外国依存というのはいかなものかというような声が私は多々聞こえました。そういった意味で、外国依存から、やはり特に食料はね、自給率の向上というようなことで私は考えていくべきではないかと、町もそういう方向で考えていくべきではないかということで、1つの提案でありますけども、先ほど災害の話もあったんですけども、やはり食料自給率の向上という点で考えますと、やはり米作りというのは災害対策としての小さなダムだということは、古くから言われているわけです。ですから、私は、災害対策としての小さなダム事業として米作りをされている皆さんに、一定の協力御礼金じゃないですけども、そんなような制度をつくって、やはり災害にも自給率にもというような、毎日毎日の人が生きることへの自給率の向上という部分を、私は行政としては力を入れていくべきではないかというふうに思うんですけども、先ほどのこれから事業が減る事業者の皆さんの話とその自給率の向上の話、ちょっと町長の考

	え聞かせていただきたいんです。
町長	我が町におきましても、自給率というものに対しての直接的なものでなく、農産物をたくさん作っていただきたいという施策は常々しているところがあります。それが食料自給率の向上につながれば、これ幸いだと思えますけれども、ただいま井出議員のおっしゃった、やはり田んぼはですね、やっぱり河川、あるいはそういった災害から守るというものは、過去の事例からも十分取っていけるものだと私も認識しております。されど、やはり米作りに対する支援をどのようにしたらというようなものは、かつてからお米は、減反すればお金やるよという国の施策があったものが、今はお米をつくれば頑張ったでしょうというものは多少あるわけです。そういうものの拡大化というふうに思われますけれども、それは非常にいい意見だと承っておきますので、検討させていただきます。
10番議員	私は、今度のこのコロナというのはね、これまでの人類が遭ってきた災害という点、伝染病という点ではね、非常に大きな歴史があるというふうに言われており、まだまだ死亡者や感染者が世界では増えると、日本でも第2波が来るのではないかというふうなことをもちろん言われていますし、来るでしょう。ですから、私はやはり町民の命と暮らし、営業されている皆さんのなりわいをどうやって守り育てていくかというのが、やはり地方自治体の大きな仕事になってきているというふうに思うんです。そういった意味では、常に全業者に目線に向けて取り組んでいく、全町民に対してその政策を向けていくというような基本的な姿勢を持っていただいて、考えていっていただければというふうに思い、今日はいろいろ議論させてきていただきました。先ほどプレミアム券の話もありました。元年度の決算を見ると、プレミアムの関係は70行ってないんだよね。私、総会資料を頂いてきましたけども、そのくらいやっぱりね、町長、限られた範囲の仕事なんですよ。ですから、プレミアム券は、私はもともとね、あんまり地域の商売に対してもいい施策ではないというふうに見てきていましたけども、それでも当初予算で決めたくらいはね、やっていただいても結構ですけども、今度9,000万というお金をそこへ投じるということはね、私は一考していただきたいと。町内の全町民、それからやっぱり300近くの業者、こういった皆さんの目線に立ってこの9,000万を使うというようなことが私は今求められているというふうに思います。そういった点も含めて、最後に、町長のお考えを伺いたいと思いますけど。
町長	プレミアム商品券につきましては、今回、特別定額給付金が10万円、1人の方に下りたわけです。そして、そのお金は、もう我が町でも90%近く振込と

	<p>いう形でさせていただきました。そういう中で、その10万円を有効に使っていただきたいという大きな施策でございます。それで、その10万円をですね、銀行へ預けたまま、あるいは下ろしてきてタンスの中へ入れてしまうというようなことでは、1つの施策としての成り立ちとしては思えません。我がこの町の中で、ぜひ有効にそのお金を使っていただきたいというのが施策の一つでございます。そういったことを含めまして、今回はぜひその思い切った施策を打ち出させていただいたんですけども、ぜひご理解を願いたいというのが私の答弁でございます。</p>
10番議員	<p>町長ね、連休のさ、お食事券はね、本当に評判がよかったんですよ。やはり、食堂やテイクアウトをされてる皆さんも、私ども今度ね、町長、50%、1億円の金をそこへ入れて、約3億円のプレミアム券を町民の皆さんに買っていただくという話をしますと、それよりはお食事券のような、町民の皆さんにね、一人一人にわたるような、そういうことをやってもらったほうが私たちはありがたいと言われるね、事業者さんいるんですよ。ぜひ、私は、これ以上言いませんけれども、そういった意見もあるということも考慮させていただいて、これからのコロナ対策、しっかりとね、やっていただきたいということを強く申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。</p>
議長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。 ここで午後1時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに12時08分)</p>
<p><b><u>第5番 小池 捨吉 議員</u></b></p>	
議長	<p>再開いたします。 (ときに13時00分) 次に、第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。</p>
5番議員	<p>5番 小池捨吉です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。第6次小海町長期振興計画のうち、農業計画について質問いたします。農業の基本計画の中で、特産品づくりということでワインブドウ、果樹栽培が計画されました。地球温暖化により平均気温の上昇で、全国的に栽培品種の変化をもたらしています。この状況を好機に捉え、新たな特産品開発に取り組むことにより、農業の活性化と荒廃農地の抑制につながる取組を進めることであり、具体的には、今まで取組の少なかった果樹栽培や、世界的に需要が高まっている日本産ワイン醸造のためのブドウ栽培など、調査結果を踏まえながら、将来に期待を持ち、取組を始めるとのことですが、ワインブドウ・</p>

	<p>果樹についての予算ですが、令和2年度、今年度100万円、それから3年度から6年度までの4年間は年1,000万円投資の予定です。第6次長期計画の前期だけで4,100万円の資金を投入する計画です。計画しているブドウが収穫できてですね、ワインとして町内または市場に出回るのに何年を目標にしているでしょうか、お願いします。</p>
総務課長	<p>お疲れさまでございます。遊休農地対策で本来、産業建設課なんですけれども、取りあえず今年につきましては、いろいろ話の成り行き上、渉外戦略系のほうで担当しておりますので、私のほうからお答えをしたいと思います。ワイン用のブドウにつきましては、一般的には初めての収穫が大体3年目ぐらいで収穫ができると。ワインとして醸造ができるようになるのは、最低でも4年はかかるだろうということで、今までの産地では話を聞いてきております。ですから、本格的に売れるワインができるのは、最低でも5年ぐらいはかかるのではないかなという気がしております。以上です。</p>
5 番議員	<p>今、担当が渉外担当ということになるということですが、大体4年から5年でもってワインとして出回るではないかというふうに答弁がありました。そこでですね、聞くところによりますと、親沢に試験用苗木を植えたと聞きましたが、どこの地域で生産している苗木を参考にしたかということ。私の知っている標高の高いところとしてはですね、長野県なら軽井沢とか御代田、それから東御市の何ていうか、金原ダムの上というか、下のところに作っているのがありますが、あと山梨としては上九一色村の富士山寄りとか、あと東山梨から川上の川端下に抜ける大弛峠ですが、山梨の国道140号線ずっと上がっていきまして、雁坂トンネルへ抜けるほうの道路なんですけれども、そこまで行かなくて、左側へ入っていく、山梨のほうから左側へ入っていく道あるですが、琴川ダムですか——の下流の部落で作っているところを見ました。いずれもね、山梨もそうなんですけれども、観光にはちょっと縁がない、程遠い地区で栽培しているのを見ました。いずれにしろね、当地は標高が高いと同時に、冬季のマイナス20度ぐらい下がる気温と春先の遅霜が心配の地です。苗木もね、二、三年経過を見ないと、適地に合っているかどうか分かりません。適地に合った苗木選定の目安を考え、今回は何か所に何種類の試植というかね、それを実施しましたか。</p>
総務課長	<p>やはり、小海町は全体的に高冷地です。標高が1,000mから1,100mぐらいのところのできるものをということを基本的に考えまして、東御市のヴィラデストワイナリーのほうで、社長のほうからいろいろとアドバイスを受けたと。それから、実際に標高1,000mぐらいのところで作っているのが、富士</p>

	<p>見町に3町歩ほど作っている方がおいでになります。この方、もう5年ぐらい前から作っているということで、その中でどういう品種があつた原村の1,000mのところまで生き残っているかということも聞いてまいりました。その中で、ヴィラデストの社長のアドバイスですとか、その原村の実際に栽培されている方、この方もヴィラデストが主催するワインアカデミーというところで勉強された方だそうですが、その皆さんのアドバイスを受けながら、高冷地でも合いそうな品種ということで、取りあえず5種類ですね、本数にすれば全部で300本、1反歩の試験地に植えてございます。また、現場視察で皆さんにはご覧いただこうと思っておりますけれども、今のところ順調に葉っぱが出て、育ってはおります。以上です。</p>
5 番議員	<p>今、総務課長が、5種類300本植えたということですが、植えたのは今年の春植えたと思いますもので、いずれにしても、1年なり2年ね、冬季を過ごしてみないとちょっと分からないと思います。そこでですね、私としてはね、大体四、五か所ぐらいの場所を選定して、例えば小海側だったら親沢とか市ノ沢とか、もっと上のほうへ行きゃ川平の水上のほうも含めましてですね、多くの試験箇所をやったらどうかと思います。この際ですからね、なるべく多くの試験箇所と多くの苗木の種類、それと苗木はともかく、最終的には土壌が適しているかどうか調査することを望むのですが、その辺はいかがでしょう。</p>
総務課長	<p>多くの試験地ということなんですけれども、お願いした予算にも限りがありまして、これやってみて、大体1反歩を造成するのに80万ぐらいお金がかかります。いろんな種類を植えますと、いざブドウができたときにワインにすることはできないものですから、できれば早いうちに種類を絞って、それでその決めた種類で拡大を図っていきたいというふうに考えております。栽培地については、やはり南斜面が高冷地の場合には望ましいということですので、なるべく南斜面ということを考えてみると、市ノ沢から親沢にかけての辺りが適地になろうかと。川平につきましては、馬場山まで行ってしまうと標高が1,400mぐらいになりますので、ちょっと難しいんじゃないかということで、まだよしの沢なんかはいろいろ作っている方がおりますので、なるべく荒廢地をそういった形にしていければというふうに考えております。ちょっとお金もかかることですので、やたらとあっちこちにちょっとやるということができませんので、そのあたりはご理解をいただきたいと思っております。</p>
5 番議員	<p>今、総務課長はそういうことを言いましたけど、私はね、その種類を同じところへ植えるのではなくて、この種類はこの地区、地籍というか、それで少し</p>

	<p>離れたところへまた別の品種ということで考えてはいたんですけど、いずれにしよ、あまりね、品種5種類を同じところへ植えるということのないようにと思っております。そんなことでね、ぜひ試験も兼ねながら、場所も考えながらやってもらいたいと。そこでですね、ワイン用ブドウの栽培の施策ですが、恐らく成功させるにはね、最初が肝心なんです。この企画に従事する職員とか作業する人は、どのように考えておりますかということね。要するに、地元の人を使うのか、地元以外というかね、地域おこし協力隊の人でも使うかということなんですけれど、ある程度ブドウに熟知した人が最初従事しないと駄目ではないかというふうに考えますが、それと役場の職員も渉外戦略係で就くということですが、どのような考えでおりますか。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>すいません。先ほど土壌の問題、私お答えするの忘れてまして、土壌的にはですね、聞くところによると、それほどブドウというのは極端に土壌を選ばないというようなことで、場所によっては、本当に石だらけ、がらだらけみたいなところにブドウの木を植えてもブドウの木は育つというような話を聞いておまして、普通の土地であれば問題ないという話は聞いております。それで、栽培者につきましては、やはり意欲のある皆さんに取り組んでいただくのが一番いいのではないかとということで、今回も、その試験地がここ、昨年ですね、昨年、一昨年まではそこに花豆を作っておられたんですけども、昨年何も作らなくて、今年はどうなるかと思ってたら、何も春先しなかったんで、その持ち主の方に聞いたところ、実はワイン用のブドウを作りたいと思ってるという話が出まして、偶然だったんですけど、いや、そういうことであれば、試験栽培をやるところを探しているから、ぜひ協力してくれないかという申入れをしましたら、快くオーケーをいただきまして、その方と一緒にワインのブドウを植えた。やはり、意欲のある方ですので、今後も自分の農地、結構持っていますので、ブドウを増やしていきたいということをお聞きしましたので、じゃ、ぜひね、小海のブドウ栽培の先駆者になってもらいたいということで、町の職員というのは異動がありまして、やはり3年に一遍とか4年に一遍とか替わってしまいます。替わってしまえば、せっかく身につけた知識を生かすことができませんので、将来にわたって指導したりしてくれる人を養成したいということで、その方をお願いして、1年間ワインアカデミーに通っていただいて、知識を習得してくれないかと。アカデミーに通う資金については町のほうで面倒を見るので、学んできた知識については、後からブドウを作る方がいれば、それを惜しみなく教えていただきたいということをお願いしましたら、いいという返事をいただきました。</p>

	たので、その方をお願いをして、ワイン産地づくりの取っかかりにしたいということでございます。
5 番議員	そうすると、地元の人がそこで畑で作るということでもありますけれど、いずれにしても、今ね、最初の試験栽培ですので、いずれにしろ現地を管理して、詳細な記録、それから気象データから、もしかするとですね、苗木の成育状況と管理方法について何というんですか、今、意欲のある人がやるということで、ワインアカデミーへ研修に行くということでもありますもんでね。私もね、このワインアカデミーのあれですが、できればですね、この研修に行くのはその時季時季に合わせた研修ということと考えていいのでしょうか、それともずっと行っているわけじゃないですよ、その辺はいかがでしょうか。
総務課長	これは、年間を通して10回ほど講義ですとか現場指導があるということなんですが、ちょっとコロナの関係で、ワインアカデミー1回に30人募集して、割と狭い部屋で30人がすし詰めになって研修を受けるみたいな、そういう環境ですので、5月から実際には始めたいというのが、ちょっとコロナの関係で延びていまして、まだ実施されてはいないんですが、さりとて植付けの時季ですとか、支柱の立て込みですとか、そういったこともありますので、先般、ヴィラデストで植付け、それから支柱の立て込みをやるという話を聞きましたので、その方を連れて我々も一緒に行って習ってきたと。実際に親沢の試験地をつくる時には、その習ってきたことに従って造成したということでございます。
5 番議員	今聞きますと、講義が主体のように聞こえましたが、私としてはですね、いずれにしろ、こういうのは体を使って現場でやらないと駄目だと思いますもんで、最初にね、考えていたのは、先進地の研修といっても作業内容の習得が大事ではないかというふうに考えましたが、今のお答えでは講義がという話ですが、講義例えば1日やったら、実習2日ぐらいやってくるというような計画なんですか、その辺の中身はどんなようでしょう。
総務課長	私も見たわけではありませんで、ちょっと詳細には分からないわけですが、このワインアカデミーの卒業生がもうかなりの数おいでになるそうです。その皆さん、それぞれの地域でワインづくりで活躍されているというようなことですので、やはりその講義もですし、実地の何ていうんですか、体験も全部やっているもんだと思います。
5 番議員	大体様子は分かりました。そこでね、私は、このようにね、町の将来に結びつく企画が成功するというので、その従事した人については、ある程度め



	<p>どがつくまで従事させたいということで、これ役場のほうもそうなんですけれど、やっぱり何というか、データというのはその行った人が残すでなくて、ある程度役場のほうも残しておきたいというふうに考えますが、その辺はどうですかということで、私としてはね、役場の職員もそうなんです、大体いい仕事をするには3年ぐらいの何ていうか、担当するのがいいではないかと思いますが、今言ったとおり、役場は転勤があると、転勤というか、異動があるということではありますが、いずれにしろ、長くこういう施策については従事する考えはありますか。</p>
総務課長	<p>先ほど申し上げたとおり、役場の職員というのはやっぱり異動がありますので、やはり意欲のある実際の生産者の方に取り組んでいただきたい。役場は当然農政を中心として、遊休農地対策ですから、それと特産品づくりですから、バックアップはしていきますけれども、やはり将来的にきちっとしたものをつくっていくためには、実際に取り組む皆さんにやっていただいたほうがいいというつもりでおります。</p>
5 番議員	<p>私はね、こういう企画をするときにね、人についてもそうなんです、今言った意欲のある人もいいんですけど、できれば長期ということですね。この事業がどの程度の規模になるか分かりませんが、最終的には適材の障害者を雇用してやったらどうかという考えを持っています。町としてね、障害者雇用促進法に基づいた雇用率は達成はしていると思いますが、障害者雇用についてこの意欲のある人と話しながら、将来どの程度の規模にするかによってですが、その辺を検討していただきたいですが、その辺は考えることがあるでしょうか。</p>
総務課長	<p>障害者雇用につながればということでございますけれども、先般、私達も障害者雇用とこのブドウをくっつけられないかということで、実際に栃木県の足利でやっているワイナリーがございまして、そちらのほう、「ポップ」の皆さん、それから「ひまわり」の皆さん——指導者の皆さんですね——と一緒に視察に行っていました。やはり、できる仕事とできない仕事がありますので、一概に全部を障害者雇用ということではつなげられないとは思いますが、できる仕事もありますので、将来的にはそういった部分で、障害をお持ちの皆様でも働けるような仕事については、積極的に関わっていただいて、要するに賃金といいますか、賃金もらえるような形でやっていただければということも同時には考えております。以上です。</p>
5 番議員	<p>この企画はですね、企業版ふるさと納税制度を活用するという話がありましたが、私いろいろちょっと調べて、理解しなかったところがあったというか、</p>

	<p>知識がちょっと少なく、これは地方創生で農林水産業だけに該当すると思っていたんですよ。ところが、調べてみますと、これ人材育成から観光業、商工業、製造業と、あらゆる種目が該当しています。それでね、町として考えているワイン生産とか製造、人材育成もですね、一貫して企業版ふるさと納税制度を活用するのをお聞かせ願いたいですが。</p>
総務課長	<p>企業版ふるさと納税につきましては、これは申請主義といいますか、こういったことをやりますので、小海町にそれを目的に寄附をしてくれた企業に対しては、企業版ふるさと納税の免税制度ですか、それを適用してくださいというような制度ですので、やること全部を申請をして、承認を得なきゃならないというふうになっています。ですので、取りあえずワイン用ブドウづくりで申請を試みて、企業の皆さんに援助してくれないかという話をするつもりでおりますので、これが取っかかりということで、今、小池議員おっしゃったいろんな部分につきましては、また後々考えていければというふうに思います。以上です。</p>
5 番議員	<p>今、総務課長、後々ということですが、これもね、ご存じだと思いますけれど、今年の4月1日でもって企業版の税制改正がされました。多分ご存じだと思いますが、令和1年までの税額控除割合が最大6割でしたが、今年の2年4月1日より税額控除割合が引き上げられて、税の軽減効果が寄附額の最大で9割となりました。要するにね、企業は1,000万寄附すると、最大900万円の法人関係税が軽減されるということです。実質的にね、企業負担は1割ということで、1,000万寄附しても100万で済むということになります。今、総務課長言いましたとおり、ただし、この制度の活用というのはですね、地方公共団体で内閣府の計画認定を受ける必要があります。企業がね、今、総務課長も言いましたが、国が認定した地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合、法人関係税から税額控除される仕組みです。町ではね、ワイン、ワインブドウ、果樹について、企業版ふるさと納税を考えているということですが、追々やるということでもありますんで、今のところ何というか、計画とか進捗状況、申請とか、その辺についてはまだ先の話ということでもいいでしょうかね。</p>
総務課長	<p>今、申請に向けて準備をしろということで、担当者のほうには指示はしてございます。今年中に申請をして許可を受けなければ、来年から寄附が受けられませんので、今年度中の申請、それから認定という形になろうかと思いません。以上です。</p>
5 番議員	<p>今年度中という申請ですが、いずれにしても、企業版のふるさと納税で税額</p>

	<p>控除、特例措置の適用期間が当面5年ということで理解しておりますが、要するに今年度から令和6年までの5年間で90%のところに該当すると。そんなもんでね、税額控除割合が大きいうちに認可されるよう努力していただきたい。いずれにしろ、今まではですね、個人版ふるさと納税で自治体間の競争が問題になっていましたが、今後はですね、企業版のふるさと納税制度で自治体間の寄附争奪戦が静かに開始されているというふうに聞いております。この制度に乗り遅れることのないよう慎重に、また迅速に対応していただきたいが、町長の最後の決意を、ひとつ町長にお願いしたいのですが、どんなもんでしょう。</p>
町長	<p>憩うまち等々でおいでになっている企業の中から、そういった声も聞こえております。お互いいいことであれば、それは進めていくのが当然でありますし、そしてワイン用ブドウということで始めましたことですから、そういったことに絡めましても、積極的にやっていきたいと思っております。</p>
5番議員	<p>企業版ということでね、ぜひこれを進めて、町のためになるように頑張ってください。それでですね、今まで、いろんなまちづくりの企画を顧みますと、補助金ありきということが、ちょっと傾向が見受けられましたということ。これは、昔から継続は力なりと言われますが、熱意ある職員が替わっても、首長が替わってもですね、続けるとともに、失敗も糧のうちということであり、石の上にも3年ということのことわざがあります。成功するまでね、ぜひ継続して、町のためということで頑張ってくださいと思います。こんなことで私の質問を終わらせていただきますが、いずれにしろ、企業版、今の魅力のあるうちに実施していただきたいと思っております。よろしくお祈りします。それでは、質問を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。</p>
<p><b><u>第7番 篠原 伸男 議員</u></b></p>	
議長	<p>次に、第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>
7番議員	<p>7番 篠原伸男です。死者が2,000万人とも4,000万人とも言われていますスペイン風邪がパンデミックしてから100年経過している中、今度は新型コロナウイルスが世界中を席卷しています。現代を生活している私たちには、何を、どうしたらよいか、全く不明の中、町長はじめ職員の皆さんは、その対応に大変苦慮していると思っておりますが、どうか小海町民にその災いが及ばないよう、最大のご尽力を望むものでございます。それでは、通告に従いまして、</p>

	一般質問をさせていただきます。法規審査委員会のメンバーは…。
町 長	法規審査委員会のルールに基づいたものでやらせていただいておりますけれども、副町長、教育長をオブザーバーとして、ほかの課長等々でやらせていただいているというのが実情でございます。
7 番議員	今、副町長や教育長もオブザーバーとして加わってるように聞きましたけれども、この副町長や教育長というのはどういう立場で入って、オブザーバーというような役をやるわけですか。いわば、副町長、それから教育長も今度はそうですけど、政治家であります。法規というものは、忖度のないように客観的にやらなければならないから、これは事務方の私は専権事項のものだと思います。歴代副町長を経験してきた人にお聞きしましても、一度も法規審査委員会には出ていないと言われておりますが、なぜこのときに副町長や教育長が参加、オブザーバーとして参加しなければならないのでありますか。
町 長	オブザーバーとして任命しているわけですが、出席は今回はしておりません。
7 番議員	今回はということは、じゃあ、以前は参加していたというふうに解釈してよろしいわけですね。今、町長、「今回は」とおっしゃいましたけれども。
町 長	必要の場合があれば、出ていただいているということでございます。
7 番議員	必要があればということではありますが、そのことについてはまた後で質問させていただきます。では、委員長である総務課長にお尋ねいたします。3月の定例会に上程されました憩うまちこうみ事業関連、小海町雇用促進住宅関連、小海町移住・定住促進施設関連の条例については、どのように審査されましたですか。
総務課長	お疲れさまでございます。ただいまのご質問ですが、小海町雇用定住促進住宅の設置及び管理に関する条例につきましては、2月14日開催の委員会において審査をいたしました。他の2件につきましては、当初は要綱等で対応しようと考えておりましたのですが、ご指摘等もいただき、公金を投入してある施設ですので、公の施設として条例で対応したほうがよいということになりまして、それが議会間近であったために、この頃ちょうどコロナの関係ですとか、議会前で各種審議会が立て込んでいたというような、言い訳になってしまいますけれども、そういったことで、委員会を開催しての審議は実際にはできませんでした。ただ、総務係長のほうで、第一法規のシステムを使って、書式等に間違いがないかどうか等、それから県だとか弁護士等にも、法令違反になってないかなどは一応確認を取った上で進めてまいりました。

	以上です。
7 番議員	総務課長はあれですか、法規審査委員会規程の「規程」という字の意味、「きてい」という字には、この法規審査委員会規程というので規則の「規」に「程」、「程度」の「程」といった「規程」と、それから規則の「規」に「定める」と書いた「定」でありまして、「規定」というのがあります。この「きてい」という意味を、総務課長はこの法規審査委員会の規程という、この「規程」をどういうふうに解釈しておるわけですか。
総務課長	大変申し訳ございませんが、特に意識したことはございません。
7 番議員	ここにあります資料を見ると、これ渡辺均さんの資料請求であったらしいですけれども、2月27日、この頃コロナがはやっていたかどうか知りませんが、このときには課内会議だけでやっておるところでございますね。先程言いました「きてい」というその意味ですけれども、定める「規定」ではなくて、この「規程」という言葉は、官公署においては、事務執行していく上に、必ず則って、それによって事務というものをやっていかなければならないから、この「規程」という字を使ってあるわけです。したがって、この法規審査委員会規程というものに則ってやっていかなければならないわけですけれども、この資料で出されてるものを見れば、全く法の番人とも言える官公庁でこんなでたらめなことをやってたじゃ、これは甚だまずいことですよ。ましてや、一番の元締めである総務課の中でこのようなことをしていれば、他の課に対しても示しがつきませんですよ。その辺はよく、今後気をつけていただきたいと思います。それで、第2条では審査について規定しています。先程申し上げました3つの条例に関する課は、どこが担当して、そして合議をなされたのか、審議をなされて審査に回したのかと。ただいまこの資料を見ますと、1つは2月14日ですか、合議があつてかけられたと思いますけれども、全くそういうことをしないで、人が守らなければならない法というものを、法を破った形で法が定められますか。総務課長、どうですか。
総務課長	法を破ったと、破ったつもりはないんですけれども、結果的には開かないで議会のほうに上程したということで、ご指摘をいただくのも当然のことで、今後、こういったことがないようにやっていきたいと。ご指摘は真摯に受け止めて、反省をしたいと思います。
7 番議員	誰でも過失とか、それから錯誤とかというようなことですね、間違いも犯したりすることはありますけれども、少なくともあなたの立場にいる者は、その辺はきちり、それで、しかも破ったつもりはありませんと言っても、大きな例規集の中に載っかってあつて、全く総務の中で管理しているものの

	<p>ことについて知らなかったでは、総務課長の立場として済まない。今、言葉を聞けば、真摯に受け止めるということですから、その辺は十分注意していただきたい。それで、ついでにですね、また3月にされたこの条例、法規審査委員会で議論はどうもされなかったようではありますが、この回議書を見ると、「その他で法規審査会を開けないため、決裁をもって上程案とします。」と書いてあります。ところが、総務課長、そこに法規に規定ありますか。そのこのところの6条を見てください。持回り審査というのがあるわけです。「委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、持回りをして委員会の審査に代えることができる。」という、例外規定も書いてあるわけなんです。そういったことも無視して、総務課長の判こが押してある。副町長の判こも押してある。町長の判こも押してある。お三方、こういう規定というものの、決まりというものをどのように考えているか、お聞かせください。</p>
副町長	<p>そうですね、持ち回り審査をしなくてはいけないということでございますので、本来なら全部判こを押してやっておかなくちゃいけないということでございますので、大変申し訳ありません。以後、しっかり注意してやっていきたいと思えます。</p>
町長	<p>これにつきましては、監督不足だったという認識しております。申し訳ありませんでした。</p>
7番議員	<p>あの今支持率の下がっている安倍内閣ですら、持ち回り閣議というようなことをやっていますからね、その辺は十分注意をしていただきたい。私たち議員は、議案つづりを定例会の初日に頂きました。そのときに、この条例はおかしいと思いました。上程されました雇用促進住宅関連条例の第4、第5、第6条については整合性が全くなく、したがって、修正され、再提出となりましたが、委員長やほかの委員はこれを、2月14日には、ですから、雇用促進ですか、やっているわけですよ。総務課長だけに限らず、その当時この審査会に出ていた課等の長は、退職したりした人もいるけど、誰かここにまだいるだかい。いたら、この条例見たときに、おかしいと思わなかったですかね、この議案つづり見て。私たちが見ても、4条、5条、6条の整合性が全くない。それで、それをそのまま議会に上程してくる。審査会そのものの価値がないじゃないかなと私は思います。まあ、十分それはくどくなりますけど、気をつけていただきたい。それからね、国や県から来る準則なら、町長もそんなにチェックする必要もないと思えますけども、しかし、少なくとも町長が町政を実現していくために独自の、条例というものは小海町独自のものですから、その上程する条例等については、町長はこれに限らず、</p>

	どのようにチェックしてるわけですか。
町 長	案件につきましては、総務課長、副町長、課長等々と相談した中でやっているわけです。そうした中のものをどうするかということは、ほとんど全てのものについて開示してあるかと思いますが、そんなことで進めております。
7 番議員	ご存じのとおり、日本は法治国家です。法治国家においては、法律がいかなるものであろうとも、それによって政治が行われております。小さな町である小海町においても、町民の福祉の向上を目指す小海町政の根本は、地方自治法等の公法に従って、条例を議会で審議して定めて、そして公平公正、なおかつ無私の町政を実現していかなければならないのであります。その法規を定める担い手が法規審査委員会であると、私は認識しております。そして、この法規審査委員会の委員長は総務課長と、第3条ではっきり明記され、その責任は私は重大なものであると思います。第4条では、「委員長は、会務を総理し」、すなわち全てを取りまとめて管理する旨がうたわれております。今後、この法規審査会で条例等に瑕疵や錯誤のない審査をしていただきたい。この審査会の役割を全うする責任ある総務課長の決意、お考えをお聞かせ願いたいです。
総務課長	ご指摘いただきましたことは、ごもったまなことでございます。この手落ちがあったことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。今後につきましては、真摯に受け止め、きちっとした手順でやっていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。
7 番議員	熟慮に熟慮を重ね、十分に全うしていただきたいと思います。次に、憩うまちこうみ事業についてお尋ねいたします。この頂きました資料によりますと、平成30年度で3社、そして31年度で5社、それから先般配られました広報こうみ167号によれば、1社加わり、9社が協定を結ばれました。今までは、モニターツアーということで質問を控えておりましたが、この資料によりますと、2019年より正式に受入れをスタートしたとの報告であります。そこで、お尋ねしますが、この事業主体は小海町ということで解釈してよろしいわけですか。
総務課長	捉え方なんですけど、現在はさとゆめにこの事業を委託をしております。そういう意味では、事業主体は町ですけれども、実際の運営等につきましてはさとゆめのほうへお任せしているという部分でございます。任せているから町は全然手をつけないのかというわけではなくて、それは担当者が一緒になってやっておりますけれども、今の段階はその形態で進んでおります。
7 番議員	今、町が事業主体ということで、それをさとゆめさんに委託してるというこ

	<p>とを確認させていただきました。昨年の12月の一般質問で、この事業の経済効果を尋ねたところ、お土産代、タクシー代等々、事務局で把握しているので550万という答弁をいただいております。そして、セラピストは、森林、ヨガ等の分野で合計30名以上と伺いました。森林ウォーク、ヨガのセラピストは1回1万円、たき火セラピストは材料代込みで1万3,000円であり、宿や食堂を除いた報酬総額は55万4,000円で、これをセラピスト12名で分配したという答弁をいただきました。憩うまちこうみ事業は、事務局が渉外戦略係が担当し、今も総務課長が言いましたように、事業主体は小海町です。この事業で協定した企業が参加するには、幾ら負担しておるのですか。また、それは小海町が主催する事業と、私は今、総務課長からお聞きしましたとおりに、小海町が主体であると聞きました。そうしますと、誰が、いつ、どのようにしてこの金額を決めて、また、その会計は誰が担っているのですか。町の税金等で実施される、主催者が小海町である事業であるということですので、その内訳は公にしてやるべきではないでしょうか。どのようにして決められるかは私の知らぬところでございますが、しかし、町費を使う以上は、全て公金ではないでしょうか。当然、公でなければならぬと考えますが、このような金額等々はどのようにして決めて、また、こういう会計を、誰が、どのように扱っているのか、お尋ねいたします。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>まず、「さとゆめ」に委託している部分は、確かに町費を使っております。これは委託費ということで、「さとゆめ」の企業人が動いたりだとか、企業人の要するに人件費分等々ございますので、それについては町費が入っております。各企業を受け入れるときには、企業のいろいろニーズによってケースが変わってきております。それによって金額も違います。まず、分かりやすく言うと、泊まるところが松原の旅館・民宿であるのか、例えば松原高原のホテルであるのかという部分でもかなり変わってきますし、体験等、こういったことをやるかについても金額が変わってきますので、一概に1人について幾らですということは言えず、総体で金額を出したところで、それを人数割にすると幾らですと。ほとんどが企業がお金を出しますので、企業に対して、今回はこれだけの経費がかかりますのでお願いしますという形でいただきまして、その頂いたお金につきましては、さとゆめから派遣されております地域おこし企業人のほうで会計処理を行って、セラピストに払ったり、バス会社に払ったり、旅館、それから食事をしたところ等々、こういったところに全部支払いを、企業人のほうで行っております。それにつきましては、企業に出す見積りから始まって、会計簿といえますか、収支調書をつくって</p>



	<p>おります。それにつきましては、課内で係、それから課長まで全て確認をしまして、保存してございます。この部分につきましては、公費ではなく、企業から頂いたもので処理しているということでございます。以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>先ほど私は総務課長に、この事業主体はどこかと聞いたのは、なぜ聞いたかといいますと、このお金の扱いなんです。さとゆめに委託するは構いません。しかし、委託するのが小海町であるということは小海町が主体でありますから、その扱う金額、ほかのところの委託というものもみんな全て考えてください。これがさとゆめに補助事業で補助で出して、さとゆめが主体なら、それはそれでいいでしょう。しかしながら、実際には小海町が主体で、たまたま事業等をさとゆめに委託しているということになれば、これは地方自治法210条でですね、「一会計年度における一切の収入及び支出は、これを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定しているわけです。町が主体でやるものは、これはもうかる、もうからない、金額が高い、安いは別ですよ。だけれども、町が関わって、しかも今聞けば、企業人ですか、企業人が会計を扱っていて、課長等もみんなこれ見ると、まさにこれは、町が主体でやるものは、これは会計に入れなければ、総計予算主義の原則に反してくるわけです。地方自治法210条では、全て自治体が主体でやるものは入れなさいと。指定管理などしているものは、あれは委託ではないんです。だから、会計が全く別ですけれども、今、総務課長は、委託ということになれば、これは全く町の主体であるから、それでしかも、さとゆめに払っている金だけが町の公費だから、あとはどうでもいいというわけにいかないんです。そこにみんな役場の担当の職員が関わっている以上は、これは公金として扱わなければならないと私は思っております。それだからこそ、こういうものが幾らだということはある程度明示しておきませんと、これはその都度、企業、企業によってそれぞれがみんな価格が違うとしたら、これもまたおかしなもの。それから、デトックス料理や、それから宿代は、これはお客さんの好みによって違うだろうから別格にしてもいいとしても、ヨガや森林ウォークのセラピストたちは1回1万円と決まっているわけですね。それで、キャンプ、たき火をやる人は1万3,000円だと、それを55万4,000円を12人で分配したと。しかし、その元から出ている金は全て企業から預かったとしても、町が主催している事業である以上は、町の会計の中に入れて、それから支払っていく会計システムを取らないと、これは小海町が事業主体とは言えないと思います。小海町が事業主体である以上は、そういう会計システム、今までもこの負担金だとか、参加金といいますか、そういうものはどうなっているのかな</p>

	<p>と思いましたが、今まではモニターツアーということであったから私もお尋ねしなかったんですけども、昨年、私はこれと同じようなことを、大洗町のあんこう祭に参加する経済担当の係にも申し上げました。向こうに持って行って、野菜をサービスして売るはいいけれども、町で仕入れて、町であれしということになると、当然、町の会計を通してやっていくべきだと私は思いますんで、その辺は、今言って、腑に落ちないようでしたら、十分よく地方自治法、総計予算主義、町が主体ということをお勧めして、後々また再質問を私がしないようにしていただきたいと思います。それから、今年から会計年度職員制度がスタートしました。身分、待遇がかなり改善されましたが、この事業の一番の担い手でもありますセラピスト、これは誰が採用し、万が一事故があったとき、その補償は誰が負うのですか。身分はどのようなところに位置づけられているんですか。セラピストに大勢参加してもらうには、こういうことははっきりしておきませんか。これは、委託先のさとゆめさんがただ決めてやる云々ではなくて、町がやっている事業ということになれば、毎日じゃなくとも、1週間あるいは一月にわずかであっても、やはり会計年度任用職員制度をスタートしたということは、働き方改革の一環でこういうものが出てくるわけですから、町に関わって働く人たちのこの身分の位置づけというものがどうなっているのか、お尋ねいたします。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>ただいまのご質問ですけれども、当町の場合におきましては、信濃町が先進地ということで、その事例を参考にさせていただいて取り組んでおられるわけですけれども、セラピストにつきましては、個人の立場で事業に参加しているという位置づけになっております。セラピーに従事した場合に、企業からの報酬が事務局を経由して支払われているということでございまして、ただいまご指摘がございました、もし事故等があった場合どうするんだということにつきましては、今のところでは個人ということですので、個人に責任がいくということになるかと思っております。ただいまご指摘いただいたような会計年度任用職員としての取扱いについては、また研究をさせていただきます、そういう形が望ましいようであれば、そんな形でまた来年以降取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。</p>
<p><b>7番議員</b></p>	<p>その逆もあるだよね。セラピストの補償ということもあるけど、逆に、今度はセラピストが迷惑かけた場合、そういった場合のこともあり得ることですから、私は含めて申し上げたわけでありまして、ぜひぜひ、そういう人たちも安心して働けるような何かいい方法を私は見つけていただきたいと、こういうふうに思います。毎年、「憩うまちこうみ事業の概要」が配付されてい</p>

	<p>ますが、今年はまだ頂いてありませんが、それはそれとして、平成31年度／令和元年度憩うまちこうみ事業概要の中の憩うまちこうみを加速する事業で、組織の事業モデルを検討設立で200万、組織の法人化検討経費で83万円が計上されました。この報告書の中では、このことは何ページに記載されていると見ればよろしいわけですか。</p>
総務課長	<p>お配りしてありますカラーの冊子で42ページに、過去年度の経過を踏まえた運営体制の考え方ということで、ここで運営体制をどうするかということを一応調査研究してあるということでご理解をお願いしたいと思います。</p>
7番議員	<p>この42ページだと、経過を踏まえた運営体制ということで、大変広範囲にわたって書かれているわけでございますよね、これ。そういった中で、私が注目したのは、52ページからの運営体制等の具体的な検討が載っております。52ページを見ますと、パターンが4つありまして、パターン3、4には候補1、候補2というものが記載されているわけでございますよね。ただ、これが載せられていますけど、私はこんなアバウトまでしか、これは今年は求めていなかったのかどうなのか、もうちょっと特定な団体、例えば前々からありますまちづくり協議会とか、そういったものも指導していったような形でやるのかなと思いましたが、この52ページのものを見ると、新設団体で運営力のある事業者、個人等々が書かれておりますので、今までのまちづくり協議会は、そうするともう、実際に運営をしていくようになってくると、直接の運営主体にはならないで、こういう形で今後は進めていくというように解釈してよろしいわけでしょうか。</p>
総務課長	<p>まちづくり協議会の位置づけですけれども、まちづくり協議会は、この事業を始めるに当たって、憩うまちこうみ事業を始めるということをつくったわけではなくて、今の町の活性化について、ちょっと皆さんで、いろんな分野の皆さんで話をしていただけないかということが発端で、まちづくり協議会というのが立ち上げられたと私は聞いております。私、そのときに担当ではありませんでしたので。その中で、小海にはいろいろな資源もございますし、それが人であったり、物であったり、自然であったりと、こういった資源を結びつけた何か取組ができないかというようなことで、この憩うまち事業が始まったということで私は認識をしております。その時点でまちづくり協議会というのは、ある一定の使命というか、そういったものを果たしたという形で、その後は私が総務課に参りまして、二度ほどこのまちづくり協議会が開かれたと思うんですけれども、ちょっと私もちょこっと顔を出しただけで、細部にはちょっと在席しませんでしたので分からないんですが、そこか</p>

	<p>らこの憩うまち事業というのが真剣に持ち上がっていったということで理解をしています。今後のことにつきましては、やはり新たな団体、町がいつまでも先導するというのではなくて、この憩うまちを実際担っていく団体をつくっていかねば駄目だろうと。そのために、現在は「さとゆめ」から派遣された地域おこし企業人が中心になってやっておりますけれども、任期がございまして、来年の1月には任期が終えるということですので、この4月から新たに意欲ある地域おこし協力隊を招きまして今、地域おこし企業人からこの事業についての引継ぎを、1月までかけてやっていきたいと。行く行くはこの方が中心になって、今考えているのが、協議会というものをつくって、その協議会で運営をしていったらどうかと。その先については、またこの話を出すとちょっと語弊があるかもしれないんですが、ある程度法人格を持たせた団体がこういった事業を引き継いでいったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。そこまでいくのは、まだ多少時間がかかるかもしれませんが、この協議会というものは今年中に形をつくって、来年からその協議会へ移行させていくということで今考えております。</p>
<p><b>7 番議員</b></p>	<p>当初、まちづくり協議会というのが関わったと、頂いた資料なんか見えていますと、セラピストの認定もこのまちづくり協議会がしたような認定書も私見たことありますけれども、いずれ法人化して、しっかり担っていくという方向については、私も決して反対するものではありません。ただ、この52ページ、200万からかけたあれの中では、運営力のある事業者、そして出資というようなことも絡んでいきますから、難しさもあるんじゃないかと。それから、昨年頂いた資料のときには、私、前に一般質問でしたんですけど、一般の方が参加したモニターツアーで、信濃町と比較されて、セラピスト、それから森の質は信濃町を見習ってくださいという提言がありました。昨年頂いたこの事業31年度、32年度計画案では、32年度、つまり令和、今年度ですね、1,500万、セラピープログラムを実施する新たなフィールドのイノベーション整備が示されておりましたが、今年はこのフィールドのイノベーション整備が全然予算上の上ってないんですけど、今後、こういう森林セラピーは、今のまんまの状態の中で進めていくというように解釈してよろしいわけですか。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>森林セラピーについては、松原湖の湖畔を中心として今現在もやっておりますし、将来的にもそういった形で考えております。産業建設課のほうで遊歩道の整備等、昨年も実施をいたしまして、かなりきれいになったかと思いません。引き続き、国のほうでもコロナ対策の一環として、つい昨日ですか、指</p>

	<p>針が出ましたけれども、こういった国定公園、国立公園等に対する整備費の補助をしていくというような話も出ております。そういったものをもし活用できるのであれば活用して、さらなる松原湖の周辺の整備ですね、そういったものを進めていければというふうには考えております。</p>
7 番議員	<p>憩うまちは、私は、交流人口、関係人口を拡大する1つのきっかけだというふうに思っておりますから、難しい事業であると思いますが、慎重に取り組んでいていただきたいと。それで、3月の定例会において、黒澤町長にこの2年間、町長就任して以来2年間の中で一番重点を置いたのは何ですかという私の質問に対しまして、町長は憩うまちこうみ事業だと答弁されました。私は今も申し上げましたが、この事業は大変難しい事業だと認識しております。この報告書では、小海町のブランディング、他所にない突出性を挙げられております。欠けているものだと思います、小海町に。また、費やした経費を、次のまちづくりのステップに町長はどのように結びつけていくのか、お尋ねいたします。</p>
町 長	<p>経費をかけたということは、町にとっての何らかの利益がなければならぬと私は考えております。その一つが、職員が多くの企業人を知ることが一つ。それから、企業の皆さんにこの町のよさを知っていただき、いろいろな意味の投資をしていただきたい。それから、まずはですね、今、頭、心を病んでいる職員が多くなっているということで、離職の防止ということと、企業のイメージアップをしていただくためのお手伝いをしたいということとでございます。したがって、我がこの町の自然、文化等々を生かした中で、町としての利益を求めていきたいということとでございます。</p>
7 番議員	<p>今、町長、小海町にあるいいところ、悪いところ、いろいろありますけど、この中で見ると、例えば11ページなんか見ると、ブランディングで、松原湖から始まって、ずうっといろいろのものが書いてあります。もう名物は多いので、どれも生かしていきたいアンド目玉になるもの、小海町にしかないものは何かということが、これからの一つの大きなこの事業を進めていく上で課題に、また、創出していかなければならないものだと私は思っております。自然だ、風光明媚だなんていうのは、田舎へ来ればどこでもあることですから、小海町にしかないようなブランディングなものをまた突出してつくっていかねばならないと、これがまた私は新しいまちづくりのステップにつながっていくもんだと思っております。それから、運営体制についてですけど、先ほど総務課長は、今年、協議会を立上げて、来年から云々と言いましたけど、これは来年からということと解釈していいんですか。この頂いた資</p>

	<p>料で見ますと、また、3月の定例会のときに町長も、令和2年度から組織化準備開始と言われておりました。この頂いた資料の59ページ見ると、まさに令和2年度組織化準備開始と、それで令和5年度頃に組織化というようなスケジュールになっておりますし、私もこれ、出資とかそういうことが絡んでくると、一朝一夕にはできないんじゃないかなと思っておりますし、その辺のところは十分考えて検討して行っていただきたいと。私は、町内でもし出資するような機関があれば、農協だとか、民間企業は別としても、小海町開発公社ぐらいしかねえじゃないかなとも思いますけれども、開発公社がいいかどうかは別としましても、出資団体探すのも大変だと思います。この出資団体を探し出して、運営体制をこれから3年、私はこれ3年ぐらいはかかると思いますが、町長も準備を開始すると申されたわけですから、もし具体的に何かお考えがあるようでしたらお尋ねいたします。</p>
町長	<p>小海町は、非常に優秀な企業が多うございます。そうした皆様、それから町を含めた中で、その法人化というものが進められればいいかなというふうに考えております。</p>
7番議員	<p>これから出資してやっていくには、企業等絡んでくると、これ採算ということが大変大きなウエートになってくると思いますので、その辺のことも含めて、私はぜひぜひ慎重にし、そして、いずれ独立した形でできるような憩うまちこうみ事業になればと思っているところでございます。そして、私自身が、この事業は単なる私は町にとってはきっかけじゃないかなと思っているんです。今度2020年から、地方創生も第2期目に入ってきておまして、そこに一番ウエートを置いてくるのは交流人口、関係人口の拡大ということに対しては、私は大変国のほうも手厚く賄ってきてくれるのではないかなと思います。ですので、この事業を通しまして、ぜひテレワーク等を使う、12月に私申し上げましたが、ワーケーション、この今のコロナの問題で、テレワークだとかワーケーションが大変脚光を浴びておりますので、ぜひこういったものを推進し、交流人口または関係人口の拡大を図る施策を推し進めることを強く要望いたしまして、私の一般質問は終わりいたします。</p>
議長	<p>以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。 ここで2時30分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに14時15分)</p>
<p><b><u>第2番 渡辺 均 議員</u></b></p>	

議 長	再開いたします。 次に、第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。
2 番議員	2番 渡辺均です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。初めに、コロナ対策で職員の皆さんには多大で過剰な活動な業務が課せられていることと思われませんが、町、町民のために、これからも一層の尽力をお願いする次第でございます。早速、通告の項目に従って始めますが、まず今回、町に匿名の文書が流布しております。このことの実偽について、町民の方から問合せがありますので、確認をさせていただきたいと思っております。初めに、町長、まちを憩う会という差出人名で、知事、地方事務局長、現在、佐久地域振興局と呼ぶそうですけれども、それから歴代町長支援者代表宛てに流布されたこの文書は、町長はお読みになられましたでしょうか。
町 長	はい。どういった文章かは確認できません。というのは、私宛て、あるいは町宛てにこの文書が届いたわけではないので、どういった内容のことか、そういったことについては確認してございません。
2 番議員	承知してないという理解でよろしいわけですね、分かりました。そうしますと、総務課長にお聞きしたいんですけども、この文書の宛先については、知事や佐久地域振興局長等の宛名になってますけど、そちらに書状が届いていることは確認されておりますでしょうか。
総務課長	私の知る限りではありませんので、確認はしていません。
2 番議員	うん、確認する必要がないという判断で確認してないという理解でよろしいですか。
総務課長	私のところには文書は来てませんので、確認のしようがない。
2 番議員	はい、分かりました。それでは、質問の趣旨を少し変えまして、私はてっきり、町長そのほかにも周知のことかと思って質問書を作りましたので変えますけれども、1点目で、貸別荘の建設の件が書かれております。3,000万で公社がある業者に外注したと、その手続について疑義があると、疑義があるという中身で書かれております。過日、事務局長に発注の事実について確認しましたら、公社としての発注の規程はないと。公社が発注する場合には、町の規約に準じて行うという返事をいただいております。そうであれば、町の規定に従って、過日行われた雇用住宅促進事業のプロポーザル事業、あれに準じた発注仕様が町にあるはずだ、あるいは公社に残っているはずだと思われまますので、その事実関係を記した資料を、できれば本議会の最終日ぐらいまでに提出していただくことはできませんでしょうか。
総務課長	今、町についておっしゃったような気がして、町は全然関係ありませんので、

	<p>公社ですとちょっと、それはここで議員さん要求することとはちょっと違うような気がするんですけど。</p>
2番議員	<p>町民の、匿名とはいえ、町民の疑問に対して、手続の公明性を開示するということの必要性から、公社にも町に準じてという返事をいただいたんで、そういう質問をしたわけでございます。したがって、門前払いにするのではなくて、公社としてはこういう手順、段取りでプロポーザルを出して、業者を選んで、提案してもらってやりましたという事実関係を示してくださいということを申し上げておるわけで、そのことをぜひ履行していただきたいと思うんです、いかがですか。</p>
町長	<p>ただいま総務課長の申したのは、渡辺議員の質問がどこに向かっているかということがちょっと不明だったということだと理解しています。私は、開発公社の理事長でもありますから、それはいかなる形でも透明性を証明するべく開示させていただきますので、よろしいですか。</p>
2番議員	<p>分かりました。今、理事長の立ち位置として明らかにするというので、結構でございます。それから、3点目で、九州旅行のことが書いてあります。台風が過ぎた、査定等で厳しいときに九州旅行はいかなるものかという指摘でございますが、その事実の確認として、九州旅行は公務であったのかどうか。公務であれば、目的と旅の日程などを教えてください。</p>
総務課長	<p>これ、全くの私的なものでして、ここで質問を受けるような内容でもないと思うんですが、その文書に何て書いてあったか分からないんですけども、これは職員労働組合が主催しているものに、歴代町長はどなたもみんな参加しております。ただ、災害の後とおっしゃいますけれども、災害については、しっかりとした対応は、恐らく町長としてはしたもんだと私は理解しておりますけれども、そういうことで、旅行は私的な旅行だということでご理解をいただきたいと思います。</p>
2番議員	<p>私的な旅行であれば、私から開示しろと言う筋もないはずなんですけども、ちなみにあの文書の中では、去年10月に台風で甚大な被害を受けた。災害対応に追われる中で、その直後に一部職員と一緒に九州旅行に行ってきたと。これは町長のことかと思えますけども、そういうふうに書いてあったことで、今、質問させていただくわけです。</p>
町長	<p>今おっしゃったのにつきましては、台風19号、10月の12日に襲いまして、それからの災害についての査定等々につきましては、11月の真ん中頃かな——なからになったと思えますが、私が職員組合から誘われて行きました旅行は、11月の下旬だったと思えます。したがって、諸手続等々を済ませてとい</p>



	<p>うことで、台風終わって直後というような文言は、まさに私とすれば遺憾でございませう。そういった匿名文が送られたということは、何か私に対するものがあるんだろうかと思ひますけれども、その辺は議員さんとしてもご理解のほど願ひたいと思ひます。</p>
2 番議員	<p>私は、この文書自体の表現の仕方とかはいささか問題があると思ひておりませうけれども、ただ一方で、事実関係についてもそれなりに把握、表現されておひまして、こういう文書がまかり通つていくということについては、やはりよくも悪くも真摯に受け止める必要があるんじゃないかな。要は、こういう認識が町民の間で生じているんじゃないかと、こういう感覚が町民の間で今の行政の在り方が受け止められているんじゃないかというふうに感じて今回、一般質問で取り上げたわけでございませう。たとえそれが匿名であつても、その主張に妥当性があれば、真摯に受け止めることが重要であると思ひておひますが、町長はどのように考えませうでしょうか。</p>
町 長	<p>できましたら私に直接、あるいは町のほうにそういうご意見を寄せていただければ、必ず私はお応えしませうし、そして今、渡辺議員さんが言つた最後の、何かちょっとね、整合性が取れないというか、私は誰だか分からないものに反論する気もございませう。したがつて、ちょっとうわさあつたんですけど、一切触れないでおきました。今お聞きした中では、全く遺憾でございませう。</p>
2 番議員	<p>全く遺憾かどうかの判断は、また別に委ねるとしましてですね。私は、この文書の中で、なぜ匿名でしかこういうことが言えないのかと。匿名でしかね、こういうことが言えないということ自体が問題ではないのか。それは、ある面では、強い人もいます。抵抗があつても主張する人もいれば、なかなか面と向かつて言えない人もいます。匿名の意見に耳を傾けるということは、なかなか面と向かつて言えない人の声を聞くんだと。強いて言へば、弱い人の立場に立つて耳を傾けると、そういう態度が必要ではないのかなと思ひておひるんですね。それで、この文書の中に、議員も中傷しておひます。それから、職員も町民も、こういう今の行政の在り方であれば、なかなか文句は言えないんだというふうなことも書いてあります。こういう風が吹いていることをどう受け止めるのか、そのことについては私は大きな問題にしなくちゃいけないと思ひておひるんです。町長も、多くの町民の声に耳を傾けるといふことをおっしゃつておひますけれども、言つてくれればやるよと。僕は、言つてこれない人にも耳を傾ける必要があると。冒頭の的埜さんの意見にも、待っているんじゃないかと、下りていくといふことが必要じゃないのかなと。じゃ、なぜ物言へば唇寒しのような町民が出てきちゃうんだ。それは、私は、</p>

	<p>その原因の一端は、町の執行部の無自覚な行政の取り組み方に端を発していると思っております。例えば、わたなべ通信問題で謝罪した後、先ほど10月12日って町長言いましたけど、そのときに総務課長から私に、わたなべ通信のクレームが入っています。これは事実です。総務課長は、その前に議会で謝罪しました。なぜ、台風がやってきて、多くの職員が避難等で右往左往しているさなかに、わたなべ通信へのクレームに気が回るのか、そのことが私は理解できないけど、総務課長、その事実をどう考えますか。</p>
総務課長	<p>クレームを言うということは、何かしか問題があったということで、渡辺議員さんにもご理解をいただきたいわけですがけれども、何ていいますかね、何でもかんでも我々のやり方が悪いだとか、間違っているだとか、そういった書き方をされると、やはり我々も真摯に仕事には取り組んでいるつもりですので、ご批判はご批判で結構です。だけど、ああいった形で書かれると、やはり一言申し上げたくなるというのも人情でございますので、ぜひその辺はご理解をいただきたい。</p>
2番議員	<p>その言葉が、まさに無自覚を証明していますよ。個人の、議員個人の意見を公の場でそうやってやっていいんですか。そういうことをやるから町民がおびえて、匿名でしか物が言えなくなるんですよ。まさにその、あなたの体質そのものが問題を大きくしているんです。そのことが自覚されない、このことがあなたには一番大きな問題なんですよ。議会で謝罪した後も、態度改めていないじゃないですか。個人攻撃を繰り返していますよ。総務課長の経験がある副町長は、どのように考えますか。</p>
副町長	<p>個人攻撃というか、いろいろ討論し合って、気になったことを言う、町民からもいろいろ心配——何だ、ご意見箱というね、来るんですけども、直接こちらのほうへ言ってもらえば、広報で応えたりなんかします。総務課長も今言ったように、わたなべ通信を読んで、ここはちょっと、私としてはこう思うということをメールでやったということなので、それはちょっと、あんまりよろしくないとは言えないような気がする。意見を言ったということなので、それはぜひお認めいただきたいと思うんですけど。</p>
2番議員	<p>意見を言ったとか、そういうレベルじゃないんですよ、はっきり言えば。私は、このような町、ちゃんと意見を言っているのに対してそういう返事を返す、こういうのがこういった文書が出回る原因だと思ってるんですよ。それで、こういった体制を変えなくちゃいけない。変えるためにどうしたらいいかと。少なくとも、町長以下3名が議会で頭下げたわけですよ、そのことが繰り返されているんじゃないかと。先ほど篠原伸男議員の意見にも頭を下げ</p>

	<p>ていました。これからそのこともお話ししますけども、実にね、法令に抵触する取り組み方が多いんです。行政を刷新するためには、何はともあれ法令の遵守、これを徹底したらどうかと思いますけども、町長、いかがですか。</p>
町長	<p>法令の遵守は、もちろん大切なことだと思いますし、それは遂行していきなきゃいけないと思います。しかし、渡辺議員、先ほど申しました町民の声につきましては、ご意見箱、あるいはそのほかのことにつきましても、私あるいは町のほうへ言っていたいただいたものについては、町民の声として承っておりますけれども、匿名のものが世の中に出て、私のところにも届いてない、町にも届いてないというものについては、その今質問でしたので、それについては、ちょっと私、今文書を聞いた中では、いかがなもんかと感じております。法令遵守については、これはもう守るのは当たり前ですから、こういったことで粛々とやらなければいけないということを認識しています。</p>
2番議員	<p>公務員は就労に当たり、公務員法で守るべきことが課せられております。あわせて、違反すると処罰の対象になります。その一つに守秘義務があります。公務で知り得た情報は公言してはならない、これは公務員法の第34条に書かれています。総務課長は、職員にこのことを遵守させる立場にありますが、現状は適正に執行されておりますか。</p>
総務課長	<p>適正だと思いますが。</p>
2番議員	<p>私は、総務課長自身が最も守っていないと考えております。その事実をこれから示します。3月議会で私が地域おこし協力隊の制定プランを質問したら、その反論として、私が経営する宿泊施設の改修費用の助成申請の中身に触れ、以下はそのときの答弁を代弁しますけども、渡辺の申請書のプランは、全然プランなんて書いてありません。そこに補助金をよこせと言っているわけで、この辺の整合性を取った上で判断してもらいたい。この反論があります。これは、明らかに公務で知り得た情報を、議会で反論の材料にしているのです。総務課長にお聞きしますけど、これは守秘義務違反になるんじゃないですか、いかがですか。</p>
総務課長	<p>私には判断はできませんので、判断のできる方に判断を仰いでいただきたいと思います。</p>
2番議員	<p>総務課長の経験のある副町長、いかがですか。</p>
副町長	<p>今すぐ判断というのはちょっと、少ししっかり調べないとお答えできないと思います。すいません。</p>
2番議員	<p>じゃあ、町長はいかがですか。</p>
町長	<p>その守秘義務違反があったかどうかということを、私はもう一回調査しなけ</p>

	れば、これはちょっと分からないと思います。
2番議員	分かりました。それでは、いつまでに、どういう形で、守秘義務違反に該当するか否かの返事をいただけるか、回答をお願いします。
副町長	早速、なるべく早めに調べまして、ご回答したいと思います。
2番議員	なるべく早くということで、できれば本会議中ぐらいに出していただきたいと思いますが、私は明らかにこれは守秘義務違反に、反していると思っております。したがって、それに対してしっかりけじめをつけていただく関係で、懲戒処分等の検討も併せて行っていただきたいと思っております。懲戒の対象となる行為が、「懲戒処分等の指針」という資料の中で書かれておまして、十数目に書かれておまして、一般サービス関係の(9)では、秘密漏えいの項のイ「個人情報保護条例第3条の規定に違反し、職務上知り得ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員は、減給又は戒告とする。」と記されております。私の改修のプラン、これは明らかに職務上知り得た情報です。それを公の議会、委員会の席で、渡辺のプランはけしからんと。こういう事実があるにもかかわらず、判断できないと、そういう優柔不断な態度こそ、それで改めて後でとか、こういう態度が町民の不信感を高める原因だと思っておりますが、町長、いかがですか。
町長	その件につきましても、やはり各課長、係、誠心誠意やっているつもりでございますので、私はそういう認識でおります。
2番議員	はっきり言えば、誠心誠意やるなんて当たり前のことなんだ。誠心誠意じゃなくて、法令に遵守してやってくださいと。先ほどの篠原伸男議員もそうでしょう。規定に従ってやるのが公務員でしょう。公務上知り得たことは一般に他言しちゃならないんです。それを議会の席でやっているんですよ。そのことによしあしが即断できない。私はちょっと信用できない。先ほど、検討してから返事するという事なんで、検討結果を待ちますけれども。実は、守秘義務違反というのは行政上の処分に該当しますけれども、並行してですね、刑法にも抵触するんですね。刑事事件になるんだ、それは。それだけ重いんですよ。そのことをしっかり受け止めてですね、罰金あるいは1年以上の懲役が科せられるわけ、そのことを踏まえて検討していただきたいと。行政の刷新の第1は、まずはけじめをつけること。「懲戒処分等の指針」の第1項では、職員や社会通念上に悪影響を及ぼす、影響の度合いによって懲戒の厳しさを考えると。とりわけ、職責に関わる問題は大きな判断材料になる。要するに、総務課長というのは非常に重い職責があつて、その総務課長がやることが大きな問題なんです。そのことをぜひ踏まえてですね、しっか

	り政の刷新の第一歩、踏み出していただきたいと思いますと思うんですけど、町長、決意はいただけませんか。
町 長	先ほどから申し上げているとおり、法令厳守でいきたいと思います。
2 番議員	<p>もう一つ、総務課長の法令違反、取り上げます。これは、先ほど篠原伸男議員が質問したこととかなり重なりますので、はしょって話しますけども、法規審査委員会の規程、これを無視しています。それで、公務員は規定に従って行動する、規定に従っていなかったら処罰の対象になるんです。行政執行の改革も、まさにこういった法令に従って粛々と事務を進めていると、このことが重要なことなんですけども、これができていない理由は何か。私は、1つは、総務課長の資質にあると思っています。それは、先ほど申し上げたとおりです。自覚できないんです、反省しないんです。2つ目は、町の行政執行が、行政執行の権限が集中しているんです。文書取扱規程18条に「条例、規則その他の規程案は総務課と合議し、総務課はこれを町長の閲覧に供さなければならない。」、この合議だとか審査ができてなかったということは、先ほど篠原伸男議員の指摘でも指摘されたとおりです。なぜこれができなかったのか。それは、条例をつくる実働部隊、産業建設課だとか町民課だとか、そういった現場の部局がつくった条例を総務課が審査するんです。審査する部局と実行する部局が同じところにあつたら、審査にならないんです。これを町の組織では1本にまとまっている。やりたい者がやりたい条例をつくってもいいような組織になっているんです。安倍政権が検察庁の人事ねじ曲げようとした、要は審査と実働部隊を一緒くたにしちまえば、誰も審査できない。したがって、行政の刷新は、この部局を、権限を分けなくちゃいけない。この権限が1か所に集中してるがゆえに、審査が行われない。審査が行われないから、実行部隊としてのやりたい放題がまかり通ってしまう。この組織改革が私は非常に重要じゃないかと思っております。その重要なセクションに、まさに守秘義務違反、事務の執行における規則違反、わたなべ通信で住民監査請求し、監査委員より、「本件は、極めて不適切で、強く非難されてもやむを得ない。公務員は、組織としての内部統制を強化し、職員の法令遵守の徹底対策を強く衆望する」と、はっきり指摘されているんです。このことが今また、3月の条例の作成、今回の再上程、そのことで繰り返されているんですよ。誰が責任取るんですか。誰も責任取ってない、懲戒の対象にしてないからですよ。先ほど言いましたように、地方公務員第60条第2項では、守秘義務違反には1年以上の懲役または3万円以下の罰金が科されます。刑事事件なんですね。もっとこの責任を重く受け止めるべきなんですけれども、</p>

	町長、どう考えますか。
町長	先ほどから、これはもう3回、4回、渡辺さんが言っていることですので、私は法令遵守の形でいくとお答えしておりますが、これではまだまずいでしょうか。
2番議員	私はストレートに言います。総務課長は更迭でございます。このままでは町の真つ当な政治、行政が壊れます。そのことを申し上げておきます。私は、しかしながら、是々非々判断もしていきたいと思っております。ちなみに、駅前の商店街の再生計画づくりでは、町長に大変感謝しております。というのは、私は委員会の在り方を変えたいと。言葉で言えば、ちょっと語弊がありますけれども、後追的な、追認的な審議会や検討委員会、そういうものにしたくない、実質的な中身をしっかりと討議する検討委員会にしたいと。これに対して、町長は全面的に支援していただきました。それによって、私も今度は私が問われる覚悟で一生懸命やろうと思っております。その中で、ぜひ進めていってもらいたいのは、広く町民の声を聞く。私は、委員長に就任した暁に、委員にも汗を流してもらい、あるいは検討内容を全部町民に開示して、町民からも一種のパブリックコメントのような形で、より広範な声を集めたいと。そういう声を集約して、町民の方々の参加の場を用意しながら、中身の濃い駅前の再生計画をつくりたいと。簡単ではありませんけれども、これが何とかうまくやれば、駅前に明るい光が差すのではないかと、差すのは私の役目だろうと思っておりますけれども、それには町民の方々の多大な情報提供や知恵や汗が必要なんです。こういう信頼関係の下にね、行政が進められれば、決して差出人不明のような手紙は出てこないんです。したがって、ぜひ情報公開を徹底させていきたい、やっていただきたい。先ほど、ホームページの開設でも前向きな答弁いただきましたので、駅前開発の検討の経緯もホームページで逐次開示していただいて、できれば匿名ではなくて、誰が何と言っているということも書いてですね、言葉に責任を持つ体制をつくっていく、こういうことが大事だなと思っております。それから、2点目に、人材育成のことが書かれておまして、実は私は社会福祉協議会の理事もやっておりますけれども、そのほかでも人事が非常に小手先で行われている感が否めないんです。1年ごとに替わっている。それでは本当に実のある改革はできません。先ほど小池議員も、3年ぐらいという目安を立てましたけど、やはり初年度で実態を把握して、2年目で改革案をつくって、3年目で実行するというぐらいの時間経緯を踏まえながら、新しい社協をつくったり、あるいは新しい産業振興計画をつくったり、あるいはコロナ対策を検討したりと、そう

	<p>いう手順、段取りが必要なんですけども、ほとんど1年交代、これでは、はっきり言って効果が上がる事業はできません。そのことについては、町長、どのようにお考えですか。</p>
町長	<p>あくまでも理想はたくさんあるわけですが、限られた人数の中で行政を行っていくという基本がございます。そうしたときに、もうどうしても致し方がないという部分が生じてきて、それを遂行しているわけです。それから、先ほど駅前再構築の件について、渡辺議員さん、私に感謝していると言っていたかもしれませんが、私は、平等にどの委員会、審議会、協議会、全てそういうふうになっているつもりでございます。したがって、不信を招くような、そういったことは一切ないというふうに思っておりますけども、そうお感じであればちょっとね、そういう人も、そういう考え方もあるのかという部分については私自身が考えますけども、ぜひ、ぜひですね、いいほうの理解をしていただきたいというふうに思います。</p>
2番議員	<p>全く異論ありません。ほかの委員会、審議会でも、しゃんしゃんで二、三回で終わらせるんじゃないかと、切った張ったの委員会にしていきたいと思いますということで、議員もそれぞれ自覚的に取り組むと思いますので、そういう新しいまちづくりの第一歩に記していただきたいと思います。そのためには、情報の開示が不可欠です。知られたくない事実もありますが、やはり——ないかもしれないけど、私は例えば、例えばで申しますよ。3月の憩うまちこみ拠点施設事業の条例で、3月に条例可決して、それが6月に改正すると。県から不適切であるという指摘を受けたと。情報開示の一例として申し上げますが、公民館報でこの事実を書きますか、いかがでしょう。総務課長、書きますか。返事してください。</p>
総務課長	<p>館報で書くつもりはございません。議会報で渡辺議員さんがお書きになりたければ、書いていただければ結構ですけど。</p>
2番議員	<p>そういう捉え方が、私には不満なんです。やはり、町で全体で、議員としてはやることやりますよ。だけれども、町としても不手際を行ったわけじゃないですか。繰り返すけどね、5月14日の議運で条例改定は認めないっておっしゃったんです。</p>
総務課長	<p>認めない？</p>
2番議員	<p>取り上げないと言ったじゃないですか。でも、取り上げるんですよ、今度。そのことはもう終わったからいいけど、それは県から不適切だという返事があった。でも、総務課長は県にも打診しましたよね。じゃ、県の打診したときの返事は間違えていたんですか、どうなんです、ちょっと、そこだけち</p>

	よっと、まだ時間あるから聞かせてください。
総務課長	先ほどから、更迭まで求められて、私には反論をする余地がないということを知っていて、そういうふうにおっしゃっているのか、いろんな件について、渡辺さんとは、ここでしゃべると、先ほど来言われているような守秘義務違反だというふうに言われますから、また時を改めてお話をしたいと思いますが、こう聞いてると、聞いている皆さんがですね、全てが私の言っていることが間違っているという捉え方をされかねませんので、ここで弁明だけさせてもらいますけれども、私は、総務課長として支払い命令をするという……
2番議員	議長。
議長	はい。
2番議員	私の質問に答えていません。別の質問になっていますので、修正させてください。
総務課長	いや、だから、そこへ行き着くまでの話をちょっとさせてくださいよ。そうじゃなきゃ、ちゃんとした話合いできないじゃないですか。
2番議員	私には時間がないんです。
総務課長	いや、時間がないというよりは、私はこのまんま、更迭を求められたわけですよ、この公の席で。これ、町中の皆さん聞くんです。
議長	渡辺均君、質問の内容をもう一度言ってください。それに端的に総務課長答えてください。
2番議員	県から不適切なという返事が来ました。その前に、3月の議会では、県に相談したら、あるいは弁護士にそうしたいと、オーケーだと。ということは、県の返事が二通りあるということですよね。オーケーだというのと不適切だと。どちらが正しくて、どちらが間違っているか。どういう聞き方をして、どういう返事があった。こういう聞き方をしたらこういう返事があった。そういう説明が十分になされていないから、県の返事が二通りになった。最終的には、県は文章で不適切であったと、明確に書いていますよ。ということは、総務課長が聞いたときの返事は不正解というか、一部分的じゃなかったという意味で捉えればいいのか、そこをはっきりしてくださいと申し上げているんです。
総務課長	私は直接県とは話をしてませんが、担当が話をしたところによりますと、聞き方によって答えが二通りあると、どちらも間違っていないということでございます。
2番議員	規則とか規程というのは、考え方によっていかようにも取れるというのはお



	<p>かしいんです。取れないように整理するのが規程なんです。それをきちっと判断するのが総務課長なんですよ。総務課長が分からなかったらどうするんですか。もう一度、ちょっと話を聞かせてもらえますか。</p>
<p><b>総務課長</b></p>	<p>分からないとは言っていないです。県のほうへ問合せ方によって、県の答えが違うわけです。これは事実です。今、細かく——時間がなさそうですので——申し上げられませんが、我々が聞いた中では、それも1つの考え方であるというような見解はいただいているわけです。例えば、町民除外と町は言っているという問合せの仕方がございました。それについて再度申し上げますと、あのときに議会事務局がまとめた委員会答弁があります。これは、渡辺議員さんも当然持っていると思うんですけども、ここで、何で町民除外って言われたのかというと、うちの担当者はこういう答えをしています。「先ほどちょっと説明していただいた中で、改めて歳入の性質についてだけ私のほうで説明させていただければと思います。今回、使用料徴収条例で整理をさせていただいた内容の中で、通常であれば行政財産の貸付けというのは、建物に賃借の貸付けを目的として、使用許可の関係で公法上として発生する関係でございます。そういったときに、当然、許可、不許可の公法上の関係において、議会で定めていただいた使用料徴収条例に基づいて町がお金を徴収するという関係性でございます。今回の使用性質につきましてでございますが、原則といたしまして、憩うまちこうみ事業の協定企業のみを想定してございます。」このくだりを捉えられて、町民除外というふうに言われているんですけども、これには主語がありまして、「歳入の性質についてだけ私のほうで説明させていただければと思います」。歳入の性質について説明しているわけでございまして、これは、244条の2項でやる使用料徴収条例は、どなたからもお金を徴収することができるということなんですけども、今回のこの件につきましては、協定企業からのみお金を頂くと。町民が使ってもお金を頂くつもりはなかったわけです、最初は。それで、そのことを申し上げたら、町民除外だと言われたと。県に対しては、我々はこういうふうに言ったんだけど、それが間違いですかと言ったら、「いや、それは間違いじゃないです」。町民除外と言え、それは間違いと言いますよ、当然。だから、そこに齟齬があったから、私どもが出した条例が分かりにくかったというのは、重ねておわびを申し上げます、それは。ただ、齟齬ですから、それを要するに修正したいということで今回、条例をまた再度お願いしているということでございますので、ぜひその辺はご理解をいただきたいと思っております。</p>

## 2 番議員

修正の云々かんぬんとか、町民が使ってどうのこうのかというのは、もう3月の段階から検討してきたことで、それを総務課長は当初のまんまで突っ走ったわけですよ、はっきり言えば。5月の14日の議運でも突っ張ったわけです。その経緯は、議員の皆さんみんな知ってますよ。そのことに対するいささかの反省の弁もないから、口だけで言ってますよ。けども、実質的にはやってないじゃないですか。だったら、しっかり5月の議運で取り上げますという返事がどうしてできないのか。これを、ここで結論出すつもりありませんけども、少なからずこういう硬直的な、当初の予定をかたくなに守る、それはそれで筋の通ったといえ、筋の通ったんですけども、訂正の要請がきちんとあれば、それをしっかり受け止めて、それを反映させるという柔軟性を持つべきじゃないのかな。そういう指摘があっても、いささかも私は間違っていないんだと、いないと言いながら頭を下げると。こういったことがね、町民の不信感を高める要因で、そのことが匿名文書のようなものを生み出す背景にあるんですよ。しかも、そういった人たちを、何らかの形で総務課長という権限が、右にも左にも使えるんですよ。それは私にも使いました。議長答弁、守秘義務に違反してもですね。そういったことを改めてほしい。そういったことを改めない、行政の刷新にはならないと私は考えております。また、元の話に戻りますけども、県からの不適切であるという情報、これは町は取り上げないという方針のようですので、それは町が考えることですから、私は要望として出しておきますけども、先ほどの伸男議員も言いましたけど、過ちは誰にもあるんです。だったら、それは訂正すればいい話だ。そのことについて、私はいささかも批判しているわけじゃないんです。そういうお互いの信頼関係の下に行政を進めていくことが、町民参加を促す大きな要因になると思うんですね。そのためには、包み隠さず情報を開示すると、そういう志が非常に大事なんです。その必要性の第一歩、これはコロナの問題というのは、町全体にとって非常に大きな問題です。今までの在り方をしっかり考え直していかないといけない。それは先ほど、その第一歩は審査会や検討委員会で、これからは追認の儀式ではなくて、実効性のある検討会に仕向けていくという町長のお答えもいただきましたんで、私は満足しておりますけれども、そのためにはやはり情報開示が必要で、私は今回、憩うまちこうみ事業の事業費と成果についてもう一度確認したいと思って、大変忙しい中、職員の皆さんにご尽力をいただいて、過去4年間と今年度の予算書を作っていただきました。4年間で約5,000万、今年の予算、今年の予算は少し変えるということが含みになっておるようなんですけども、今年の予算を含める

と7,000万の予算が使われています。この7,000万の町の予算で、町の観光や飲食店や宿泊業者や、そういった地場産業がどのように潤ったのか。私は、憩うまちこうみ事業の発端になっている十数年前の林野庁の森林セラピー事業というものの企画に携わってまいりまして、これは非常に難しい事業であるということを実感しております。唯一、それなりに形になってるのが信濃町だと。過日、信濃町でも聞いてまいりました。非常に運営は厳しいと。あそこは、たまさかニコルさんという著名人がいて、著名人のアフターの森というのに企業が多く、CSRという企業の社会的貢献事業で投資しております。そういう下地があって、初めてどうにか転がっている事業だという認識を実感しております。それを参考にして、じゃ小海は何できるんだと。先ほど信濃町を参考にすると言ったけど、信濃町にあるものかないもの、これをきちんと精査してですね。小海にしかできないもの、小海にあって信濃町にないもの、これをしっかり見極めないと、この事業はうまくいかないんじゃないかと。そういった意味で、私は以前町長に、佐久総合病院の連携は非常に大切であるということを申し上げましたが、この町民の健康と安心・安全を守る、最強のところに建っている佐久総合病院の小海病院、そことの連携をもっと強化して、まずは町民が安心して安全で暮らせる町、そのためにどういうセラピー事業があらねばならないのか。町外の人には、町民が受けている恩恵のお裾分けでいいんです。いい、町民が満足したサービスを受ければ、その町民は必ず口コミで周りに伝播します。金をかけなくても伝播するんです。そうすれば、必ず人はやってきます。こういう戦略が全然このレポートには見えてこない。先ほど、町民の利用が書いてあるとかないとか言ったけど、これで町民はどう潤うのか。4年間の成果で、小海町民がこの事業をどれだけ理解して、自分のものとして内実化したのか。私にできるかどうか分かりませんが、私は駅前の検討メンバーと汗を流したい。それで、目的を共有して、担い手の一員になっていきたい。そういう形で、町長から8回分ぐらいの検討委員会がされた。そういう形で、仏をつくったら魂を入れる活動する、そういう試み、それを外部に委託しちゃ駄目なんです。内部でやるんです。思いつきや他力本願ではまちづくりはできないんです。そのことをね、しっかり受け止めていただきたい。匿名の文書に端を発しまして、今回一般質問をつくりましたけども、私も憂いております。このままでは町は壊れちゃうんじゃないか。でも、町長から、駅前頑張るよと言われて、頑張りたいと思います。そういう形で、ぜひ行政の刷新を積極的に進めていきたいと、そんな思いで、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。失

	礼しました。
議長	<p>以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、12番 鷹野弥洲年の質問に移りますが、ここで議長を副議長に交代をさせていただきたいと思えます。</p> <p>ここで3時35分まで休憩といたします。 (ときに15時23分)</p>
<h2><u>第12番 鷹野 弥洲年 議員</u></h2>	
副議長	<p style="text-align: right;">(ときに15時35分)</p> <p>議長を交代しました。副議長の井出薫です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、12番 鷹野弥洲年議員の質問を許します。鷹野弥洲年君。</p>
12番議員	<p>12番 鷹野弥洲年です。質問をさせていただきます。質問事項につきましてはどうですか、先ほど7番及び2番議員からもありましたので、重複する部分もあるかと思ひますが、同じ内容であっても、改めて答弁をいただきますようお願いをいたします。なお、質問に入る前にどうですか、議長と町長にお願いがあります。質問の内容は、町長の政治姿勢に係る問題でありますので、町長に質問をいたしますので、答弁は町長のみさせていただきようお願いをいたします。3月の定例会におきましてどうですか、小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例が可決されました。そして、今定例会の間際の6月1日に全員協議会が開かれ、この条例の改正案が示されました。改めて出されたものは、憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例となっております。まずは、この条例の改正を行う理由について伺ひます。何ゆえ改正をするのか、答弁をお願いいたします。</p>
町長	<p>お答えをいたします。先般の全員協議会等々でお答えしたとおり、非常に分かりづらいところを議員の皆様からご指摘をいただきました。それから、244条の2の1項について齟齬があるということで、議会のほうからのお話があったとおりです。これをよりよい条例にし、そして皆様に分かりやすくするために改定をさせて提出をさせていただきたいということですので、提出をさせていただき方向でございます。</p>
12番議員	<p>通例といたしましてどうですか、議会開催の前には議会運営委員会を開催し、議会に出される予算の概要や条例などの議案についてどうですか、提出が予定されているものを示していただくことになっております。5月14日に開催されました議会運営委員会において、私が憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理</p>

	<p>に関する条例を改正するつもりがあるかどうか尋ねたところ、「改正するつもりはありません。」と答えられました。改正しないと答えたにもかかわらず、改正に至ったのはなぜか、理由をお聞かせください。</p>
町長	<p>その時点で改正は必要ないと考えましたが、それから熟慮をするということで、私のほうで宿題を持ってきたと思います。それを熟慮した上での判断でございます。</p>
12番議員	<p>今、熟慮した結果改正に至ったと言われましたけれど、熟慮した内容がどういった、この改正に至った理由はなぜかと聞いておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
町長	<p>憩うまちこうみ事業の拠点施設の使用についてのことだということであり、と思いますが、その中におきまして、徴収条例あるいは244条に対する理解をどういうふうにしたらいいかということを経会の皆様にご提示したところ、これが大変分かりづらい、そして私もこれは研究の余地があるというふうに判断し、前回の全員協議会で申させていただきましたけれども、そういった形の中でこういった方向になったということですので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
12番議員	<p>3月にですね、この条例案が出された当初から、この案には不十分な点があることを議員のほうから指摘をされておりました。設置条例の第1条であります趣旨ですが、条例の設置目的と言ってもいいではないかと思いますが、その第1条に「この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき定める」とされておりますが、この地方自治法に沿っていないのではないかと指摘をされておりました。しかしながら、町は「弁護士や県に相談して、問題ないと言われているのでこれでよい」などと言い、採決に至った経過があります。そして、可決がされました。先ほどの他の議員の質問の中にも、「聞き方が違うからそうだ」というようなことも言われましたけれど、聞き方が違おうと文書で問い合わせようと、あるべき姿は1つだと思います。議会のほうでは、議事録をつけて、文書で県の市町村課のほうに問合せをしているわけでございます。先ほど総務課長の答弁のように、一旦可決された条例について、町が言っているようにですね、本当に正しいのであれば変更する必要はないのです。3月に可決された小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例はですね、この自治法に沿っているものであると認識をされておりますか、町長。</p>
町長	<p>提出時点で間違いはなかったと存じております。また、先ほど総務課長のほうから返答させていただきました、議長さんからの県へのご質問ということ</p>

	<p>で、その質問のもとにある総務産業常任委員会の答弁についてですが、「歳入の性質だけで私の説明をさせていただければと思います」ということで、原則といたしまして、憩うまちこうみ事業の協定企業のみを想定させていただきます。ということで、この歳入の性質についてだけ説明させていただいたということで、小海の町民の皆様にお使いいただけない、町民除外という言葉は発しておらず、歳入の点についても、提携企業さんからの料金のみを想定しているため、このような回答したということでございます。そういった点を含めまして、違いなかったということですが、実に分かりづらいということでありましたので、そういった意見を参考にさせていただき、変更させていただきたいということを出させていただきました。</p>
12番議員	<p>間違っていないという認識だけど、要するに議員に言われたから変更する、分かりやすくする、こういったことであろうかと思えますけれど、そもそもですね、条例は町の行政を円滑に推進をしていくためのものであり、町民のためのものであります。間違っていないけれど、議員が言うから変更する、そういうですね、早く言えば責任転嫁をするような言い訳はいかがなものかと思っております。間違っていないと言われてきましたが、4月20日付で議長名でですね、県の市町村課行政係に問合せをしていきました。それは、3月定例会で可決したけれども、自治法に沿っていないと思われるからであります。5月12日付で県から回答がありました。「適当でない」と解釈されます趣旨の返答であります。この文書を見てもですね、やっぱり間違っていないって言い続けることができますか、町長。</p>
町長	<p>議会への県の回答につきましては、質問の中で「町民除外」という言葉が記されておりますけれども、これは先ほども申し上げたとおり、歳入の性質についてだけ説明させていただきたいということで、原則としまして憩うまちこうみ事業の協定企業のみを想定しているということで、もろもろ書いてありますけれども、町民除外という観点の下では行っておらないということでございます。</p>
12番議員	<p>書いてある内容がですね、町民が使うことは想定していないって書いてありながら、町民除外とは言っていない。これではちょっと、やり取りしてもですね、いつまでたっても合意は得られないような気がします。自治法にもですね、条例の中に使用料を表記しなさいと書いてあるし、県の回答書もですね、条例で定めなければならないとあります。規則にそれを移して、それで済む問題じゃないということが書いてあるんですよね。条例を誰が読んでみても、どうすべきかということは明白であります。このことをですね、素直に</p>

	認めないということであれば、ここで議論をしても無意味のように感じられますので、次に進めます。6月1日にですね、全員協議会が開かれ、町より小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例を変更したいとの説明がありました。この条例変更の議題が、6月3日の招集日にですね、議題として提出されませんでした。変更案は今議会において提出されるのですか、お聞きをいたします。
町 長	全員協議会の折、私のほうからお願いしたとおり、最終日に上程させていただきたいというふうに思っております。
12番議員	全員協議会でなくてですね、それは議会運営委員会で決めることなんですよ。最終日にですね、追加議案として提出されるということですが、なぜ初日に提出をされないのですか、お聞きをします。
町 長	今回の議案につきましては変更ということで、差し替えでございませんので、ぜひその辺のご理解をいただきたく、そういった形を取らせていただきました。また、議会運営委員会の中でも、19日にさせていただきたいという旨は私の口から申し上げてございます。
12番議員	今、最後のほうのところでね、議会運営委員会で19日に提出していただきたいと申しあげましたけれど、議会運営委員会でですね、初日に提出をさせていただきようをお願いしたにもかかわらずですね、最終日だと言って、最終日に提出しますと一方的なあれで終わったんですよ。当日出席したのが町長、副町長、総務課長ですけど、その返事に、議会運営委員会の中で初日に提出をすべきじゃないかと言ったら、ちょっと時間をくださいと言って相談してきて、そこで述べたのは最終日に提出するということなんですよ。事前に分かっている議案を、最終日に追加議案で提出する、これではですね、委員会での審議もできませんし、最終日に提出されても、議決に持ち込むことはですね、議員の検討の機会を与えないことになるわけですけど、この点をどのようにお考えですか。
町 長	6月3日の当初から上程し、委員会へ付託して協議すべきだとのご意見はございました。が、これは私に対して2点の宿題を検討することと、この間、協議会でご協議いただき、さらに6月10日の全員協議会でも2点について説明しますし、議員の皆様のご意見としては、おおむね新しい条例案はこれでよいのではないかと、私のほうでは思っております。最終日に上程し、可決決定をお願いしたいと思っております。
12番議員	2点の宿題をいただいたからって言われましたけれど、どうしてその議会運営委員会の中で出された意見が2点の宿題なんですか。いろんな、提出され

	た議案に対していろんな疑問点や改善点があるんだったら、それは委員会とかそういったところで指摘を受けて、それに沿って修正して出しますよとか、そういったことだったら分かりますけれど、委員会とかそちらのほうを省いておいて、そして議会運営委員会が出たからそれに対応します。対応したら違うものが出てくるんですが、対応するということはそういうことなんですよ。6月1日に全員協議会に説明したと違うものがまた出てきたら、もっとおかしいじゃないですか。言ってることは矛盾してますよ、町長。
町長	2点についてのご指摘は、全員協議会の中でご指摘をいただいたというふうに認識しておりますが。
12番議員	だからね、6月3日の招集日に議案として提出したら、何か都合が悪いんですか。
町長	都合の悪いことはございませんが、これは1回可決しているものを、内容を変えて再提出させていただきたいというものでございますので、ご理解ください。
12番議員	全ての議案はですね、一度可決——変更する場合にですね。変更するということは、全ての議案が一度可決されて、成案になってるんですよ。それを変更するときには、今、一度可決されておりますからということを経由にしたけれど、その理論でいくとですね、他の全ての議案に対して、いつ提出しても構わないことになるんですよ。その整合性はどのように取りますか。
町長	私は、その整合性とかそういうものにつきましては、今回はこれは合っていると思っている認識でございます。また、10日の全員協議会でまたご検討いただくということで、ご理解願いたいと思います。
12番議員	先ほどから全員協議会と言っていますけれどもですね、全員協議会の議題にもなっていないんですよ。全員協議会の議題と出されたのは、憩うまちこみみの事業内容の変更はするって、5月の14日の議運で、そういうふうに総務課長に確認しているんですよ。今言ったら、10日の全員協議会でやりますと言ったって、これは全然言っていることに一貫性がないじゃないですか、どうですか。そうしますとですね、事前に分かっている議案を最終日に追加議案で提出するということはですね、これが通ったら、全ての議題が上程から採決までやってもいいことになってしまうんですよ。これでは委員会も要りませんし、議会の一連の流れがですね、必要ないものになります。なぜ今回の条例が特別扱いされるのか、お聞かせください
町長	全く特別扱いをしているつもりはございません。ちょっと時間的な問題もございまして、今回のものにつきましては、我々の中での認識の変更というこ



	とでご認識願ひ、そして理解を賜りたいと思っております。
12番議員	全員協議会での報告はですね、事前の予備知識の場合や、それから意見調整とか整理の場であつてですね、審議、審査を代替するものではないんですよ。このことお分かりですか。議長、ちょっとお願いしたいんですけど、資料をちょっと皆さんに配付していただけますか。
副議長	事務局のほう、いいですか。じゃ、配付してください。
	(資料配付)
副議長	配付が終わつたようであります。鷹野弥洲年君。
12番議員	こんな資料を皆さんに配るのは大変失礼だと思っております。分かり切つていふことでございますのでですね。お配りをいたしましたものはですね、議員全員が持っております議員必携よりコピーをしたものであります。181ページの2行目に、本会議の機能を代替するものではないと明記されております。先ほどから町長は、全員協議会でいろいろ説明したとかなんとか言われますけれども、全員協議会は、それは代替できないんです。また、今後のことについても、明日の全員協議会で説明すると言つていますが、全員協議会はそういったことをする場ではないんですよ。また、中ほどから後段にかけてですね、議員にとって行政内容あるいは提出議案について理解を深める機会にもなつてはいるけれど、本会議や委員会と同様の実質審議となることがないよう節度を持って運用すべきと書いてあります。審議はしてはいけないんですよ。6月1日に出された改定案について、そこで審議してこれでいいなんていうことは誰も言つていません。現にですね、説明はあつても審議はしていませんよ。町長が言う全協で説明したから、全くですね、会議の在り方が分かつていないんじゃないですか。全協は、よい、悪いなどと決定する場ではないんですよ。全員協議会がどのような会議であると認識をしてるか、お答えをお願いします。
町長	ここに記されているとおりでと思います。
12番議員	そうであるとしたら、先ほどから全員協議会でこうだこうだというのは、町長の答弁になつていないんですよ。それで、このようなですね、議論の機会も与えない、あるいは議論の場を奪う、こういったことはそもそも議会の在り方を承知していないのでありませんか。町長の在り方と議会の在り方を認識していないのではありませんか。町長、答弁をお願いします。
町長	こういったものを私も読ませていただきましたし、承知はしているつもりでございます。しかし、今回の全員協議会でしっかり説明をして、その上で上程させていただきたいということを、前回の議会運営委員会あるいは全協で

	も申し上げたと思いますが、そのことはご理解願いたいと思います。
12番議員	全員協議会でしっかり協議していただいて調整させていただきたいと言いますけれどですね、議案は委員会で審議して、その結果に基づいて本会議でまた審議するようになってるんですよ。ちょっとその順番が違うんじゃないかなと思って。6月1日に全員協議会が開かれました。それに先立ってですね、5月26日の午前中、副町長より電話があり、6月1日10時から議会運営委員会を開催してほしいとのことであります。ところが、午後になって町長から電話があり、全員協議会を開くとの電話がありました。私は、副町長からは議会運営委員会と聞いておりますがと言うと、「全員協議会です」と重ねて言われました。ここでいろいろ言ってもしょうがないので、私はそうすかと電話を切りました。町長、このような経過でよろしいですね。
町長	ええ、結構です。
12番議員	そもそもですね、町長は全員協議会の招集権はどこにあると認識しておりますか。
町長	議長です。
12番議員	町長から開催の要望を受けて、議長が招集するのですよ。先ほどお配りしましたコピーにも、そのように書いてあります。しかしですね、議長が勝手に開催してもいいわけではないんです。180ページの上段の中ほどにありますが、課題のある事項については、議会運営委員会に諮ってするよということでもあります。全員協議会の招集を誰が指示をしたか知りませんが、途中まで連絡したら、議運に諮ってないではないかと指摘を受けて、9時30分から議運を開催してほしいと、事務局長から連絡がありました。私はですね、そんな形式的な議運を開いて済む問題ではないと言いました。結果的にですね、9時から議運が開かれる。かなり長引きましてですね、10時に招集した全員協議会が大幅に遅れて開催されたのは、皆さんご存じのとおりであります。この混乱はですね、議会のルールを無視しているから必然的に起こるんですよ。全員協議会も議会運営委員会も、招集権者は議会議長にあるんですよ。町長、認識をされておりますか。
町長	はい、おっしゃるとおりだと思います。
12番議員	こういうですね、ルールを無視した強引な手法が混乱を招いているわけがあります。初めから分かっている議案を招集日に出さないで、最終日に出す。6月の全員協議会の後の議会運営委員会で、招集日に出すように伝えたにもかかわらず、最終日に追加議案として出す。今もそのように答えております。まさにですね、恣意的な運用でありますよ。議会が議案に対して慎重審議を

	<p>行い、町にとって、町民にとってよりよいものとなるようにですね、理事者と合意形成を図り、成案にしていく。何でこのプロセスを守ろうとしないのですか。議会はですね、町民に対して、このように審議を重ねて、よりよい施策になるようにしていかななくてはならないわけでありまして。理事者も同じようにですね、町民に理解が得られるように、公開の場で丁寧な説明をしていかななくてはいけないのです。この一連の問題はですね、町長の政治姿勢の問題であるかと思えます。何で招集日に議案を提出しないで、審議をしてもらうことにしないのですか。最終日に追加議案で出して採決を求める、まさに議会軽視の表れですよ。答弁をお願いいたします。</p>
町長	<p>私は、議会の軽視をしているとは認識しておりません。その中で、先ほどから申し上げているとおり、憩うまちこうみ事業の拠点施設の運営につきましては、一度出させてもらった条例の中に齟齬がございまして、それを解決するために、ぜひ議員の皆様に分かっていただきたいということで、説明をした上で最終日に上程させていただきたいという一連の流れですので、ぜひご理解のほどお願いいたします。</p>
12番議員	<p>齟齬があるから、それを修正して、皆さんにご理解をしていただきたい。なおさら、委員会で審議していただくように、初日から出して付託をすればいいことでもありますけれど、それがどうしてもね。最終日でなくちゃ出せない、そういうことを言っていること自体が、かなり姿勢として疑問に感じているわけでありまして。理解ができない中でですね、どこまでやっても意味がありませんので、この辺でやめたいと思いますが、最後に、幾つか確認をしておきたいと思えます。条例案が出された当初から、自治法に沿っていないと指摘を受けている中でですね、町は問題ないと主張し、3月定例会で可決させた条例を、3か月ほどの間に条例の抜本的な改正に至った。この間にですね、改正せざるを得ないような国の関係法令の改正があったわけでもないし、関連した大きな社会情勢の変化もあったわけでもありません。この条例に基づいてですね、事業の実施も一度もなかったわけです。一度も使用していないような条例を改正しなくてはならなかった、これに対して町長は自身の責任があると認識をされておりますか。</p>
町長	<p>私どもが提出させていただいているものは、全てチームと考えておりまして、私はそこの責任者でございます。その中で、一度示させていただいた条例につきましては、各所、県、弁護士等々に問いましても、あの条例については間違いがないという返事をもらってあります。しかし、それが進む中において、いろんなご指摘、ご指導がございました。それを速やかに、そして</p>

	分かりやすく、丁寧ないいものにするために、今回これを提案させていただくということですので、ぜひぜひご理解を願いたいと思います。
12番議員	責任を感じておりますかどうかということのを端的に答えていただきたいと思います。
町長	当初出した、いわゆる条例が違法であるということであれば、責任は十分感じておりますし、また、私は責任を持って毎日物事をやっておりますので、ぜひ、そういった中でのことですので、お分かりいただきたいと思っております。
12番議員	聞いているのはですね、違法であれば責任と受け止めるということでございますけれどもね。そうじゃなくて、聞いているのは、3月に可決した条例を、この3か月の間にまた改正をしなければならなくなったような事態に対して、町長の責任を感じているかと聞いているんです。
町長	私は、町長の責任の中でよりよいものをつくっていくということで、全員協議会等々で時間を使わせてしまったことについては深く陳謝しておりますけれども、この内容については、ぜひご理解願いたいということでございます。
12番議員	全員協議会で時間を使わせて、それには責任あるけれどもかなんとかじゃなくて、もっと簡単にですね、条例を改正しなきゃならないふうに至ったことに対して責任があるかどうかということ聞いてるんですよ。まあ、今日、いつまでやってもしょうがないんですけれど。次にですね、本定例会の招集日にあらかじめ分かっている議案を最終日に追加議案で提出することについてですね、改めてどのような認識であるか、お聞きをいたします。
町長	先ほど来、お答えしているとおりでございます。丁寧に、よりよいものにするためにご説明申し上げて、最終日に上程させていただきたいということでございます。
12番議員	次にですね、今回、改定案であると全協で説明はあったものの、条例の構成内容も表題も一部変わっており、通常ですね、条例の改正には、改定前と改定後の訂正部分の分かるような対比表が提示されるんですよ。これが一般的な手法だと考えております。しかしですね、今回の改正は、その対比表ではですね、作成も困難で、つくりようもないようなものであるんですよ。結果として、新しく改定案を出して、現に施行されている条例は廃止することでありまして、もともと適切さを欠いた条例であればですね、一旦現条例の廃止を決議すべきであります。そしてですね、新たに条例を提出するのが本来の手法であると考えますが、それを行わない理由についてお聞か

	<p>してください。</p>
町長	<p>方法等については、多々いろんな方法がございますけども、今回、私がぜひ進めていきたいと思ったのが今回のやり方でございますので、ご理解願いたいと思います。</p>
12番議員	<p>今回のやり方といっても、言っているその、それを行わない理由はどういうことかということが、答弁になってないんですよ。町民に対して、また議会に対して、誠実な対応を取るのであれば、今からでもですね、全員協議会もありますし、委員会の開催もこれからであります。本会議を開いて、最終日といわず、早急に追加議案としてですね、廃案を決議していただいた上で提出する考えがあるかどうか、答弁をお願いいたします。</p>
町長	<p>これは、先般お願い申し上げたとおり、最終日に出させていただきたいということでございます。</p>
12番議員	<p>いろいろ問題点は指摘してきましたけども、どうも再考の余地はないようがあります。対処すべき手段も今提案したんですけれど、受け入れてもらえないようがあります。全部拒否をされてきたように感じます。このようなですね、議会を無視した、軽視した政治姿勢があつてよいのでしょうか。議員に検討の機会を与えないということはですね、住民に対する説明責任を果たさないということです。目に見えない全員協議会とか、いろんなところで調整して、最終日に決だけ採りましょうという、そもそもですね、町長は地方自治の精神を承知しているのでしょうか。議会制度の意味もですね、二代表制の意義も承知していないように思われます。実際の運営は、地方自治法によって記されております。自治体の意思決定機関は議会にあります。ここはですね、事業会社とは異なるものであります。そして、議会はチェック機能を持っております。この役割を果たすためにはですね、議会での議論を通してやらなければならないのであります。理事者側の不十分な議案の提案には意見を述べ、議論をし、そして合意形成を図った上でですね、町のため、町民のためによりよい施策となるようにしていく責務があるわけでございます。このためにですね、言いにくいことも申し上げてきましたけれど、やはり理事者の役割、議会・議員の責務、双方に役割があります。民主的に円滑な自治体の運営がされるためのものであります。町長にはですね、この認識を十分に理解された上で、職に就いていただくよう強く要望いたしまして、質問を終わります。</p>
副議長	<p>以上で第12番 鷹野弥洲年議員の質問を終わります。 ここで議長を交代します。交代できる間、暫時休憩といたします。</p>

○ 日程の追加

議 長	再開をいたします。 議長を交代いたしました。 ここです、長野県タクシー協会から要望書が届いておりますので、日程に追加し、日程2として議題とすることにご異議ございませんか。
-----	---

(異議なし)

議 長	異議なしと認めます。したがって、長野県タクシー協会からの要望書を日程2として議題とすることに決定いたしました。
-----	---

日程第2 「陳情第4号」

議 長	日程第2、陳情第4号「新型コロナウイルスによる深刻な影響に対するタクシー事業への支援についての要望書」についてを議題といたします。 ただいま議題となっております陳情第4号は、総務産業常任委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。
-----	--

(異議なし)

議 長	異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。
-----	---

○ 散 会

議 長	以上で本日の一般質問は終了をいたします。 なお、今後の予定といたしまして、10日水曜日午前10時から現地視察を行います。視察場所は、ワインブドウ畑、楽集館にて小・中学校に導入するタブレットのデモンストレーションを視察いたします。服装はいつものとおり、ワイシャツをお願いをいたします。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。
-----	---

(ときに16時18分)

# 令和 2 年 第 2 回

## 小海町議会定例会会議録

「第 17 日」

\* 開会年月日時 令和 2 年 6 月 1 9 日 午後 2 時 0 0 分

\* 閉会年月日時 令和 2 年 6 月 1 9 日 午後 4 時 4 5 分

\* 開会の場所 小 海 町 議 会 議 場

### 会 議 の 経 過

#### ○ 開 会

議 長 皆さんこんにちは。今月 3 日に開会されました小海町議会第 2 回定例会  
ありますが本日最終日となりました。例年ですと 6 月議会は議題がそれほ  
ど多くないわけではありますが今年は新型コロナウイルス感染症対策に対  
する様々な補正予算を始め議題があり大変多くの議題について審査審議  
を行ってきて頂きました。本日は委員長報告に続き、質疑、討論、そして  
採決となりますが議員の皆様には適切な判断をお願いする次第でありま  
す。只今の出席議員数は 1 2 人です。定足数に達しておりますので  
これから本日の会議を開きます。

#### ○ 議事日程報告

議 長 尚、暑いようでしたら上着を脱いで頂いて結構です。本日の議事日程は、  
お手元に配布申し上げたとおりであります。

#### 日程第 1 「諸般の報告」

議 長 日程第 1、「諸般の報告」を行います。  
議長としての報告は、議事日程つづりの 3 ページに申し上げてございま  
すので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、  
お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第 2 「行政報告」

議 長	日程第2「行政報告」を行います。町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	皆様こんにちは。本日、本議会最終日となりました。17日間におよぶ第2回定例会大変お疲れ様でした。本日はすべての議案につきまして可決ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、代表監査委員任期満了に伴う人事案件、また憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例、及び追加でコロナ対策を盛り込んだ補正予算第3号を本日追加議案としてお願い申し上げますので合わせてよろしくお願いいたします。それでは1件ご報告いたします。昨年12月の議会でお認めいただいた、JA第1予冷庫の予冷施設と製氷機の更新事業への補助ですが、工事は3月に終わっていましたが、いよいよ稼働させるということで、先般5日に竣工式が行われ出席いたしました。予冷施設は入口と出口が別々になり、効率的に予冷作業ができるようになったとのことです。製氷機は今まで2トンだった製氷能力が5トンになり、年々増加傾向にあるブロッコリの生産量に十分対応できるようになったとのことです。町長の報告は以上です。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。 以上で行政報告を終わります。本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。尚、総務課長は所用の為欠席であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を上程します。 事務局長に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの4ページ、5ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。



<u>日程第4 「承認第1号」</u>	
議 長	<p>日程第4、承認第1号</p> <p>「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 小池捨吉 君。</p>
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから承認第1号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、承認であります。承認第1号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって承認第1号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
<u>日程第5～日程第8 「承認第2号～承認第5号」</u>	
議 長	<p>日程第5、承認第2号から日程第8、承認第5号までについては一括して議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 井出幸実 君。</p>
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>これより承認第2号「令和元年度小海町一般会計補正予算（第7号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	

議 長	これで討論を終わります。これから承認第2号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第2号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第2号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第3号「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第3号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第3号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第3号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第4号「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第4号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第4号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第4号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
議 長	つづいて承認第5号「令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第5号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第5号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第5号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<b><u>日程第9 「承認第6号」</u></b>	
議 長	日程第9、承認第6号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第6号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第6号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第6号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<b><u>日程第10 「承認第7号」</u></b>	
議 長	日程第10、承認第7号「令和2年度小海町一般会計補正予算(第1号)」についてを議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 井出幸実 君。
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより承認第7号「令和2年度小海町一般会計補正予算(第1号)」について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから承認第7号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。承認第7号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって承認第7号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました
<u>日程第11 「議案第21号」</u>	
議 長	日程第11、議案第21号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
(委員長報告—可決と決定) (要望事項1件)	
<b>&lt;総務産業常任委員会要望事項&gt;</b>	
・ 町税の賦課徴収に関しては間違いのないよう適正に行われたい。	
議 長	ただ今の総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
<b>&lt;総務産業常任委員会要望事項に対する答弁&gt;</b>	
・ 税の賦課徴収に関しましては現在も極力間違いのないように行っているところでございますが、チェック体制を再度確認し間違いが起らない体制を整えて参ります。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 1 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第 2 1 号を委員長報告のとおり、 決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 1 号は、委員長報告のとおり 可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第 1 2 「議案第 2 2 号」</u></b>	
議 長	日程第 1 2、議案第 2 2 号「小海町国民健康保険条例の一部を改正する 条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委 員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし ます。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙 手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 2 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第 2 2 号を委員長報告のとおり、 決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 2 号は、委員長報告のとおり 可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第 1 3 「議案第 2 3 号」</u></b>	
議 長	日程第 1 3、議案第 2 3 号「小海町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任 委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし

	ます。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第23号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第23号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第23号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第14 「議案第24号」</u></b>	
議長	日程第14、議案第24号「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第24号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第24号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第24号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第15 「議案第25号」</u></b>	

議 長	日程第15、議案第25号「小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第25号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第25号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第25号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第16 議案第26号</u></b>	
議 長	日程第16、議案第26号「小海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第26号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第26号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第 17 議案第 27 号</u></b>	
議 長	日程第 17、議案第 27 号「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
(委員長報告一可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 27 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 27 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<b><u>日程第 18 議案第 28 号</u></b>	
議 長	日程第 18、議案第 28 号「小海町消防団等公務災害補償条例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
(委員長報告一可決と決定) (要望事項一 2 件)	
<b>&lt;民生文教常任委員会要望事項&gt;</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策として国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免制度について、町民に十分周知されたい。</li> </ul>	



<p>・地域活動支援センターひまわりに関連して、今後の障がい福祉サービスについて町の明確な方針・施策を整備されたい。</p>	
議 長	<p>ただ今の民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。</p>
<p>＜民生文教常任委員会要望事項に対する答弁＞</p> <p>・制度の内容を町民の皆様が十分に理解できますよう広報による周知、わかりやすい印刷物の配布など実施して参ります。</p> <p>・今後の町の障がい福祉サービスについて、現状の課題等を把握しサービスの向上につながるよう他町村の事業実施体制を十分調査・検討し NPO 法人等への事業委託等について町としての方針、施策を明確にして参ります。</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 28 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第 28 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 19～日程第 21 「議案第 29号～議案第 31号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 19、議案第 29号から日程第 21、議案第 31号については一括して議題と致します。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 井出幸実 君。</p>
<p>(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望事項—2件)</p>	

〈予算決算常任委員会要望事項〉

- ・そば、鞍掛豆事業については決算に際して、分かりやすい説明資料で報告されたい。
- ・新型コロナウイルス対策事業については、第2波を念頭に置き町全体に行き渡るような支援事業を推進されたい。

議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でありますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。10 番井出薫君。
10 番議員	議案質疑に参加していますからですけれどもその後の状況をもしあれだったら教えて頂ければということで質疑をお願いしたいと思いますがご許可をお願いします。
議 長	その後の状況というのは町側にですか。もう1度。井出薫君。
10 番議員	補正予算の第2号では約1億円のP-ねっと協同組合への補助金が予定されています。そういう中で私の一般質問では町内に約300の業者があるというふうに聞いてますけれど、P-ねっと協同組合の組合員は何人いるのかと、そしてまた今度のプレミアムの関係での準備ももしかしたら進んでいるのではないかとということでそういった組合さんも併せて何人になるのかという点を伺いたいんですけれど、よろしくをお願いします。
議 長	委員長に対する質疑ではございませんけれど、町側の答弁を求めます。
産業建設課 長	はい、お疲れ様です。ただ今のご質問に際しまして、プレミアム商品券の取り扱いの方々、そういうものを今募集をかけております。で、その中でまだ現段階では途中ではありますが102件です。今までですと80件ということなんですけれども増えているような状況です。以上です。
議 長	それでは他の質疑については省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	はいこれで終わります。委員長、退席して頂いて結構です。ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。

〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉

- ・ 耕作者、面積、買取金額等の資料を作成し報告致します。
- ・ 終息の動向を見極め、事業者や町民に対する支援事業の推進、新たな施策の立案など適切な事業を検討して参ります。

議 長	これより議案第 29 号「令和 2 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。 9 番的埜美香子君。
9 番議員	私は本案に反対の立場で討論致します。本予算は新型コロナウイルス感染症対応予算が大きく占め、国からの交付金に加え財政調整基金も取り崩しコロナ対策に充てたわけです。まさに今回のコロナは突発的で尚且つ緊急性を要したわけですが中身はどうか。補正 1 号で対応したお食事券は近隣市町村ではいち早く取り組み町民にとっても飲食店にとっても好評でした。あれが終わったらまたお客さんが減ってしまったというのは今の飲食店の声です。第 2 弾で考えて頂き、また喜ばれると思います。しかし、P-ねっと協同組合プレミアム補助、プレミアム商品券はこのお食事券とは全く性質の違うものです。町長が何度も繰り返しおっしゃられた、国から個人に給付された 10 万円を貯金をせず町内で使ってほしい、という考えはコロナ禍で町民の生活が大変なことを本当に分かっているのか疑問です。10 万円の使い道は各々が決めることですし、あつという間に使わざるを得ない家庭が多くいるということ、そのことは国のプレミアム券の購入率 39%がはっきり示しています。お金に余裕のある家庭だけが得をする、そして長期間に渡って利用できるプレミアム券に果たして緊急性の高い経済効果が期待できるのか、新たに 9,400 万円という多額の税金を使う事業ではないと思います。プレミアム商品券は当初予算の範囲にし 9,400 万円という税金を使うのであれば町民 1 人当たり 2 万円給付する方がよっぽど喜ばれると思います。この後出る 3 号補正のようにしっかりと見合った対策を取るべきで議会閉会中でも前もって相談をして頂いたり臨時議会を開いてでも状況の変化に即対応できるような体制も取って頂きたいという要望も付け加えまして反対討論と致します。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第 29 号を採決いたします。委員長報告は、可決であります。議案第 29 号を委員長報告のとおり、可決とすることに賛成する方の挙手

	を求めます。
	(挙手多数) (反対 9.10)
議長	挙手多数と認めます。したがって議案第29号は委員長報告の通り可決する事に決定致しました。
議長	つづいて議案第30号「令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第30号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第30号を委員長報告のとおり、可決とすることに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第30号は委員長報告の通り可決する事に決定致しました。
議長	つづいて議案第31号「令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第31号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第31号を委員長報告のとおり、可決とすることに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第31号は委員長報告の通り可決する事に決定致しました。ここで暫時休憩と致します。再開は概ね3時30分を予定しております。 (ときに14時52分)
<b><u>日程第22 「陳情第3号」</u></b>	
議長	再開します。 日程第22、陳情第3号「フォワード導入に関する補助金の陳情書」を議題と致します。陳情第3号については総務産業常任委員会に付託してありますので委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長小池捨吉君。 (ときに15時30分)
	(委員長報告—採択と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いし

	ます。
3 番議員	すいません、ちょっと聞きたいんですけど、委員じゃなかったのでも聞きたいんですけど、その所に説明で委員会に森林組合の方から出たと思うんですけど将来的な計画そのものをある程度示してほしいという意見も前に出ていたと思うんですが計画書が出たかどうか聞いてえんですが。
総務産業 委員長	森林組合からは説明員として組合長と新津参事に来ていただいて説明を受けました。まあそこでですね計画の中ではあれですが要するに皆伐した中で10年間について、皆伐したことについては要するに管理すると木を植えて管理するということが決まっていますということで、本来210万かかるのを地主の負担は1割でいいということで、7割が国と、2割が市町村ということで1割が個人負担でということの説明を受けた中であります。まあんなもんでね、再造林はできるという解釈でいます。まあそんな経過がありましてですね、まあいずれにしろ今後の話ですけど、今の所は要するになんていうのか、今の成木というか木がね50年から60年経っているということで、まあ人工林については早く切らないと、芯が腐ってくるというかそれが出てくるもんで早くやりたいということでグループとしてはね4グループくらいでやりたいということであります。そんな経過がありまして、まあなんというか採択という結果になった状況であります。以上ですけど。
議 長	他に質疑のある方はございますか。9番的埜美香子君。
9 番議員	今、委員長の報告にもありましたし、私達民生の方にも資料として出された新聞記事とか、今、説明されたことなど見ましたけど、見た中で意欲的に頑張っているということはもちろん分かりますが前年度も森林組合への補助をしていますし、今このコロナで大変な状況の中で新たな補助ということの緊急性が本当にあるのかってことは議論されましたでしょうか。
総務産業 委員長	昨年1回補助をして、また今回ということでその辺についてはやっぱし賛否両論がありましたということです。それで相木の方も陳情書が出たということですが、要するに小海の状況を見てというような話もありましたので、小海が指導的立場にならなくてはということで採択ということに行きついたというような経過であります。
9 番議員	長い目で見た時に、環境のことなど考えた時に森林整備は必要だと思いますが林業者は森林組合だけではありません。他の業者に対してはどうか、その辺は議論されましたでしょうか。

総務産業 委員長	今の所ですね、機械をどんどん導入してというような他の業者が能力的にはないというような状況でありますもんで、森林組合の方へ大々的に委託したいという考えであります。
議 長	いいですか。2番渡辺均君。
2番議員	私は委員会では賛成しまして、まずは地場産業の推進力を高めるということについてはこの方向性を支持したいと思っておるんですけど、ただその時に再造林の課題を指摘致しました。その時には森林組合から資料が出ていなかったんですけども16日の場で森林組合から再造林がどの程度進んでいるのかという資料が出まして、因みに南相木は65%、北相木はほぼ100%、小海は40数%に留まっているわけです。この事実を踏まえながら事業としてやるということに投資するのはやぶさかではありませんけれども再造林についてもきちんと手当をしてほしいということで賛成したわけなんで、そのことについては委員長はどのようにお考えですか。
議 長	あの委員長報告に対する、委員会における委員長に対する質疑でございますので、委員会において審議した範囲においての答弁しかできませんのでその辺を踏まえて質問をお願いしたいと思います。
2番議員	はい、すいませんでした。こういう新しい事実が出て来たんで、そのことを考えて行きたいなどおもっております。以上です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。6番有坂辰六君。
6番議員	今回上程されました、中部森林組合によるフォワード導入に関する補助金の陳情に対して私は継続審査との考えであります但し総務産業常任委員会では可決となりましたので敢えて反対の立場で討論を行います。中部森林組合では昨年もフルトレーラ導入に関しての陳情が提出され可決されました。その際に私は賛成の立場で討論を行いました。前回は賛成するための理由がいくつかあるわけですが、最大の理由は北相木村、南相木村の両議会が先に閉会されフルトレーラ導入の陳情がすでに可決されており小海町の議会が最後に閉会となることにより、反対するとの選択肢はありませんでした。しかし今回は北相木村、南相木村の両議会でのこの陳情の扱いを上程もせず、委員会に付託することもなく、採決すら行われなかったと聞いております。その理由は定かではありませんが、中部森林組合によるこの陳情に関して私は前提条件として三町村の合意が必須との考えがありますので、できることであれば継続審査をお願いし小海町議会閉会后に各町村長や関連部署による協議を踏まえた上で必要

	<p>であれば各議会に対して臨時議会を開くなどの措置を講じて頂き三町村による合意形成がなされることを期待しています。小海町議会による独自の判断が北相木村、南相木村両議会の判断にも多大な影響が及ぶことになると思います。小海町において三町村による合意形成がなされない中で補助金の支出を議会に諮り可否を議決することは可決であれ否決であれ、小海町の町民の皆さん、及び北相木村や南相木村の村民の皆さんの理解が得られないのではないかと危惧するところであります。冒頭にも申し上げましたが今回は継続審査とすることが望ましいところでありますが総務産業常任委員会では採択とされているのでその選択はできないわけであり私は敢えてこの陳情に対して反対の立場での討論とします。</p>
<b>議 長</b>	<p>他に討論のある方はございますか。10 番井出薫君。</p>
<b>10 番議員</b>	<p>私は陳情第 3 号について継続審査の立場で討論に参加したいと思えます。森林組合が規模拡大で組合員への還元や林業振興、働く場所の確保などで地域の活性化を積極的に頑張っていることは理解でき、町としても実際にこれまで応援してきました。今、新型コロナで日本でも、世界でも様々な問題が起きており町でもコロナ対策に真剣に取り組まなければならないところであります。組合への国からの補助金も減っているということを知りました。町は他の事業者のことも考えなければいけないと思えます。こうしたことを議論する、そういう場を望むことも含めまして本案を私は継続審査と致したいと思えます。以上です。</p>
<b>議 長</b>	<p>他に、討論のある方はございますか。8 番篠原義従君。</p>
<b>8 番議員</b>	<p>私は総務委員会で賛成の立場で挙手をしたわけなんですけれども、森林事業は小海町にとってなくてはならない事業だと私は考えております。その森林事業多数の人を雇い頑張っている森林組合にはぜひこのまま継続頑張ってください、町の活性化に繋げて頂きたいと思えます。そして森林組合の説明にもありましたけれど今伐期を迎えている山が非常にあるということなんです。この伐期を逃すと二束三文、売り物にもならないということなのでぜひご理解を頂きたいと説明がありました。私も植林組合という組合の組合長をしておりまして、山を売ったりしているんですけれども伐期のことはその都度言われます。今が売り頃だと。このまんまほおっておくと中にウロができて売り物にならなくなるということなのでざっと数えて年数が 50 年くらい、このまま切り続けても 50 年くらいはあるということなので、ぜひここはですね、森林組合の皆さん、さっき言いましたけれど、森林組合に応援の手を差し伸べて、そして都会からも就</p>

	職こちらへ就職できるようにしたいということの説明もありました。また他の議員が言いましたけれども植林の担保がなく山をめた切っていいもんかという話もありましたけれど、その先に伐期迎えてると、このままもう放置はできないということでぜひご理解をという説明を頂きまして私も理解ができ、賛成しました。ということで私は賛成の立場で述べさせていただきます。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。陳情第3号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) (反対 6, 9, 10)
議 長	挙手多数と認めます。したがって陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
<b>日程第23 「陳情第4号」</b>	
議 長	日程第23、陳情第4号「新型コロナウイルスによる深刻な影響に対するタクシー事業への支援についての要望書」を議題と致します。陳情第4号については総務産業常任委員会に付託してありますので委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長小池捨吉君。
	(委員長報告一趣旨採択と決定) (委員会からの要望事項一1件)
<b>&lt;総務産業常任委員会要望事項&gt;</b>	
<b>・新型コロナウイルスに対して、適切な対応で事業を推進されたい。</b>	
議 長	ただ今の総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
<b>&lt;総務産業常任委員会要望事項に対する答弁&gt;</b>	
<b>・いただいた予算を適切に執行し、十分な成果が得られるよう努めて参ります。</b>	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いします。
3番議員	陳情書のところに「小海町として実施をお願いしたい事項」というのがあるんですけどそのところで1番と2番は恐らく意見書として出してくるという意味だと解釈しましたが、1番と3番については町独自で実



	施してくろという理解をして陳情書を読んでいたわけなんですけど1番と3番についてどんな議論をしたかちょっとすいません、教えて下さい。
総務産業 委員長	まず1番についてはですね、基本的には50万円の支援じゃなくてもいいよというような話でありまして、まあ50万円の支援でなくても何かの他に施策があればいいよということでもあります。それから3番についてはですね7月にP-ねっと券ですね、専用券として印刷されるということでもありますもんで、そこのところは理解していただきたいということになります。まあそれが審査の過程でありまして、結果としましてはねタクシーだけでなく色々な業界がコロナで大変じゃないかということでもあります、気持ちとしてはね、非常にタクシーのこと分かりますので趣旨採択ということで決定したわけです。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決いたします。委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。
<b><u>日程第24 「発議第3号」</u></b>	
議 長	日程第24、発議第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」についてを議題といたします。事務局長に発議第3号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第1番 古谷恒晴 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議 3 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 3 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決され、 関係機関に提出することといたします。
<b><u>日程第 2 5 「同意第 4 号」</u></b>	
議 長	日程第 2 5、同意第 4 号「監査委員の選任同意について」を議題と致し ます。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方の挙手をお 願いします。10 番井出薫君。
10 番議員	監査委員の話でありますけれども新井進一さんは仕事としてはね本当に 頑張っておられたという説明でありますけれども、今町の審議会の委員 をやられていると。そういった点はどのようになさるおつもりなのかと いう点を伺いたいと思います。
副町長	地方自治法等々の関係で監査委員になれない人と、例えば町長と兄弟だ とかそういう人はなれないんですけれども国保の審議委員ということので 法律上問題ないということですので、引き続きこのままの状態とい うことになっていくということでございます。
10 番議員	これまで私何人かの先輩の皆さんにも聞いてきたんですけれども、法律 には当たらないというからいいのだと、そういう監査委員の選び方はい かがなものかとそのようにおっしゃる先輩の皆さん、数多くおられます。 どう考えても町の行政をどうするかという審議をされる委員とそれを監 査する委員が兼務するということは私はいかがなものかというふうに思 います。法に違反してないからいいというやり方はいかがなものかと思 いますけれどもいかがでしょうか。
副町長	はい、よくわかりました。いずれあの一監査委員はお認め頂きまして、 国保の運営審議委員につきましては、また今後本人等と関係機関の皆さん とご相談しながら検討して参りたいと思います。以上です。
10 番議員	副町長、そういうふうにおっしゃいますけれどもね、本人は希望してる、

	私はそういうふう聞いてますよ。兼務はお断りしているというふう聞いていますけれど、そういう事実はないわけですか。そういうことを聞いてこの間、行政の方は何の取り組みもされなかったということですか。
副町長	いずれ本人との話の中でちょっと兼務をしてもいいかどうかという問い合わせ、相談は受けまして、先程言ったように法律上は問題ありませんという回答はしてございます。ただしまあねただ今井出議員さんおっしゃる通り今までの過去の状況ですとか、今言ったね趣旨的なものですね、監査委員と審議委員、国保運営審議委員を兼ねることがやはりあまりよろしくない、本来の形でないということになりますれば、いずれ国保の運営審議委員の方をまあご辞退いただくというようなことで、少し検討させて頂きたいということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。10 番井出薫君。
10 番議員	私は新井進一君に対しては、人格的に云々ということをおしるはございませぬけれども、この提案をしたいという相談を受けた時にすでに彼は町の国保の運営審議会委員をやっていると、うまくないじゃないかということはかなり前に私は町長、副町長には申し上げたという思いがあります。それを今のような答弁ということであればあまりにも不誠実ということでは私には本案に反対したいと思ひます。
議長	他に討論のある方はございますか。2 番渡辺均君。
2 番議員	私も反対の立場で討論させて頂きます。そもそも今回色々な問題になっている条例改正の問題に関しましても審査をする部門と、実行する部隊が同じ組織になってることによってこういう問題が生じてたということをおしるはと、この人事も今、井出議員がおっしゃいましたように町の行政を推進する者とその実施が適正なのか監査する者が同じでは十分な機能が果たせないんじゃないかというふうにおしるはと反対討論にさせて頂きます。
議長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから同意第 4 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定する事に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手多数) (反対 2、5、9、10)	
議長	挙手多数と認めます。したがって同意第 4 号は原案のとおり同意する事に決定致しました。
<b>日程第 2 6 「議案第 3 2 号」</b>	

議 長	<p>日程第 26、議案第 32 号</p> <p>「小海町憩うまちこうみ事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。黒澤議会事務局長。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
(副町長説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。2 番渡辺均君。</p>
2 番議員	<p>3 月の条例案をある面で言えば文言を変えて再上程しなすと、で、その 2 項目が料金の徴収と、町民が利用するという事なんですけれども、元々この条例というのはこの事業成果が、事業成果をより高く上げるためにどのような利活用をしたらいいかということを決めるものであって、そもそも論として私はこの事業そのものが町民に目線を合わせた事業になっているのかと、条例を通すうえで町民の利用をうたっただけで中身について必ずしも従来の説明では町民向けの利活用の説明がされてきませんでした。で、とりわけテレワークということが非常に前面に出されて、従って企業従業員だけに使わせるんだという説明がなされたわけで、それが問題になった経緯があります。その条例がダメだからじゃとりあえず町民向けの 1 条をいれればいいだろうと、そういう取り組みである限り、この事業が町民に向かって成果を上げるような事業になっていないのではないかと、条例さえ通ればいいのかと、そういう問題じゃないわけです。そもそもテレワークというのは今コロナ問題で大きな問題となって取り上げられていますけれど、言ってみれば在宅勤務なんです。で、憩うまちこうみ事業で在宅勤務を推奨するっていうことは矛盾するんです。強いていうならサテライトオフィスとか或いは篠原議員が言いました、ワーケーション、こういった事業が憩うまちの中で仕事と余暇を繋げるのであれば新しい取り組みになるわけです。そういった中身の検証を抜きにして条例だけを書き換えたから、県の指摘に合致するからとそういうことでは事業そのものの真価が問われます。そういったことで私はもう 1 度改めて憩うまちこうみ事業の本旨をしっかりと考え直してそれに沿った条例を作るべきだという観点から、場当たりの、思い付き的な新しい条例であっても私は反対の立場で討論致します。以上です。</p>

議 長	討論はまだで、質疑を行っておりますのでお願いをしたいと思います。他に質疑のある方はございますか。9 番的埜美香子君。
9 番議員	ただ今副町長の方から大きく 2 点を変えるということで説明されましたが、色々質疑の中で町長は齟齬があったというふうにおっしゃいました。齟齬が生じたという内容なら条例の名前を変えて廃止までしなくても、修正ですむ範囲ではないでしょうか。従来の説明とは中身の違う内容になってるんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。
町 長	はい、私が一般質問等々でもお答えした内容の中でも申し上げた通り、私は齟齬であったというふうに思っております。そしてよりよい条例を作り、町民の皆様にご理解いただけるという旨でそういう答弁もしたわけでございますけれど、そういった認識であります。
議 長	他に質疑のある方はございますか。10 番井出薫君。
10 番議員	私は何点か伺いたいわけでありましてけれども、まず今なぜ作り変えるかという話もありましたけれど、私は 3 月の議会でね、委員会では否決され、本会議では多数決で通った条例です。こういった条例がわずか 3 か月で廃止されると、作り変えると、こういうことが他の市町村でもよくあることなのかどうかこういった点をまず伺いたいと思います。
副町長	他の市町村であるかどうかはちょっと調べてございません。
10 番議員	私はこれまで何回もね、議案の質疑の中で他の市町村はどうなんだということは議論してきたつもりでありますよ、誠に答弁が不誠実であるというふうに私は思います。それで問題はね、こんなことはさ、やたらあることじゃねえだよ。国の法律が変わって条例と合わなくなったから作り変える、或いは廃止して作り変えると。こういう事例はあるけれども自ら提案をして議会で多数決を頂いて制定した条例をわずか 3 か月で廃止するなんて、そんなことは調べねったてねえんだよ、どこにも。そのくらいのことは行政経験の長い副町長ですよ、私は承知して言っているというふうに認識します。それで問題はね、なんでこうなったかということですよ、先程条例制定に当たって行政が規定通りの仕事をしてこなかったということを今日の新聞でも報道されていますけれど、先程議長と 2 人で町長に議会の総意として、規定通り仕事をしろと、何でこうなったかということを確認にしてくださいという申し入れをさせて頂きました。今の時点でやはり今後の課題として、なぜこうなったのかという点を伺いたいと思います。
副町長	この間全協ですとか等々で経過等は皆さんご存知の通りでございます。3 月の時の提案したものにつきましてこちらとしてはしっかりして、法規審査委員会とかそういうところ辺が開かれてこなかったということ

	<p>がありますけども、県等々に照会もしながら間違いないということで出して成立してきたわけなんですけれども、その中でもね議員の皆さんの中に公の施設のこととか色々なご意見、当然ありました。で、見直すべきだというご意見も頂きました。それで今回ずーっと3月からね今回に至ってきている中で、皆さんのご意見を十分拝聴したり、今後のね条例のあり方等々熟慮した中で、やはりね3か月とした中で、短いですけどよりよい条例、わかりやすい条例にした方がいいという判断になりまして、今回ね6月に出してきたということで、経過についてはねずっと以前から言ってる通りなんですけれどもそれでご理解をよろしくお願いたいと思います。</p>
10 番議員	<p>本会議での質疑は回数に限られていますからということで、やはり本来、こういった議案というのは冒頭にね本会議で提案をし議会でしっかりと審議をする場所を設けて審議してもらおうという姿勢が私は行政に求められていたという点をいいながら今度の条例で何が変わったのかと。4条と5条ですか、副町長説明されましたけど、使用料は何を想定して、どのように変わったのかという点を伺いたいと思います。</p>
副町長	<p>前の…、今現在の条例では、使用料ということでは徴収しないということで憩うまちこうみ事業を利用した場合管理料ということで徴収すると、その内容につきましては使用料と同じ額、同じ時間で同じ額ということで、使用料とほとんど同じじゃないかということで疑義が出てきていずれそこら辺のところを検討して、先程言いましたように町民の皆さんにね広く使って頂くということにしますのでそうした場合しっかりね使用料を条例に明記をして、そんな憩うまちこうみ事業の管理料として取るじゃなくて、使用料として条例に明確にうたってしっかり取ると、徴収をするということで別表に1時間500円、終日5,000円ということでこれは今とね条例の規則にある管理料として頂く数字をこのままねここに持ってきてあるということでございます。以上です。</p>
議 長	<p>3回過ぎてますけど、井出薫君。</p>
10 番議員	<p>はい、すいません。あの一町長ねただ今齟齬だとか、よりよくするとか町長ぐーっと言われ、今日の新聞でもそのように書かれているわけですが、齟齬っつーのはね、食い違いとか行き違いとかさそういう意味らしいんですよ、色々調べると。それでねよりよくするっつーのは所謂よくするっつーのと併せて、軌道を修正すると、こういう意味もあるわけです。それで私が敢えてもう1回お願いたいのはね、使用料が条例に書かれたということは議会の議決が必要になってくるということなんですよ、こんな要綱やなんかでね管理料なんて書いたって、こ</p>

	<p>んなの議会の議決ができないわけ。これはね地方自治法の制度として、町長の独裁を許さないと。そういう意味から条例にしっかりと使用料を書き込んで議会の議決によって適正な使用料を取っていくというのが自治法の考え方なんです。皆さんはちょっと変えたなんていう説明をするけれど3月の提案はそういった部分で大きく議会の権限を損ねていると、よく言う議会軽視の条例であるということでもあります。先程申しましたように本案を本定例会の初日に提案しない、こうして最終日に、あと30分くらいで5時になるわけですけど、こういった段階で提案するという、先程の監査委員の話と併せて行政は誠に不誠実であるということ強く申し上げ反論があるようでしたら意見をいただいて終わりにしたいと思います。</p>
町長	<p>今井出議員の方からご指摘のあった、それぞれの単語につきましては、私も重々勉強したつもりでございますし、その内容はわかっているつもりでございます。しかし、その最後の方にありました議会に対して不誠実だという部分につきましては、誠心誠意という言葉を使わせてもらいますが、やってるつもりではございますけれども、そういう印象を与えたということであればこれは私も真摯に受け止めたいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わりました。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。10番井出薫君。</p>
10番議員	<p>私は本案を反対の立場で討論したいと思います。本案は先程来申しておりますように、3月の定例議会で委員会で否決された案を本会議で多数決で可決したと。わずか3か月後の6月の定例会でその案を廃止し、作り変えるというまさに前代未聞の仕事であります。先程来私は申しておりますように行政も議会ももっともっとしっかりと勉強をし、地方自治法に則った揺るぎない条例を作っていくと。その為に行政の皆さんもしっかりと勉強をしていただき、2度とこういうことのないようにという警告を申し上げまして反対討論とさせていただきます。</p>
議長	<p>他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第32号を採決致します。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手多数) (反対 2, 9, 10)</p>
議長	<p>挙手多数と認めます。したがって議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p><b>日程第27 「議案第33号」</b></p>	

議 長	日程第27、議案第33号 「令和2年度小海町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。黒澤議会事務局長。
	（事務局長朗読）
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	（副町長説明）
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	（質疑なし）
議 長	全体を通じて質疑のある方はございますか。
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	（討論なし）
議 長	これで討論を終わります。これから議案第33号を採決致します。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員を認めます。したがって議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。
<b><u>日程第28</u></b>	
議 長	日程第28「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題と致します。各常任委員長、議会運営委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	（異議なし）
議 長	異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。ここで先程議会として町長に申入書を提出してあります。内容につきましては先程全員協議会の中でご確認を頂きました、町の行政手続きの中で法規審査委員会の手続きを行わなかったということに対する、その改善の要求でございます。ここで町長よりこれに対する答弁がございますのでお願いを致します。黒澤町長。



町長	<p>先程町長室にて鷹野議長、井出副議長から申入書を頂きました。この内容につきましては議員の皆様ご承知だと思いますけれども誠に事務手続き等々については不備があったということでお詫びを申し上げます。この申入書につきましては真摯に受け止め、原因の究明をするとともに所定の手続きを踏み再びこのような事態が発生することがなきよう、組織の長として自らを反省すると共に課長以下の指導を徹底することをここにお誓い申し上げます。申入等々につきましてはこの通りであると思しますので誠に申し訳ございませんでした。以上でございます。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議長	<p>ただ今町長からこれに対する回答がございました。申出書の通りですね事務手続きにあたってはやはりルールを守って頂きたいことを強く要望する次第であります。以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和2年小海町議会第2回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。(ときに 16 時 45 分)</p>